

歴史的景観を生かした地域の活性化 ～粕壁宿を事例として～



千一ム粕壁塾

目次

序章 はじめに

研究の目的	05
報告書作成の手順	05

第1章 歴史的景観を巡る背景

歴史的景観とは
なんだろう？

1 歴史的景観とは	06
2 歴史的景観に関する施策	08

第2章 粕壁宿の理想像

こんな粕壁宿に
したい！

1 粕壁宿の理想の姿	18
2 理想に向けた目標	18

第3章 粕壁宿の概要と特徴

粕壁宿には
可能性が
いっぱい！

1 粕壁宿の歴史	20
2 現在の粕壁宿	24
3 粕壁宿に係る既存事業	29
4 考察～これでいいのか？粕壁宿～	30

第4章 政策提言

粕壁宿への

16の提案です

1 粕壁宿の地域活性化に向けての政策提言	38
① 蔵まるごと楽しもう！KURAフェスティバル	42
② 宿場劇場粕壁宿 回遊・会友・愉快的まちへ	44
③ 来て・見て・さわって まるごと座・粕壁宿	46
④ ツール・ド・日光道中	48
⑤ 住民と作る「ぷらっと粕壁宿ガイドマップ」	50
⑥ のびのび粕壁 宿場町づくり支援事業	52
⑦ 巡る！学ぶ！楽しむ！蔵SHIP DE 粕壁宿	54
⑧ 粕壁の“壁なみ” “軒なみ”	56
⑨ 古利根川のあるまち“憩い・潤い”粕壁宿	58
⑩ 「オラのまち粕壁宿」クレヨンしんちゃんのおもてなし	60
⑪ 歴史データバンク粕壁宿支店	62
⑫ 蔵リノベーション	64
⑬ 寄ろ ^{しく} 49！粕壁宿六斎市！	66
⑭ 粕壁宿マネジメント&リサーチ	68
⑮ 粕壁宿に来て、見て、遊んで♪粕壁宿マスターがご案内！	70
⑯ 私たちがサポートします！	
「粕壁宿」活性化プロジェクト推進チームの設立	72
第5章 おわりに	74
資料編	76
研究員名簿	110

序章 はじめに

人口減少と超高齢社会を迎えようとしている現在、全国的に中心市街地が衰退する中で、地域の活性化が課題となっている。

地域の活性化とは、地域に住まう人々が地域に愛着や誇りを持って生活することであり、さらに地域外の人々と地域の人々の交流が生まれることである。地域の活性化としては様々な手段があるが、近年、歴史的景観を生かした取組が注目を集めている。これは、地域で培った歴史や文化が形となって表された歴史的景観を地域の魅力として生かすことで、他にはない個性を生み、人々を惹きつける効果が期待されているからである。

本研究で取り上げる粕壁宿は、埼玉県の一部に位置する春日部市にあり、江戸時代に整備された日光道中第4の宿場町として、また、市内を流れる古利根川を利用した米麦などの集積の場として、経済・文化の賑わいを見せていた。しかしながら、時代の変化とともに、賑わいの中心は郊外に移り、粕壁宿のあった中心市街地は賑わいを失ってきている。さらに、当時の面影を残す文化的な建物なども減少し、代わりにマンションやテナントビルなどの都市的な建物に移り変わっている。

このような課題に対し、本研究会では地域が活性化するために「歴史的景観を生かしたまちづくり」に焦点をあて研究した。

今後、歴史的景観等の地域資源を生かしたまちづくりを行おうと考えている地域や自治体に本報告書が参考の一助となれば幸いである。



粕壁宿の位置



現在の粕壁宿（本研究会撮影）

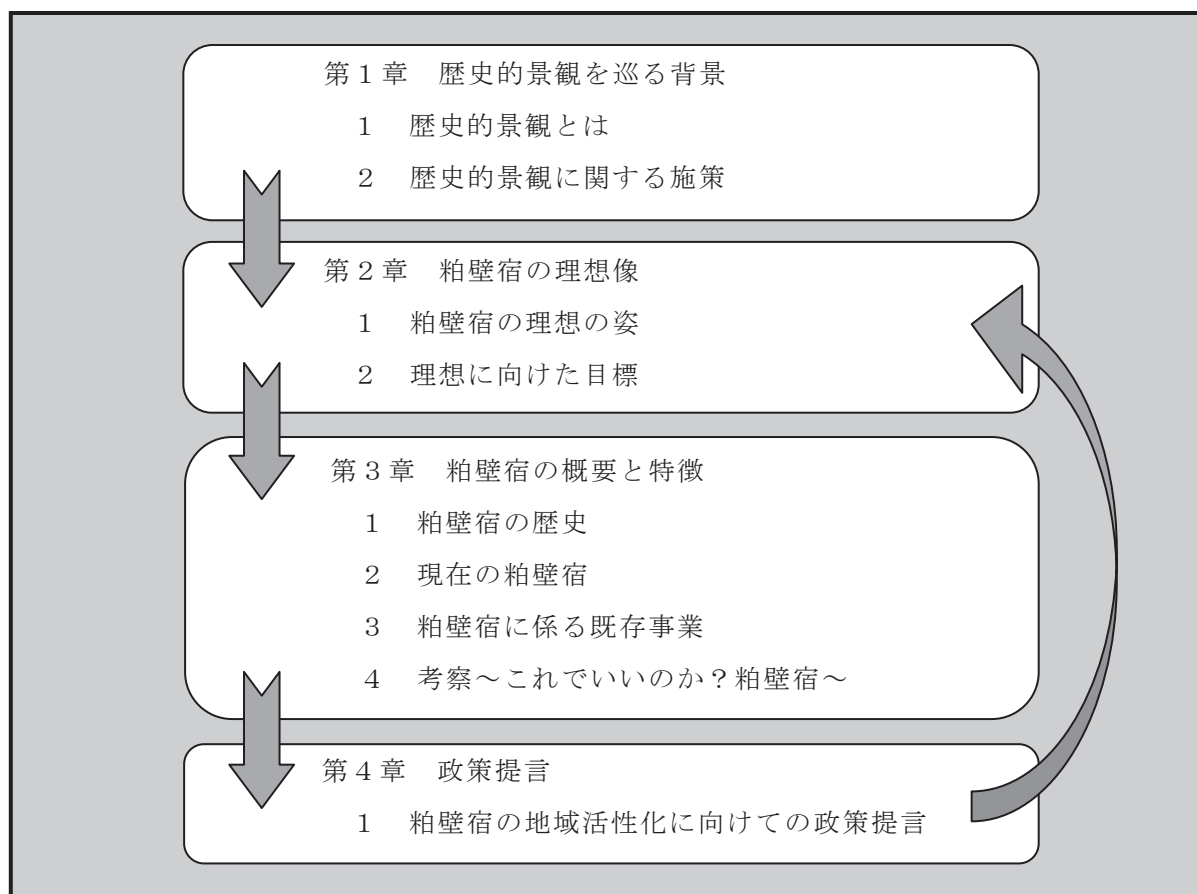
研究の目的

本研究は、粕壁宿の歴史的景観や文化を地域資源ととらえ、その再生とそれを生かした地域の活性化について検討し、地域ブランドづくり、住民との協働による魅力発見・発信など幅広い視点から「住みたい」・「訪れたい」・「愛着・誇りを感じる」まちづくりの手法について政策提言することを目的とするものである。

報告書作成の手順

本報告書では、以下の手順に従って作成している。

- ①歴史的景観を取り巻く社会的背景を把握し、地方自治体に取り組むべき事項を整理した（第1章）
- ②「歴史的景観を生かした地域の活性化」をテーマに、粕壁宿の理想像を検討した（第2章）
- ③粕壁宿の成り立ちや経緯、現在の状況を把握、整理した（第3章）
- ④粕壁宿の問題、課題を整理した（第3章）
- ⑤整理した課題をもとに、解決策の方針を検討した（第4章）
- ⑥方針に基づき、課題解決のための具体的な実現手段を検討した（第4章）



第1章 歴史的景観を巡る背景

1 歴史的景観とは

歴史的景観とは、過去からの人々の営みが重なり合い形づくられたもので、時代を越えて受け継がれてきたものである。これらは、私たちの身近にあり、長い間親しまれてきた古い建物、樹木、河川などが相互に関わり合いながらつくられてきたものである。

歴史的景観は、まちの歴史や文化が形として表現されているものであり、また、まちの新たな魅力を生み出す重要な要素として地域の活性化にも生かすことができる。今後は、このような歴史的景観を継承し、次代に伝えていくことが、非常に重要となっている。

（1）歴史的景観資源を生かした地域活性化の事例－滋賀県長浜市

昭和60年代初め、旧市街地の中心に建つ黒壁銀行（旧第百三十銀行長浜支店）が売却され、跡地にマンション建設計画が持ち上がった。この取り壊しに際し旧市街の古建築の保存と再生を図るため、1988年（昭和63年）に株式会社黒壁¹が設立された。株式会社黒壁設立の主目的である旧第百三十銀行支店の保存と再生は、黒壁一號館黒壁ガラス館として再生することで達成された。

さらに株式会社黒壁は、この一號館の周囲の古建築を次々と美術館、ガラスショップ、工房、ギャラリー、カフェ、レストランへと再生した。この取組により観光客は増え続け、エリア内の他の古建築の再生や活用へ波及していった。このように、寂れかけていた商店街や古い住宅街が400年という伝統を生かすことにより、今や滋賀県北東部最大の観光スポットへと変貌を遂げ、まちおこしの成功例として日本各地からの視察が絶えないほどになっている。

写真1-1-1 黒壁1號館



出典：株式会社黒壁ホームページ

（２）文化財保護とまちなみ修景による地域活性化の事例－長野県小布施町

葛飾北斎が小布施滞在中に描いた貴重な肉筆画、画稿、書簡などを展示するため、1976年（昭和51年）に北斎館が建設された。北斎館は、小布施の中心的観光スポットであり、これを機に周辺のまちなみの整備が進んだ。これまで、町内の美術館、博物館への入館者数は5万人ほどであったが、特にまちなみ修景事業が行われた1980年代半ばに入館者数は増加し、町の来訪者数が年間約40万人となった。その後、景観整備の取組とともに、町内の栗菓子店が観光客も意識した和菓子の販売を行うなど、まちの魅力を増す取組を手がけ、これらの相乗効果により、地域に交流人口をひきつけ、経済効果をもたらしている。

写真 1－1－2 栗の小径



出典：全国町村会ホームページ

【景観の定義】

景観の定義は、以下のように「景色」・「眺め」として説明している。

- ①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。
- ②自然と人間界のこととが入りまじっている現実のさま。

－ 『広辞苑』 －

- ①けしき。ながめ。特に、すぐれたけしき。

- ②〔ドイツ Landschaft〕人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる。

－ 『大辞林』 －

見る人を引きつける（すばらしい）ながめ。

－ 『明鏡国語辞典』 －

2 歴史的景観に関する施策

現在、国や自治体あるいは地域住民による歴史的景観の保全や活用、まちなみ形成といった取組が様々な手法により行われている。これは、歴史的景観を大切にしていきたいという人々の意識が非常に高まってきていることの表れである。

このことは、歴史的景観に関する制度や施策の経緯から見てとれる。次に、国や埼玉県、春日部市のそれぞれの主な取組を示す。

(1) 国の施策

国の景観施策に関する経緯をまとめると次の図のとおりである。

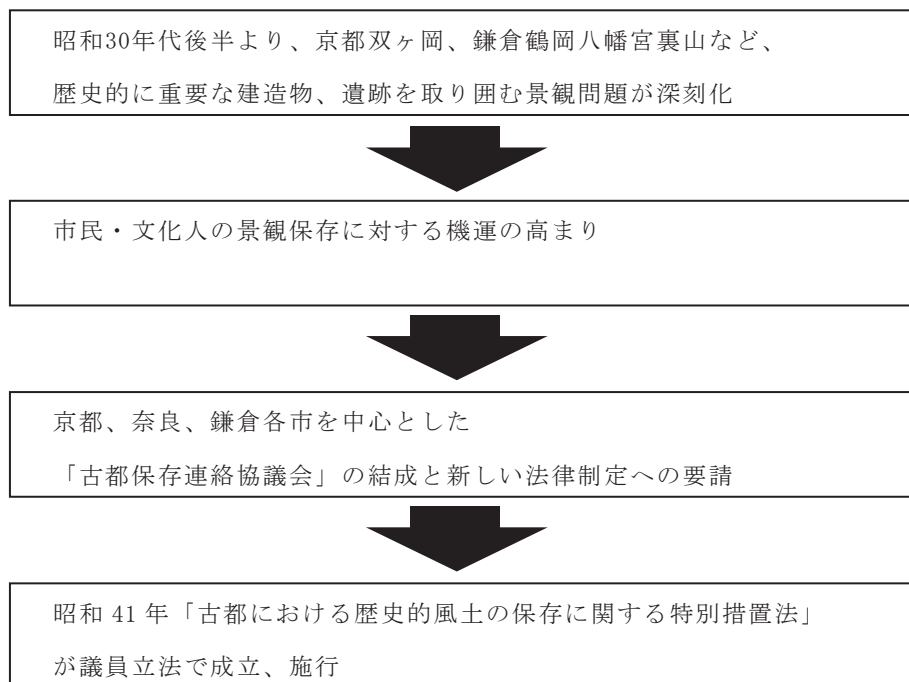
図表 1－2－1 国の景観施策に関する経緯

年	制定事項
1919年（大正8年）	旧都市計画法及び市街地建築物法（建築基準法の前身）の制定。 それぞれに、風致地区、美観地区制度の創設。 ※都市内外の自然美や建築物などの市街地の美観を維持保全する。 「風致」とは、「おもむき、あじわい、風趣」の意味。
1966年（昭和41年）	古都保存法の制定 ※古都の歴史的風土を保存し、次の世代へとつなげていく。
1975年（昭和50年）	伝統的建造物群保存地区制度の創設（文化財保護法） ※城下町、宿場町、門前町、港町などの歴史的な集落・まちなみの保存を図る。
1983年（昭和58年）	都市景観形成モデル事業の創設 ※基本計画に基づき景観形成にかかわる事業計画の策定と調整および重点的な実施を行う。
1987年（昭和62年）	都市景観形成モデル都市制度の創設 ※基本計画に基づき、景観形成を総合的に実施する。
2003年（平成15年）	美しい国づくり政策大綱策定 ※景観整備の基本的な考え方と具体的な施策をまとめた政策大綱。
2004年（平成16年）	景観法の制定 ※地方自治体の景観に関する計画や条例、景観協定に、実効性・法的強制力をもたせる。
2008年（平成20年）	歴史まちづくり法の制定 ※歴史的価値の高い資産と地域の歴史・文化の活動をあわせたものを「歴史的風致」として捉え、保全していく。

日本の景観を巡る動きの始まりは、1919年（大正8年）の旧都市計画法及び市街地建築物法（建築基準法の前身）の制定である。背景には、日本の社会構造の変化や都市部への人口集中により、都市や建築の統制が必要という機運が高まったことが挙げられる。これを受け、都市内外の自然美や建築物などの市街地の美観を維持保全する仕組みとして、風致地区、美観地区制度が初めて制度化された。

昭和30年代後半以降、歴史的に重要な建造物の保存修景の動きが始まった。これは、都市化の急速な進展が次々とまちの景色を塗り替えていくことに対し、古くから残る景観を保全していこうとする動きであった。昭和35年以降の高度経済成長期に、古都の破壊問題が起き、京都市などの歴史的都市において、「美観地区」の適用を行う例が増えるようになった。

図表 1－2－2 古都保存法制定の経緯



国土交通省HPを基に作成

このような動きの中、1966年（昭和41年）古都保存法が制定された。これは、鎌倉市における古都保存運動（乱開発に対する市民の反対運動）を契機に、古都（鎌倉市、京都市、奈良市、その他政令で指定された市町村）の歴史的風土を保存し、次の世代へとつなげていくことを目的として制定された。現在、鎌

※ 当節における下線を付した箇所については、実線が制度を、波線が制度の特徴を強調したものである。

倉市をはじめ10市町村が古都保存法に基づく「古都」に指定されており、これらの市町村においては、歴史的風土保存区域の指定や歴史的風土特別保存地区の都市計画決定等の措置を講じ、区域内での開発行為を規制すること等により、古都における歴史的風土の保存を図っている。

昭和50年代になると、特に歴史的な建造物に対する保存や、景観としての保全活用の制度強化が図られてきた。

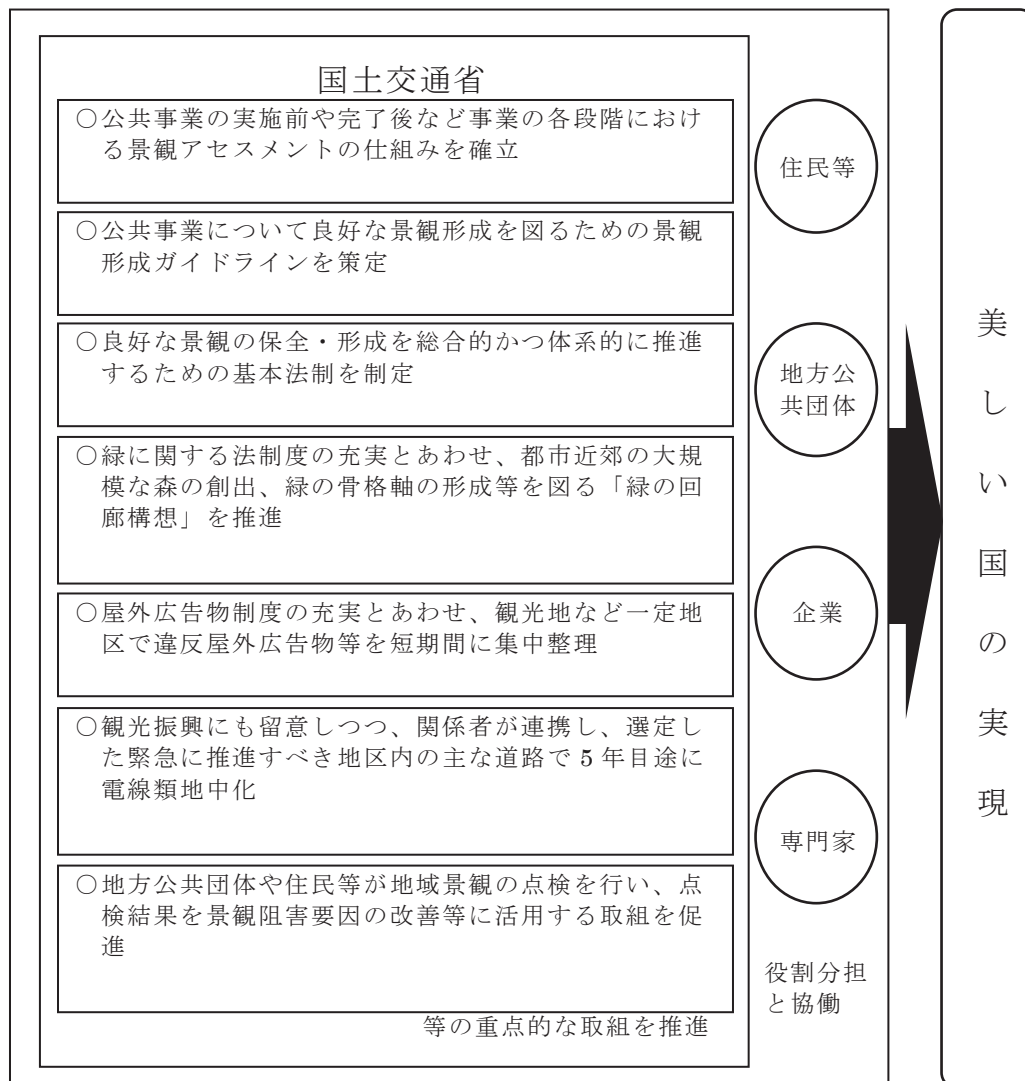
1975年（昭和50年）には、城下町、宿場町、門前町、港町などの歴史的な集落・まちなみの保存を図ることを目的とした伝統的建造物群保存地区制度（文化財保護法）が創設された。この制度の特徴は、これまで建物単体でしか保存できなかった歴史的建造物を、面的な広がりのある空間として保存できる点にある。また、住民が暮らしながら伝統的建造物群を保存することが前提であるため、地元住民が市町村と協力の上で主体的に保存活動を行えることや、外観の変更は制約があるが建物内部の改装などは比較的自由にできるといった特徴がある。さらに、市町村が都市計画もしくは条例により定めた伝統的建造物群保存地区の中から、国が特に価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定することができることも特徴の一つである。

1983年（昭和58年）には、都市景観形成モデル事業が創設された。これは、モデル地区に指定された都市において、景観に関する基本計画を策定し、これに基づき都市計画事業（公園・街路）、道路事業、河川事業など景観形成にかかわる各事業の事業計画を定め、重点的に実施するものである。さらに1987年（昭和62年）に創設された都市景観形成モデル都市制度により、昭和63年から平成元年までに、全国34の重点地区候補を有する都市が都市景観形成モデル都市として指定を受けた。

しかしながら、このような制度では景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確定であること、自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法での限界があったこと、地方自治体による自主取組に対する国としての税・財政上の支援が不十分であったなど、様々な課題が生じてきた。

そこで、景観政策を大きく進めるため、2003年（平成15年）に美しい国づくり政策大綱を策定し、景観の基本的な考え方と具体的な施策をまとめた。

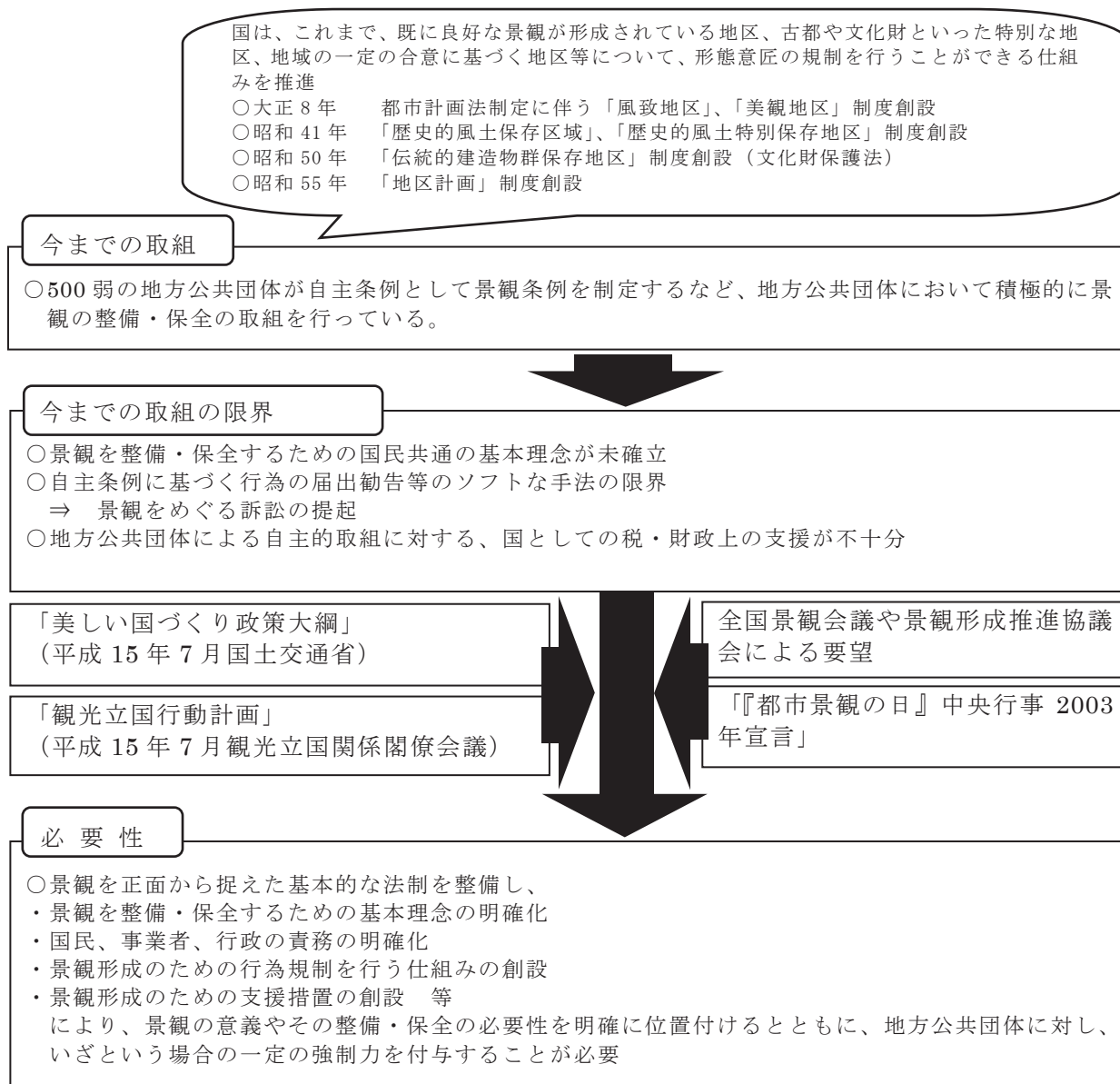
図表 1－2－3 美しい国づくり政策大綱のポイント



国土交通省HPを基に作成

翌年の2004年(平成16年)には、景観に関する初の法律である景観法が制定された。これにより、景観行政団体²である地方自治体は、強制力を持つ措置を講じることができるようになり、景観問題に対して大きな役割を果たすことも可能になった。景観法自体は直接に景観を規制するものではなく、地方自治体の景観計画や景観条例、それに基づいて地域住民が締結する景観協定に、実効性・法的強制力をもたせるものである。

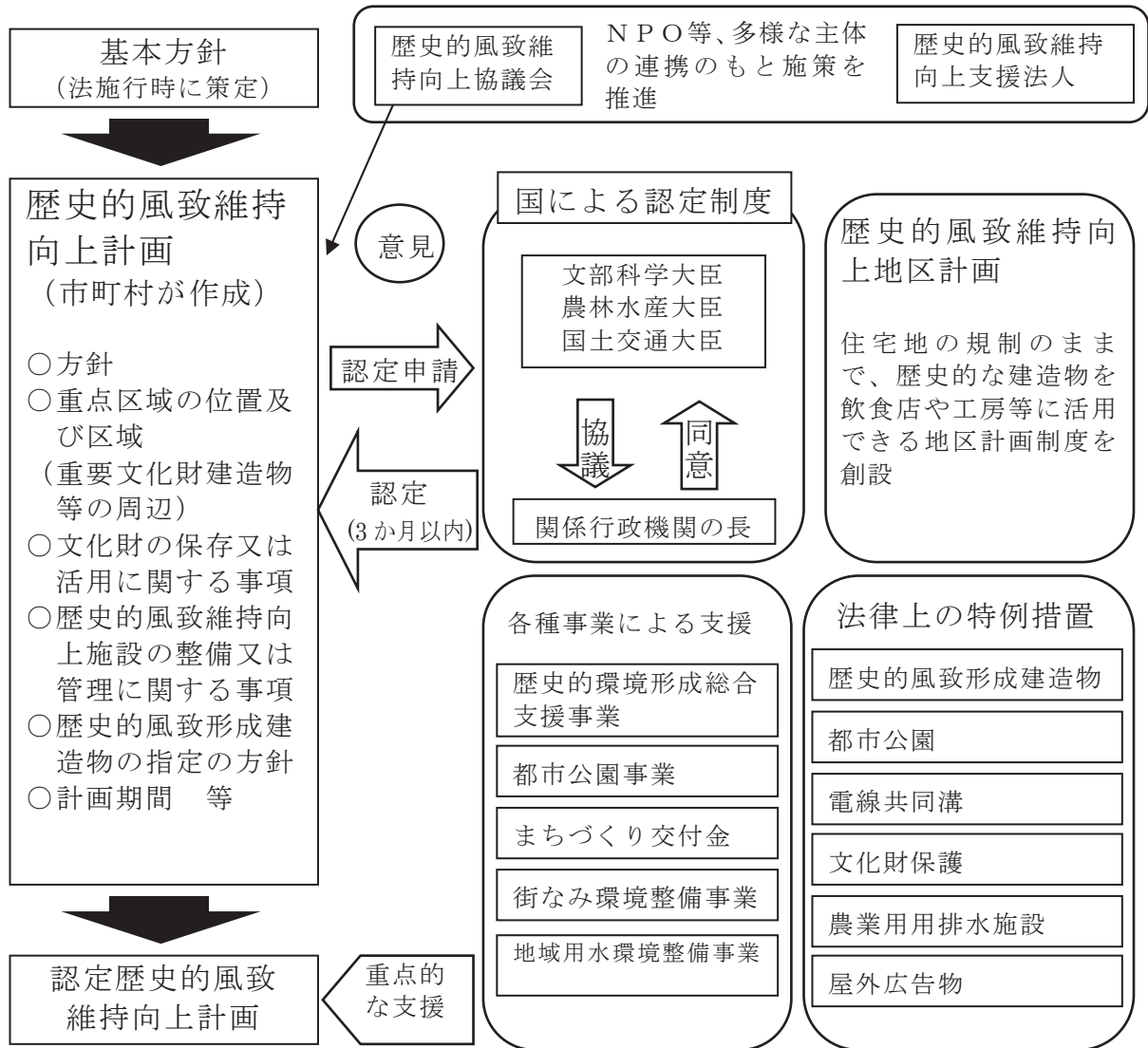
図表 1－2－4 景観法の必要性



国土交通省HPを基に作成

2008年(平成20年)には、歴史まちづくり法が制定された。この法律は、歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産と地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動をあわせたものを「歴史的風致」として捉え、保全していくことを目的としている。ハード事業だけでなく、歴史的風致を形成する伝統行事の活性化や地域に伝承されている伝統的産業などのソフト事業も支援対象となっている。

図表1-2-5 歴史まちづくり法の概要



国土交通省HPを基に作成

(2) 県及び春日部市

県及び春日部市の景観施策に関する経緯をまとめると次のとおりである。

図表 1－2－6 埼玉県及び春日部市の景観施策に関する経緯

年	景観施策
1988年（昭和63年）	国による「都市景観形成モデル都市」の指定（春日部市）
1989年（平成元年）	埼玉県景観条例の制定（埼玉県）
1992年（平成4年）	春日部市都市景観形成基本計画の策定（春日部市）
1993年（平成5年）	春日部市都市景観条例の制定（春日部市）
2003年（平成15年）	新生埼玉行動計画の策定（埼玉県）
2006年（平成18年）	埼玉県景観アクションプランの策定（埼玉県）
2007年（平成19年）	埼玉県景観条例の改正（埼玉県） 埼玉県景観計画の策定（埼玉県）
2008年（平成20年）	景観行政団体への移行（春日部市）
2010年（平成22年）	歴史のみち広域景観形成プロジェクト（埼玉県）
2013年（平成25年）	春日部市景観条例の改正予定（春日部市）

県では、1989年(平成元年)に埼玉県景観条例を制定し、景観形成を推進してきた。さらに、2003年(平成15年)に策定した新生埼玉行動計画における景観への総合的取組の必要性や2005年(平成17年)の景観法の全面施行を受け、個性と魅力あふれる埼玉の実現に向けた取組として2006年(平成18年)に埼玉県景観アクションプランを策定した。

景観アクションプランは、埼玉県全域における景観づくりのビジョンと、景観施策の行動計画を示したものである。現在、県民、NPO、市等が一体となって良好な景観形成を図るため、景観資源を抽出し、この資源をつなぐ広域景観形成プロジェクトを推進している。

続いて、2007年(平成19年)に、自主条例であった景観条例を景観法に基づく景観条例に改正するとともに埼玉県景観計画を策定した。これにより、法に基づく条例となり、より実効性のあるものとなった。

2010年(平成22年)からは、広域景観形成プロジェクトの一環として、県内の旧街道や旧宿場町、城下町などの歴史的な拠点や軸を明確にし、埋もれている歴史的資源を発掘し、保全・活用する歴史のみち広域景観形成プロジェクトを展開している。

コラム

【新生埼玉マニフェストの具現化】

上田知事が県民に提示した「新生埼玉マニフェスト」を受け、2003年(平成15年)9月17日に「知事マニフェストの実現に係る当面の取り組みについて」を公表した。そして、同年11月に、さらにマニフェストを具現化するため、県行政としての取組を明らかにした「新生埼玉行動計画」を策定した。この「新生埼玉行動計画」では、2007年(平成19年)までに県が取り組むべき26項目について、その実施方法や目標達成までの行程などが示されている。

【埼玉県景観アクションプランの概要】

(1) 県全域の景観づくりのビジョンを策定

現行の景観形成基本計画を見直し、現状の課題を踏まえた景観形成の基本目標と基本方針を策定

(2) 景観施策の体系化と広域景観形成の支援

景観づくりビジョンに基づき景観施策を体系付けるとともに、広域景観形成支援プロジェクトを推進

(3) 景観法の施行に伴う制度の活用方針を策定

景観法を最大限活用するため、埼玉県景観条例の改訂方針や景観法に基づく景観計画の策定方針を明示

(4) 今後の取組

本プランの行動計画に基づき、平成18年度は関係団体との協議・調整を図りつつ、景観法における景観計画の策定に向けた調査を実施する。また、県民や市町村の景観づくりに関する取組を積極的に支援していく。

コラム

【埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画の特徴】

- 特徴1 住民参加の景観づくりを進める
- 特徴2 建築物などの色彩と点滅する光源を誘導・規制する
- 特徴3 圏央道沿線区域における景観を誘導する
- 特徴4 圏央道以北高速道路沿線区域における景観を誘導する
- 特徴5 事前協議制による景観誘導を行う
- 特徴6 公共事業において景観に配慮する

【歴史のみち広域景観形成プロジェクト】

プロジェクトでは、下記のとおり「歴史のみち景観モデル地区」の選定を進めている。

平成24年度

- ①鴻巣宿地区（鴻巣市人形～加美、旧中山道沿線）
- ②蕨宿地区（蕨市北町・中央、旧中山道沿線）

平成23年度

- ①吾野地区（飯能市坂石町分、国道299号沿線）
- ②深谷宿地区（深谷市稲荷町～田所町、旧中山道沿線）
- ③妻沼地区（熊谷市妻沼、妻沼聖天山周辺）

春日部市の景観形成の取組は、国の施策に基づき、昭和61～62年の都市景観モデル事業調査による景観形成の方法と対策の方向付けの検討がはじまりである。1988年(昭和63年)には、景観面の整備重点都市として、国の都市景観形成モデル都市の指定を受けた。1990年(平成2年)には、市民投票による春日部景観20選を選定し、市民PRと優れた景観形成箇所についての選定を行った。

こうした経緯を踏まえ、1992年(平成4年)には、市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りの持てるまちとするための基本的方向を示した「春日部市都市景観形成基本計画」を策定し、これを推進するため1993年(平成5年)に自主条例である「春日部市都市景観条例」を制定した。

さらに、2008年(平成20年)には市独自の景観形成を推進するため、景観法に基づく景観行政団体となった。

2013年(平成25年)からは、景観計画に基づく景観形成を進め、規制の強化や支援措置などが可能な景観法に基づく景観条例を施行する予定である。特に歴史的景観形成として、今回の研究対象である粕壁宿のあった地区について、重点的に景観形成を図る予定である。

¹ 株式会社黒壁とは、黒壁銀行の保存と中心市街地活性化の活動拠点としての活用を目的に、8名の民間企業の有志が集い、長浜市の支援（4千万円）を受け、出資総額1億3千万円で設立された第3セクターである。

² 景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいう。埼玉県内の景観行政団体は以下の15市である。さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、戸田市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市（順不同 H24.8.1 現在）

第2章 粕壁宿の理想像

1 粕壁宿の理想の姿

本研究では、地域が活性化するために「粕壁宿の歴史的景観を生かしたまちづくり」に焦点をあて研究した。

第1章でみてきたように、国の政策においても「美観」・「風致」の概念を取り入れた旧都市計画法及び市街地建築物法の制定以来、景観の価値に法的根拠を与える景観法の制定、地域の歴史・文化を歴史的風致（＝資源）と捉えた歴史まちづくり法の制定など、歴史的景観に価値を認める時代へと移り変わっている。

また、全国には滋賀県長浜市や長野県小布施町のように、地域住民が主役となって歴史的景観を保存・修復する活動を継続し、地域の活性化に成功を収めつつある事例も見られる。そこには、地域住民の地域に対する愛着や誇りがあり、住みたい、訪れたいまちなみが具現化されているのである。

そこで、粕壁宿においても「住みたい」・「訪れたい」・「愛着・誇りを感じる」まちになるための地域活性化の目標、すなわち「粕壁宿の理想の姿」として、次の内容を掲げた。

粕壁宿の理想の姿

地域の人が愛着や誇りを持てる粕壁宿

住民主役で賑わいが継続できる粕壁宿

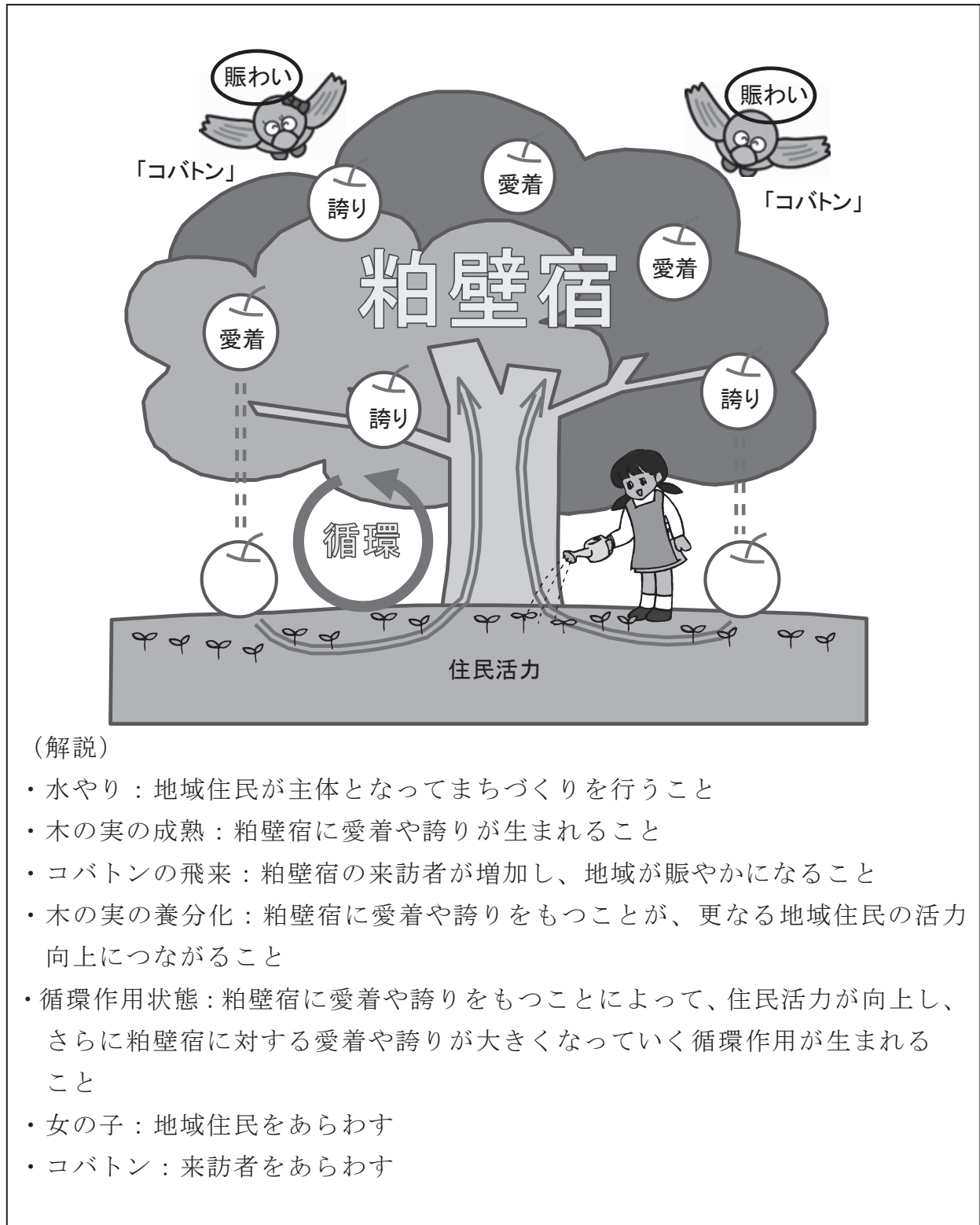
2 理想に向けた目標

目指す粕壁宿の理想の姿の一つ目である「地域の人が愛着や誇りを持てる粕壁宿」にするためには、粕壁宿が粕壁宿らしさを感じられるようになることが必要である。粕壁宿らしさとは、一目見てかつての宿場町としてのまちなみを彷彿させる景観・歴史・文化を形成していることである。

二つ目である「住民主役で賑わいが継続できる粕壁宿」にするためには、かつての粕壁宿のように地域に活気が感じられるようになることが必要である。地域に活気が感じられるとは、「①地域住民がまちづくりに積極的に参加し、地域のまちづくりを行っている ②地域が地域住民と来訪者で賑わっている」状態になることである。例えるならば、図表2-2-1のように、地域住民が水

やりを行うことにより、粕壁宿という木に実がなり、来訪者が訪れ賑やかになる。さらに、木の実が地元住民の栄養となり、それにより大きな実がなり循環する状態になることである。

図表 2 - 2 - 1 粕壁宿の理想像イメージ図



第3章 粕壁宿の概要と特徴

1 粕壁宿の歴史

(1) 粕壁宿以前の歴史

氷河期と間氷期^{かんびょうき}を繰り返した旧石器時代、春日部市の中央部は南北に流れる古東京川^{ことうきょうかわ}によって浸食された峡谷のような地形であったと推定されている。縄文時代になると、地球規模の温暖化により海水面が上昇し、旧石器時代に峡谷であったところは奥東京湾^{おくとうきょうわん}と呼ばれる海となった。奥東京湾では河川によって運ばれた土砂が堆積し、次第に遠浅の海が広がっていったものと思われる。今から5,500年前の縄文時代前期の貝塚からは、縄文人が食べたアサリやハマグリが出土している。弥生時代は気候が寒冷化して海岸線が後退するとともに、遠浅の海は陸化して広大な低地が形成された。低地には利根川や荒川、渡瀬川の本流にあたる大河川が南北に流れ、流域には自然堤防と呼ばれる微高地を発達させた。ちょうどそのころは、大陸から渡来した稲作などの農耕が始まり、台地から低地へと人々の活動域が広がった時期でもある。

市内でも弥生時代中期から自然堤防上で遺跡が確認されており、市北部の小湊^{こぶち}や浜川戸^{はまかわど}では古墳時代後期から平安時代にかけて大規模な集落跡が形成されている。

その自然堤防上の遺跡の一つである浜川戸遺跡は、粕壁宿の西800mに位置し、奈良時代、平安時代の集落跡が確認されている。北側に流れる古隅田川^{ふるすみだがわ}は古代の武蔵国^{むさしのくに}と下総国^{しもとうのくに}の境とされた隅田川の流路と推定されている。また、中世の武士団である春日部氏の本拠もこの一帯であったと推定されている。遺跡の西側には春日部氏ゆかりの春日部八幡神社があるほか、発掘調査では掘立柱建物跡や堀跡が検出され、中世の武士の供養塔である板石塔婆^{いはしとうば}や舶来^{はつらい}の磁器が出土しており、武家の館があったことが窺われる。

図表3-1-1 旧石器時代の地形



図表3-1-2 縄文時代の海岸線



出典：春日部市教育委員会「図録春日部の歴史」に加筆

(2) 地名「春日部」の起源

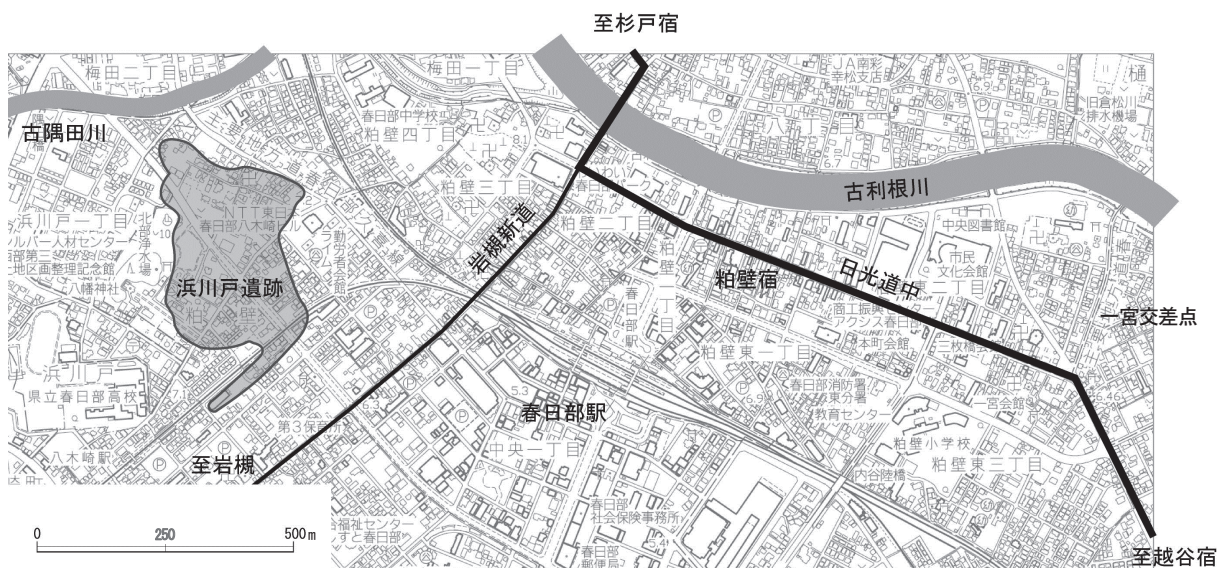
この春日部氏は京の貴族である紀氏の流れを汲み、武蔵国大井郷を本拠とした大井氏の一族である。大井氏は平安時代の後半にあたる12世紀初頭ごろには大井郷周辺を開発して土着し、その地名を名字としている。大井氏から分かれた品川氏、堤氏、潮田氏も土着先の地名を名字としており、春日部氏の名字も同様と考えられる。したがって、春日部氏の成立以前に、「春日部」という地名が存在していた可能性は高い。しかしながら、地名「春日部」の起源については、古墳時代、安閑天皇の後である春日山田皇女の屯倉であったとか、水が浸る土地という意味の「カス」や川のほとりを意味する「カワベ」から「カスカベ」となったなど諸説あるが、いずれも定かではない。

(3) 「春日部」から「粕壁」へ

浜川戸遺跡では春日部氏が活躍した南北朝時代までの遺物があるが、その後の様相は不明である。一方、戦国時代になると、「多田」や「関根」といった粕壁宿の名主の家名につながる名字が古文書に表れる。おそらく、このころには利根川、荒川、渡瀬川の本流が浜川戸遺跡の北側を流れていた古隅田川の流路から、粕壁宿の東側を流れる古利根川の流路へと遷移し、それとともに「春日部」の中心部も東へ移動していったものと思われる。

また、「カスカベ」の表記も変遷を経ている。1336年(延元元年)、南朝方の武士であった春日部重行あてに、後醍醐天皇より下総国下河辺荘春日部郷の地頭職が与えられた際には「春日部」と表記されていた。戦国時代の1573年(元亀4年)、北条氏繁より関根図書助宛の感状では「糟ヶ辺」、1590年(天正18年)と推定される高力家印判状では「糟壁新宿」と表記されている。その後、江戸時代の多くの古文書には「粕壁」と表記されるようになった。

図表3-1-3 粕壁宿と浜川戸遺跡



(4) 江戸時代の粕壁宿

1590 年(天正 18 年)に徳川家康が関東地方を本拠地とすると、江戸から奥州へ向かう奥州道中が整備された。家康の死後、1616 年(元和 3 年)には日光東照社が成立すると、江戸から日光までは日光道中と呼ばれ、途中の宇都宮までは併走するかたちとなった。

粕壁宿はその第 4 の宿場町として整備された。幅 5 間(約 9m) の道に沿って計画的に区割りがなされ、北から上宿、中宿、新宿、三枚橋の町組に分かれ、周囲には裏町、新町(八丁目)、寺町、内出、陣屋などの町組があった。宿の入り口には市神として牛頭天王社(八坂神社)が祀られた。

宿場の機能として、参勤交代で往来する大名、公家や日光山関係の役人が宿泊する本陣や脇本陣のほか、一般の人が宿泊する旅籠等があった。また、馬の手配や公文書の郵送などの宿駅業務を行う問屋場が設置された。周辺の村落には、宿場機能の維持のため、「助郷」という馬や人夫などを供出する税が課せられていた。

また粕壁宿は、宿に沿って流れる古利根川の舟運を利用した物資の集積地であり、上喜蔵河岸、下喜蔵河岸の 2 つの河岸場が設けられた。現在の県道から推定するに、粕壁宿からは岩槻城や菖蒲、久喜、江戸川沿いの西宝珠花河岸、西金野井河岸、関宿城へと向かう道が伸びており、粕壁宿を介した陸上交通も行われていたものと思わ

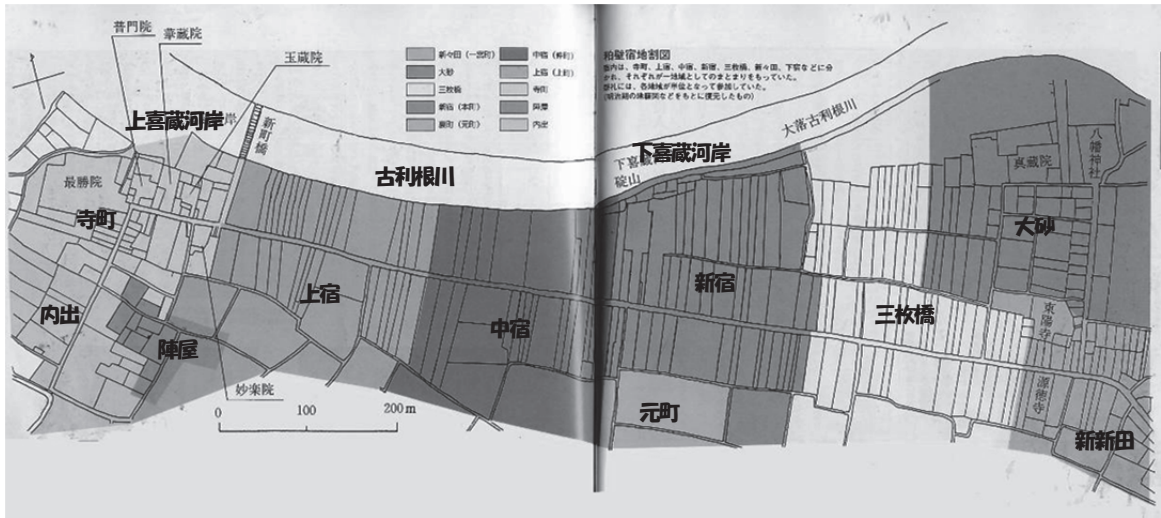
図表 3-1-4

天保期の粕壁宿の規模

宿高	1696.931 石
町並	10 町 25 間
人数	3701 人
(男)	1791 人
(女)	1910 人
家数	773 軒
本陣	1 軒
脇本陣	1 軒
旅籠	45 軒
問屋場	1 軒
宿建人馬	35 人 35 疋

春日部市郷土資料館『粕壁宿と日光道中Ⅱ』を基に作成

図表 3-1-5 粕壁宿地割図



出典：春日部市教育委員会「図録春日部の歴史」に加筆

れる。その一端を示す資料として、粕壁宿から岩槻城へ向かう道程の途中である寺町や豊春村には、西金野井の馬持中が建てた道標や馬頭観音像が残されている。これらの交通網を利用し、粕壁宿には周辺の農村から米などの物資が集められ、江戸へと送られた。また、近隣の農村にとっては物資の集まる粕壁宿は消費生活都市でもあり、月に6度（4と9の日）の市が開催された。

粕壁宿は度重なる水害、火災を被っており、特に天保期に4回、嘉永期に2回の火災が記録されている。1853年(天保6年)の島村火事では宿内で350軒、土蔵60棟が類焼した。他の宿場町と同様に、粕壁宿でも蔵造りの商家が残っているのは、防火対策の意味が大きいものと思われる。

写真3-1-1 粕壁宿復元模型



(春日部市郷土資料館展示)

図表3-1-6 粕壁宿と県道



(5) 明治時代の粕壁宿

1893年(明治26年)に開通した千住馬車鉄道の終着地点であり、東武鉄道伊勢崎線粕壁駅は1899年(明治32年)に市内で最初に開業した駅である。1902年(明治35年)には商工会が設立されている。明治時代以降も粕壁宿が春日部市の経済的中心地であった。

2 現在の粕壁宿

(1) 人口、規模

平成23年10月現在、粕壁宿の町組（図表3-1-5参照）に相当する範囲（現在の粕壁1～4丁目、粕壁東1～4丁目）の人口は9,406人である¹。

日光道中にあたるかすかべ大通り（一宮交差点～最勝院門前）の長さは1.1kmである（図表3-1-3参照）。

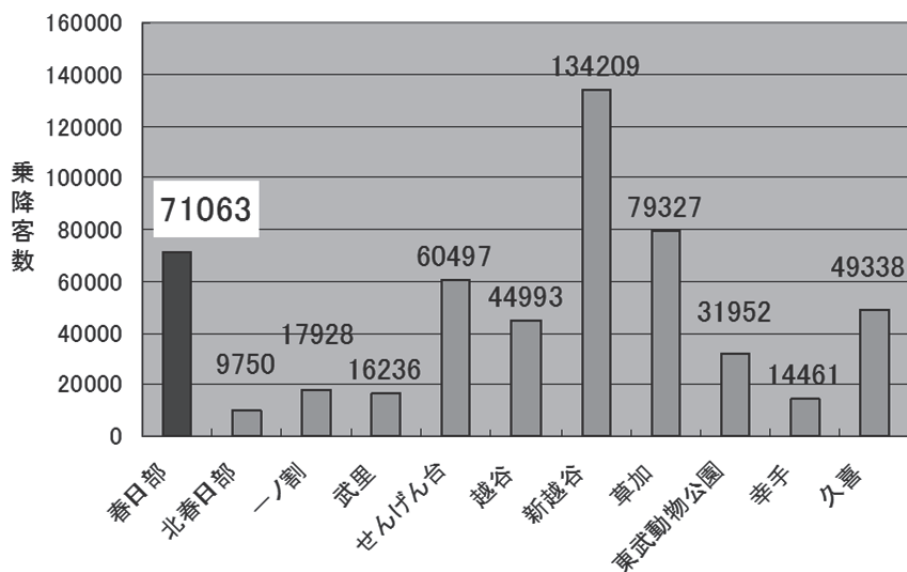
(2) 交通

南北に走る東武鉄道伊勢崎線、国道4号、東西に走る東武鉄道野田線、国道16号が交差し、杉戸町、旧庄和町を商圏として含む。春日部駅全体の1日あたりの乗降者数は約7万人で、そのうちの3万人が粕壁宿のある東口を利用している²。駅からは歩いて近く、コンパクトにまとまっており、巡るにはちょうど良い距離である。

図表3-2-1 春日部市の交通網



図表3-2-2 東武鉄道各駅の乗降客数



単位：人

東武鉄道株式会社
ホームページを基
に作成

(3) 店舗

粕壁宿に相当する現在のかすかべ大通りの構造はおおよそ、西から寺町、蔵づくりの商家群、ロビンソン百貨店を核とする店舗群となっており、周辺には住宅地が展開する。店舗の構成をみると、生鮮食料品店や飲食店が少なく、伝統的な酒屋、米屋、進物や冠婚葬祭に関わる品物を取り扱う店が多い。いわゆる「商店街」とは趣が異なり、古くから営まれている店や常連客を相手とする店、贈答品や仏具など特別なものを扱う店が主体である。むしろ、生鮮食料品店は交差する岩槻新道や裏路地に点在している。事業所数は平成14年度の243件³から平成19年度には223件⁴へと減少しており、平成24年8月時点で空き店舗が15軒確認された⁵。

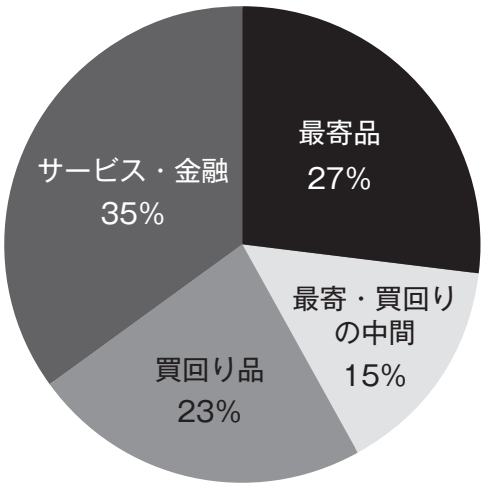
図表3-2-4

かすかべ大通りの業種別個人商店数

商品の分類	業種	軒数
最寄品	野菜、果物	2
	酒、米、茶、菓子	5
	荒物、金物、作業着	3
	燃料	1
最寄・買回りの中間	眼鏡	3
	書籍	1
	羽子板、際物	2
買回り品	呉服、洋品、寝具	5
	石材、仏具	4
サービス・金融	美容院	7
	葬儀	1
	飲食店	3
	金融機関	3
合計		40

図表3-2-3

商品分類別個人商店割合



平成24年8月28日実施の街頭歩行調査を基に作成

図表3-2-5 かすかべ大通りと周辺の構造



(4) 景観

かつては宿場の通りには蔵が立ち並んでいたが、多くが取り壊された。平成 24 年 8 月現在では、6 軒の蔵が残っており、所有者が店舗や倉庫として利用している場合が多い。寺院が江戸時代より継続し、宿場北側に寺町として群をなしている。まちなみは古利根川に沿って形成され、川には舟からの荷揚げをする河岸場があった。現在、川は護岸化され、桜並木の遊歩道が整備されている。

実際に通りを歩いてみると、電線が地中化されて見通しがよく、蔵や寺社などが宿場町としての歴史を感じさせるが、その他の建物の形態意匠については統一感に乏しく、川越市の蔵造りのまちなみのようなインパクトはない。むしろ、詳しい人に解説されないと、かつての宿場であったことがイメージされにくい景観である。シャッターアートなど、宿場町を感じさせるような景観整備は行われているが、蔵などの歴史的資源に価値があることをアピールしておらず、それらと連携した活動も行われていない。結果として、商売の不振や後継ぎ問題、再開発等の際に蔵の活用法に行き詰まり、宿場町としての景観の象徴ともいえる蔵が取り壊される事態となっている。

写真 3-2-1 昭和 10 年ごろ(左)と現在(右)の三枚橋付近



出典：『春日部・庄和 町の歴史 粕壁宿と西宝珠花河岸』



(本研究会撮影)

(5) 現存する歴史的資源

①粕壁宿文書（市指定有形文化財）

名主の家に代々伝えられた文書群。幕府からの触書、宿や治水灌漑の絵図など。

②粕壁宿検地帳（市指定有形文化財）

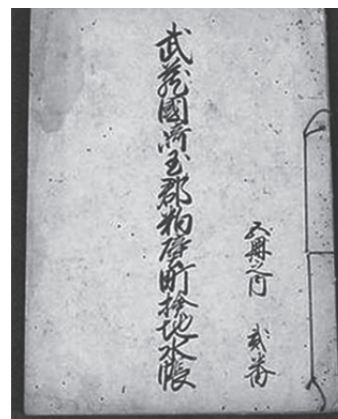
粕壁宿の耕地や屋敷地について記された検地帳。

③碓神社のイヌグス（県指定天然記念物）

南方系の樹木で、生育の北限とされる。樹齢 600 年を超え、古利根川を往来する船の目印となっていた。

写真 3-2-2

粕壁宿検地帳



④社寺

粕壁宿の北端には最勝院や普門院、成就院、妙楽院、玉蔵院などの寺院群があり、寺町を構成している。最勝院には南北朝時代の武士である春日部重行の墓と伝えられる塚がある。また、明治時代には小学校が開設され、境内では大相撲の巡業やサーカスの興行が行われた。一方、南端にも八坂神社などの神社や寺院が点在する。

⑤上喜蔵河岸跡

粕壁宿にあった2つの河岸場のうち、上喜蔵河岸は新町橋付近にあり、現在は埋め立てられて石積みの上段のみが地表面から顔を出している。

⑥蔵

現在、6軒の蔵が店舗や住宅として残されており、多くが幕末から明治時代に作られたものである。古いものでは1846年(弘化3年)、1851年(嘉永4年)のものもある。また、かすかべ大通りから古利根川まで蔵が連なる店舗もあり、商いをする上で、川と街道の双方を利用した輸送が行われていた。

写真3-2-3 現存する蔵造りの商家



(本研究会撮影)



(本研究会撮影)

図表3-2-6 現存する歴史的資源位置図



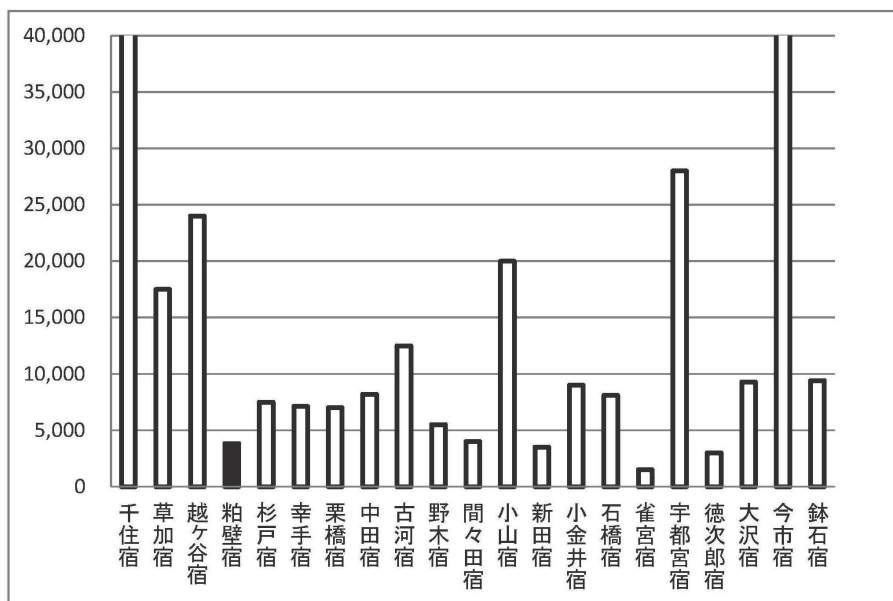
(6) 市民の意識、粕壁宿の認知度

民間調査では春日部市の魅力度⁶は 1,000 市町村中 383 位と高くない。また、インターネットで「日光 宿場 ○○宿」と日光道中全ての宿場町を検索したところ、粕壁宿のヒット数は 5,000 件未満（図表 3-2-7）で、日光道中 21 の宿場の中でもかなり情報量が少ない部類である。さらに、市民アンケート⁷では、現時点での春日部市のイメージを「歴史のあるまち」と回答した人は少なく、13 の選択項目うち 12 番目であった。春日部市民であっても粕壁宿を意識している人は多くないことがわかる。蔵などの歴史的資源の価値が地域住民に認識されておらず、宿場町としての情報発信が十分にされていないことが要因と思われる。

その一方で、先の市民アンケートでは今後の景観づくりに期待することとして、「歴史的建造物や樹木等の保全」と答えた人が多く、13 の選択項目うち 2 番目の回答数の多さであった。また、実際に粕壁宿を訪れてみたいという人々も確実に存在している。例えば、市民ボランティアである春日部市観光協会の春日部観光ボランティアやかすかべ案内人の会では、市民や観光客向けに観光案内を実施している。平成 23 年度の実績では、観光ガイドは 63 回行われ、総参加者数 1,270 人を数える。いずれも募集が始まるとすぐに定員を満たすほどの盛況ぶりである。そのほか、歴史に関する講座についても、市民からの受講希望は年々増加しており、平成 23 年度は春日部市教育委員会の学芸員が講師として派遣要請された講座数は 20 回を数える。

これら調査やアンケートでは粕壁宿の認知度は高くないが、市民が潜在的に歴史に期待している状況が窺える。川越市などの事例により歴史的建造物や景観が見直されてきたことや、団塊世代が地域の歴史に関心をもつようになったことが背景にあるものと思われる。

図表 3-2-7 「日光 宿場 ○○」で検索したヒット数



平成 24 年 7 月 研究員の調査を基に作成

3 粕壁宿に係る既存事業

(1) 都市・景観整備

粕壁宿に係る都市整備について、春日部市では春日部駅とその周辺の連続立体交差化（鉄道高架化）の一環として、2003年（平成15年）に「春日部市中心市街地活性化基本計画」を定めている。また、景観整備という視点から、2011年（平成23年）に「春日部市景観計画」を定め、「景観まちづくり事業」を実施している。その他、低炭素社会への対応から「エコまちづくり」といった取組も行われている。市民主体の取組としては、春日部駅東口商店会連合会が春日部駅東口地区の建物に粕壁宿をイメージした壁画やシャッターアートを制作する「粕壁宿景観再生事業」を行っている。

(2) 地域・産業の振興

商工業や産業の振興策として、春日部市では「春日部市商店街活性化推進事業費補助金」や「春日部市中小企業人材育成事業費補助金」など、市内の商工業団体に対し補助金を交付している。また、「春日部市地域力アップ提案事業」として、市民からの提案のあった地域振興策に対し、市民自らが事業を実施する場合は補助金を交付している。

春日部市商業協同組合では、加盟店共通のポイントカードである「ふじちゃんカード」を発行している。また、春日部TMO⁸が組織され、各種イベントを行っている。

(3) 歴史、文化の保護

歴史、文化の保護策として、春日部市では条例に基づく指定文化財の保護制度がある。粕壁宿内においては、蔵などの歴史的建造物を文化財に指定するための調査をしている。

(4) イベント

粕壁宿内のイベントでは、「春日部夏まつり」や「街コン」などが挙げられる。いずれも、個人や実行委員会、春日部TMOなどが運営している。

(5) 情報発信

①チラシ、パンフレット

春日部市では、春日部郷土資料館が展示とあわせて粕壁宿に関係する図録や散策地図を発行している。その他では、かすかべ元気印の会⁹が『粕壁宿歴史探訪』や『日光道中粕壁宿絵地図』を発行している。

②Web サイト

春日部市の公式ホームページのほか、春日部市観光協会のホームページでも粕壁宿の見どころを紹介している。

③解説板

春日部市が設置した「問屋場跡」と、有志が建てた「加藤楸邨旧居跡」がある。

④情報発信施設

粕壁宿の推定模型が人気の「春日部市郷土資料館」や、各種情報を発信し、市の魅力を紹介する春日部情報発信館「ぷらっとかすかべ」がある。

4. 考察～これでいいのか？粕壁宿～

以上、粕壁宿の現状について述べたが、理想実現のためには解決しなければならない課題がある。

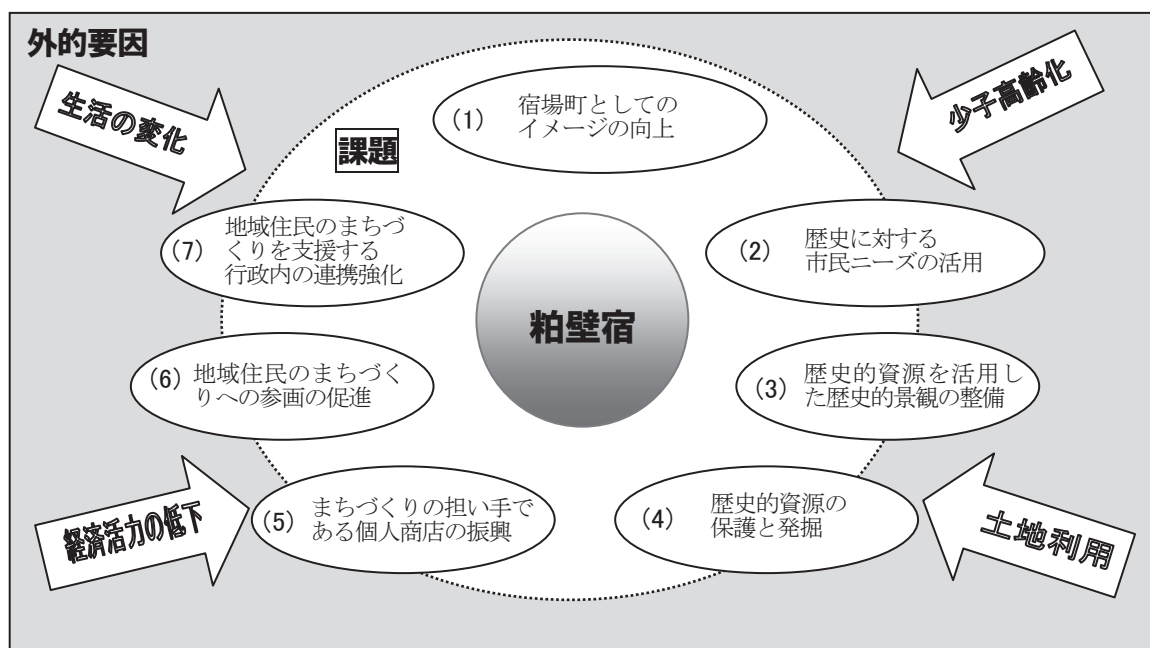
まず、チーム粕壁塾が掲げる粕壁宿の理想の姿の一つである「地域の人が愛着や誇りを持てる粕壁宿」を実現するには、市民が一目で粕壁宿らしさを感じられるようなまちづくりが必要である。そのための課題として次の4点が挙げられる。

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・歴史に対する市民ニーズの活用
- ・歴史的資源を活用した歴史的景観の整備
- ・歴史的資源の保護と発掘

次に、第2の理想である「住民主役で賑わいが継続できる粕壁宿」を実現するには、地域住民がまちづくりに積極的に参加し、地域が地域住民と来訪者で賑わっている状態になることが必要である。そのための課題として次の3点が挙げられる。

- ・まちづくりの担い手である個人商店の振興
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進
- ・地域住民のまちづくりを支援する行政内の連携強化

図表3-4-1 粕壁宿に係る課題



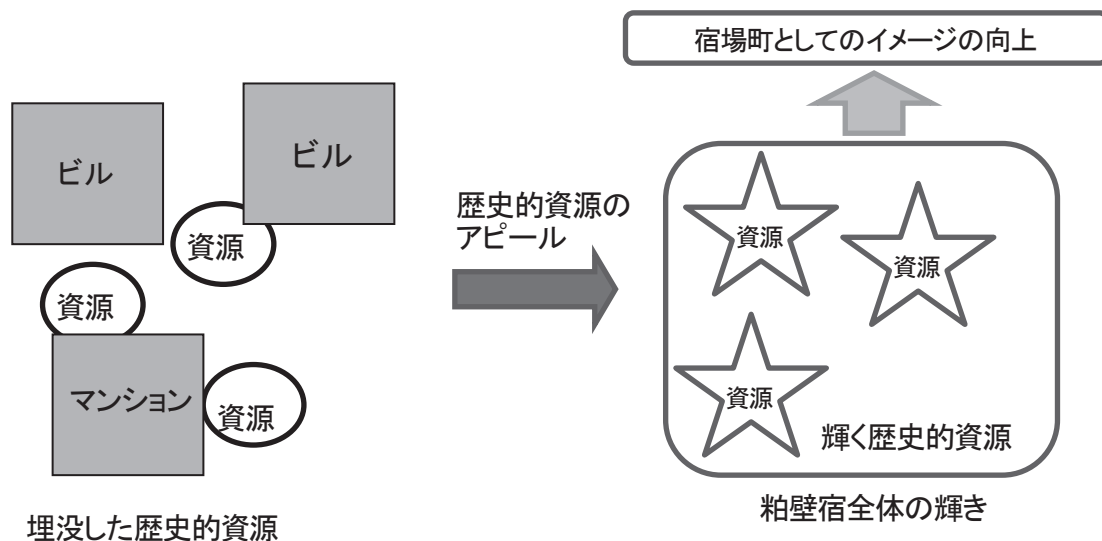
(1) 宿場町としてのイメージの向上

第3章第2節(6)で示したように、インターネット上でキーワード「粕壁宿」を検索した結果や市民アンケート¹⁰では、粕壁宿の知名度は低く、春日部市民であってもかすかべ大通りが宿場町であったとの認識を持っている人が少ない。また、日光道中というキーワードから粕壁宿が連想されることは少ない。

このように旧宿場町としてのイメージが定着していないのは、行政が旧宿場町であった情報発信を十分に行っておらず、市内外の人々に蔵などの歴史的資源の存在が認識されていないことが大きな要因と考えられる。確かに、春日部市郷土資料館などでは粕壁宿に関する展示を行ってはいるが、解説板等による粕壁宿の説明は極めて少数である。実際に、粕壁宿のメインストリートであった現在のかすかべ大通りを歩いてみても、ボランティアガイド等、現地に詳しい人の解説がないと当時の様子が分からない。

地域の人が愛着や誇りを持てる粕壁宿にするには、歴史的資源の価値を詳細にアピールし、宿場町としてのイメージを向上させることが、まず1つ目の大きな課題である。

図表3-4-2 歴史的資源のアピール



(2) 歴史に対する市民ニーズの活用

粕壁宿が旧宿場町としてのイメージが薄い一方で、川越市など歴史的景観を整備して、知名度の向上や観光客の増加に成功した事例もある。全国的に郷土の歴史に関心が高まっていることも事実である。春日部市においても、第3章第2節(6)で述べたとおり、春日部市観光協会の春日部観光ボランティアやかすかべ案内人の会が主催する観光ガイドは盛況であり、市の歴史に関する講座は、市主催、民間・ボランティア主催ともに受講者数が増加している。

これらの背景には、超高齢社会の到来という要素が深く関わっている。上記の講座などの受講者は主に、退職を迎えたいわゆる団塊世代の年齢層を中心としており、そうした方々は比較的、時間的・経済的余裕をもっているといえる。また同時に、観光・体験に対する関心が高く、従来の自然や歴史的遺産をめぐる観光だけでなく、自己啓発や体験型のツアーなどにも興味をもつ傾向にある。超高齢社会の進行とともに、こうした「シルバーマーケット」層は今後も拡大することが確実である。

したがって、こうした層の歴史に対するニーズを満たし、粕壁宿に対する愛着や誇りに転換をすることで、まちづくりへと活用していくことが2つ目の課題である。

図表3-4-3 歴史に対するニーズの転換



(3) 歴史的資源を活用した歴史的景観の整備

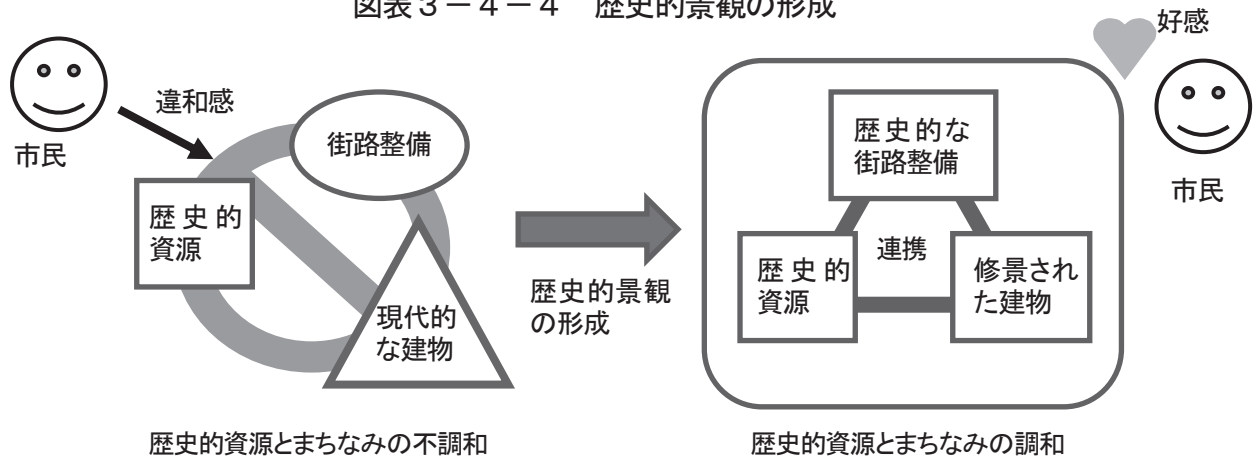
さて、粕壁宿に旧宿場町としてのイメージを定着させるには、旧宿場町であることを実感できなければならない。確かに、第3章第2節(4)で述べたとおり、粕壁宿内には蔵造りの商家や寺社などがあり、歴史を感じさせるものはある。しかし、その他の建物は形態や意匠に統一感が乏しく、マンションやビルが立ち並び、まちなみがバラバラである。車道、歩道が整備され、電線が地中化されて見通しがよいが、川越市と比べて宿場町の面影が感じられないのである。

その要因は主に、これまで行政が行ってきたまちづくりが、粕壁宿の歴史や文化に基づいていないからと考える。その一つが、1983年(昭和58年)から1994年(平成6年)までに行われたかすかべ大通りの整備である。道幅は江戸時代には9m程しかなかったため、社会的なモータリゼーションの流れの中で、道路を拡幅せざるを得なかったのはあるが、それにより多くの歴史的建造物を失ってしまった。また、整備された歩道にはインターロッキングでカラフルな模様を施し、街路灯は西洋風にするなど、およそ宿場町らしさとはかけ離れている。また、沿道の建築物に対しても、景観規制は行われていない。

こうして、まちづくりと粕壁宿の歴史に関係性が見いだせず、結果として歴史的資源は過去のものとして扱われ、埋没するに至っている。川越市の蔵造りのまちなみのように歴史、文化に基づいた、いわば「まちのストーリー」が感じられないのである。

その一方で、市民アンケート¹¹によれば、市民は「歴史を感じさせる」まちづくりに期待しているのも事実である。先述のとおり、歴史に対するニーズは高まっている。宿場町を感じさせるような歴史的景観を整備する価値は十分にあるといえよう。今こそ、歴史的資源とまちなみを連携させ、粕壁宿全体で統一感のある歴史的景観の整備を行うことが3つ目の課題である。

図表3-4-4 歴史的景観の形成



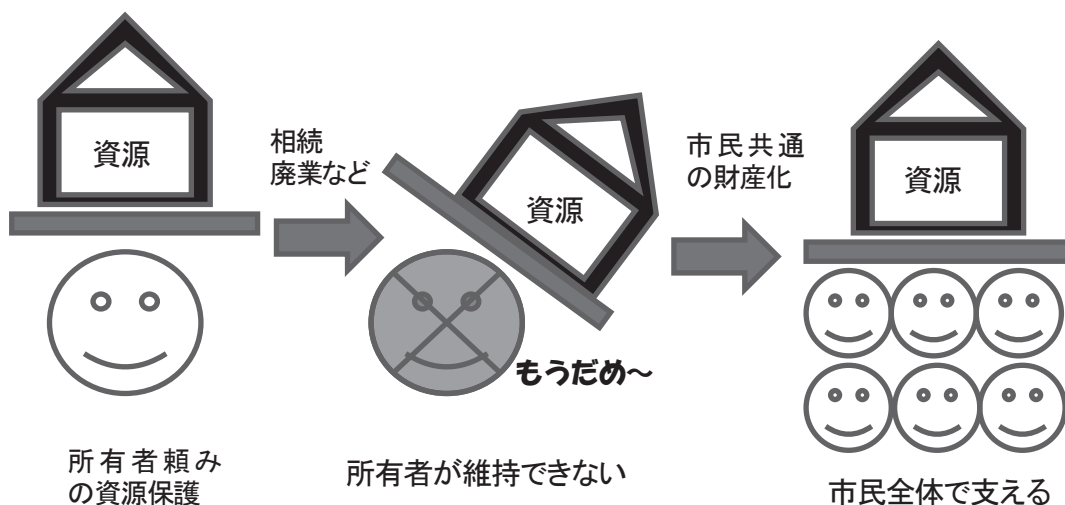
(4) 歴史的資源の保護と発掘

ここまで、チーム粕壁宿の理想の一つである、「地域の人々が愛着や誇りを持てる粕壁宿」の実現のためには、旧宿場町としてのイメージが定着する必要性と、歴史に対するニーズを活用する必要性、ニーズを活用しながらイメージを定着させる方法として、歴史的景観を整備する必要性を述べてきた。

そこで、それらの前提条件として、歴史的資源そのものをこれ以上失うことがないよう、末永く保護していく必要がある。しかし、現存する蔵などの歴史的資源の所有者は全て個人や民間であり、維持は個々に頼らざるをえないのが現状である。特に蔵は、その所有者の家業と関係しているため、家業が立ち行かなくなれば不要となり、取り壊されるおそれがある。寺院や神社についても、同様である。

したがって、所有者が歴史的資源を維持できなくなった場合には、市民の手で歴史的資源を末永く保存し、活用することが必要である。それには、歴史的資源を市民共通の財産とすることが鍵となってくる。

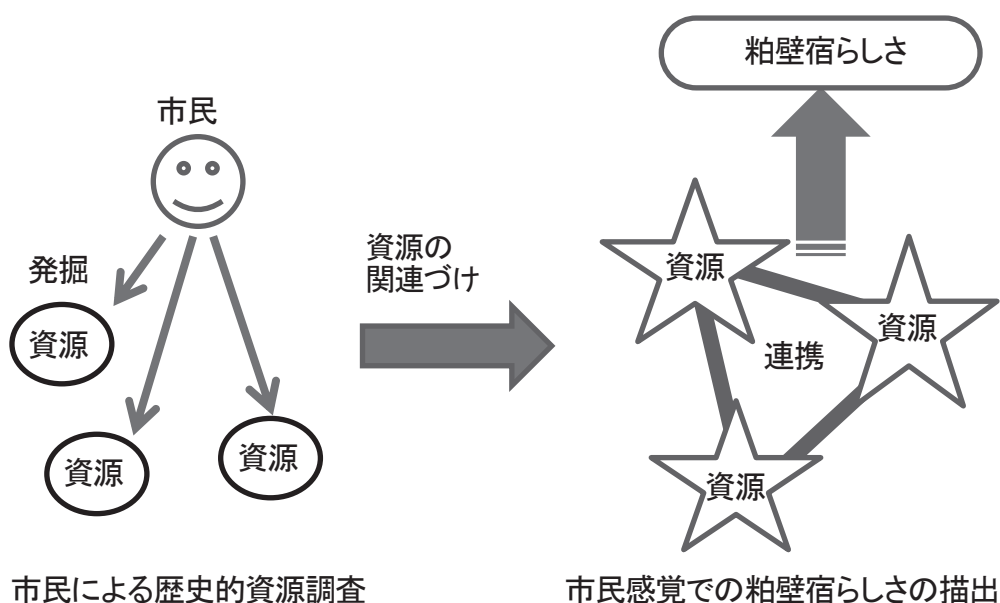
図表3-4-5 市民の手による歴史的資源の保護



加えて、歴史的資源を連携させて歴史的景観へと整備していくためには、第3章第2節(5)で取り上げた歴史的資源のほかに、それらを連結する歴史的資源を新たに発掘し、粕壁宿らしさを明らかにすることも必要である。例えば、粕壁宿の伝統工芸である桐箆筥づくりや押絵羽子板づくりも、歴史的資源と捉えることは十分可能である。また、粕壁宿のそばを流れる古利根川は、かつて物流の動脈として粕壁宿と密接な関係にあったが、舟運の衰退とともに町や住民との関係性が薄れてしまっている。各地で川が憩いの場として注目されている昨今、もう一度、その価値を見直すべきである。

現存する歴史的資源の保護と、新たな歴史的資源の発掘が4つ目の課題である。

図表3-4-6 市民の手による歴史的資源の発掘



(5) まちづくりの担い手である個人商店の振興

上記の課題を解決するためには諸政策が必要であるが、その担い手の中心は地域住民である。かつては地域住民を主な顧客とする地元の個人商店が先導役・仲介役などを担ってきた。しかし、現在の粕壁宿には人通りが少なく、空き店舗が目立つ。つまり、まちづくりの担い手の中心となる個人商店のなかには売り上げの減少に見舞われるなどしている。その要因としては、昭和40年代以降、小売業の新たな形態として大規模スーパーマーケットが相次いで誕生したことに加え、近年は郊外型の大型商業施設が開業したことが大きい。また、粕壁宿の場合には、1964年（昭和39年）に始まる春日部駅西口の区画整理と、急速な都市化の一方で、粕壁宿のある東口の振興や再開発が遅れたことも、影響を及ぼしている。

しかしながら、今日まで、粕壁宿に古くからの商店が存続することができたのは、春日部駅から近いことや、コンパクトにまとまっていること、歩道が整備されているとい

った、交通上の利点がまず大きい。続いて、1983年（昭和58年）に市民文化会館や図書館を建設し、1985年（昭和60年）にロビンソン百貨店を誘致するなど、春日部駅からかすかべ大通りを経由する人の流れを作ってきたことが大きい。ただ、それも長引く不況で消費者の節約志向が強くなり、厳しい状況が続いている。

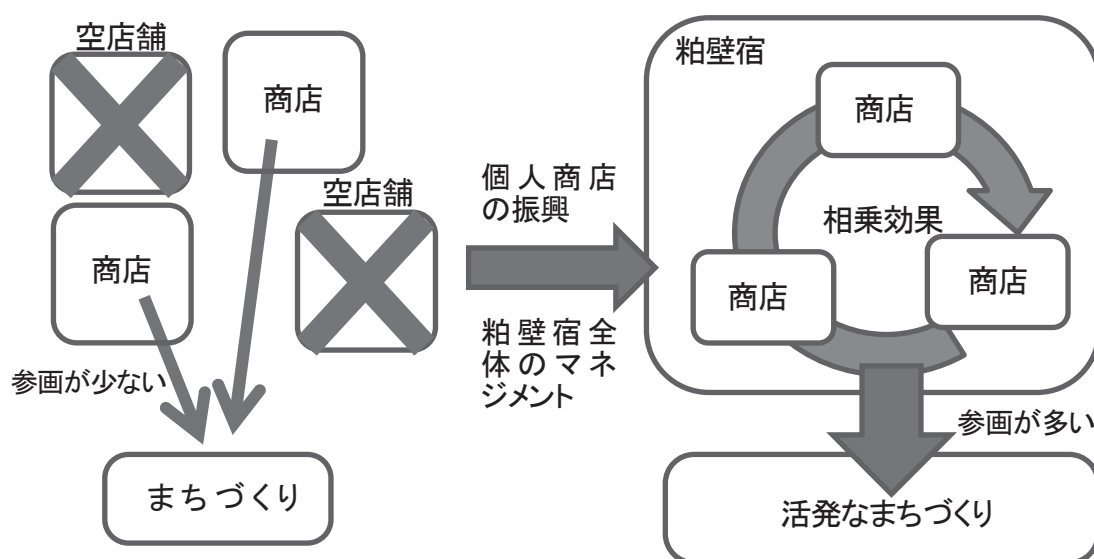
しかしここで、環境の変化を改めて見直しておきたい。かつて、まちづくり3法の制定等¹²を契機として、商店街 vs 郊外型の大規模小売店舗という構図が言われるようになったが、現在はすでに、大型店どうしでしのぎを削る状況となっている。

このような状況は、決してマイナス要因というだけではない。むしろ、商店にとっては新たな機会さえある。各商店はそれぞれに顧客を持ち、それに対応した営業をしているからこそ、現在でも経営を続けているのである。にもかかわらず、空き店舗が目立ち、人通りが少ないのは、粕壁宿全体でのマネジメントが欠如し、粕壁宿全体の顧客を増やせていないからである。

個々の商店に求められるのは、環境の変化に対応し、時間消費型の購買行動や本物志向・こだわりに共感する顧客をターゲットとした販売活動を、より一層展開していくことである。また、そうして生じた利益が粕壁宿内に循環することで、まちづくりに関わる活動を持続させていくこととなる。

地域住民を粕壁宿に呼び込み、商店が営業利益を高め、まちづくりの担い手を元気にすることが5つ目の課題である。

図表3-4-7 個人商店の振興とまちづくりへの参画



（６）地域住民のまちづくりへの参画の促進

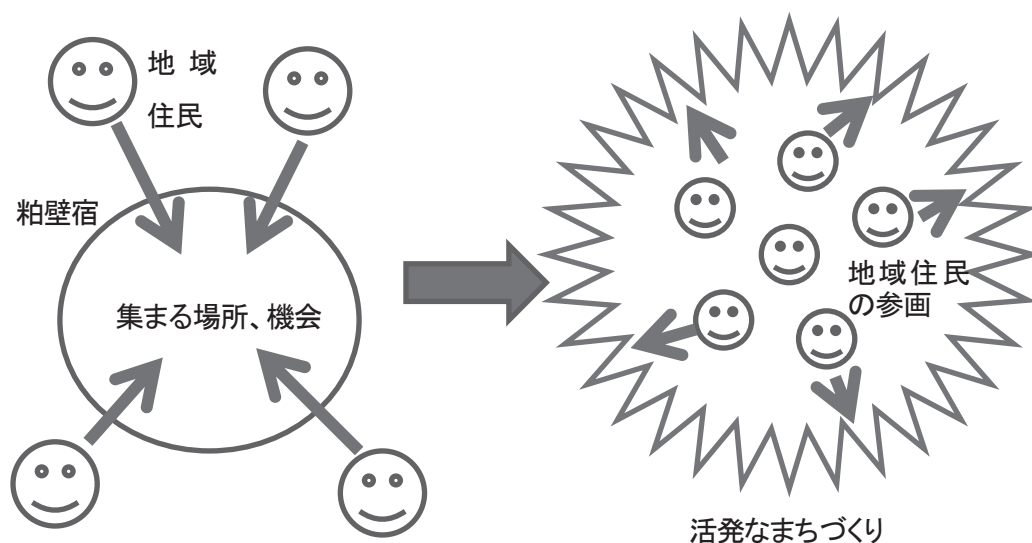
粕壁宿の周辺には住宅地が広がり、マンションも立ち並ぶ。まちづくりには個人商店のみならず、これら地域住民の参加も必要である。

そこでまず、地域住民が粕壁宿を訪れる環境づくりが必要である。先述のとおり、粕壁宿には日常的に利用する店が少ないことに加え、どの店がどこにあるのか案内するものすらない。また、車の交通量が多く、通りの両側を自由に往来することは難しく、歩行者が休憩できる場所がないのである。そこで、店舗情報の発信や新規店舗の誘致、交通規制など、粕壁宿を訪れる近隣住民の視点からの政策が必要である。

次に、個人商店と地域住民との交流の場をつくることである。粕壁宿内の自治会や町会は個人商店や古くからの住民で構成されており、マンションなどに住む新住民が地域の自治会や町会の行事に参加することは非常に少ないのが実情である。新旧住民が交流する行事が必要である。

地域住民が訪れたい環境整備と、交流の機会の創出を契機に、まちづくりへの参画を促進することが6つ目の課題である。

図表 3-4-8 地域住民のまちづくりへの参画



（７）地域住民のまちづくりを支援する行政内の連携強化

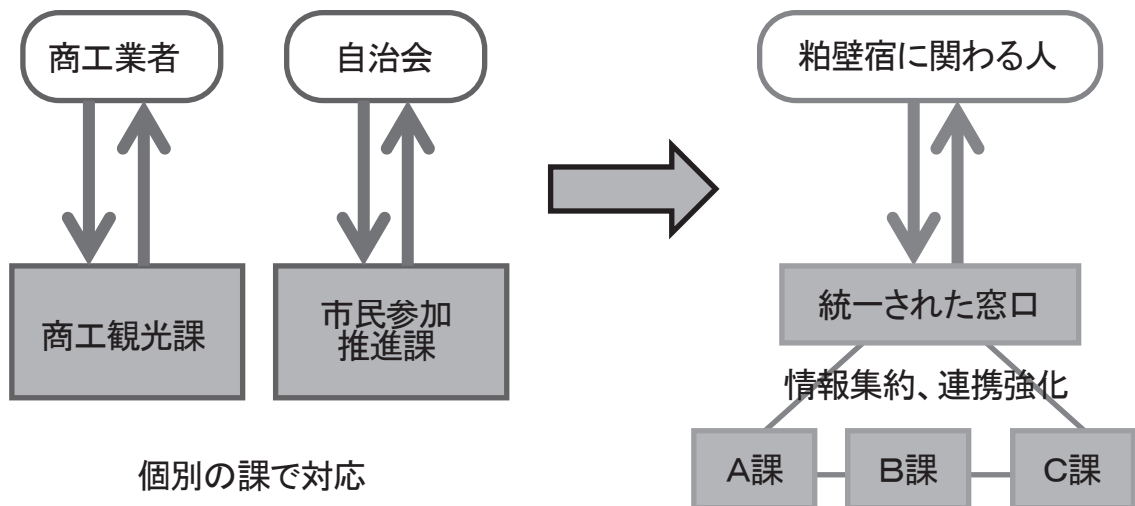
行政の現状の体制では、商工業者や自治会などへの支援は各担当課が行っている。しかし、粕壁宿という舞台で行われるまちづくりを効果的に支援するためには、市民への窓口の統一や各課の連携強化、情報の集約が必要である。

また、第3章第3節で述べたが、春日部市と市民のそれぞれで粕壁宿に関連した事業を行っている。しかし、各事業はそれぞれの事業主体者の意図に基づくものである。特に市の事業については、それぞれ、鉄道高架化、景観整備、低炭素都市づくり、商業振興、文化財保護といった個別の目的を持っており、粕壁宿は素材の一つに過ぎない。粕壁宿をどうしたいのかという視点から、粕壁宿に関連した事業を統合し、マネジメント

する部署や機関の創設が必要である。

地域住民を支援する行政内の連携強化と、各事業を統括する体制づくりが7つ目の課題である。

図表 3-4-9 行政内の連携強化



¹ 春日部市 2012 『春日部市統計書（平成24年）』

² 2012年（平成24年）8月28日、春日部駅改札口での駅員への聞き取り

³ 経済産業省 2006 『平成14年商業統計表』 第10表 商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大店舗数、大店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

⁴ 経済産業省 2009 『平成19年商業統計表』 第10表 商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大店舗数、大店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

⁵ 2004年（平成24年）8月28日、街頭歩行調査による。

⁶ 株式会社ブランド総合研究所による地域ブランド調査2011

⁷ 春日部市 2011 『春日部市景観計画』 平成22年に実施した景観に関する市民アンケートにより。

⁸ TMOとは中心市街地におけるまちづくりを総合的にマネジメント（運営・管理）する機関のこと。春日部市の認定を受け、春日部商工会議所にまちづくり機関「春日部TMO」を設置している。

⁹ 春日部駅東口の商店主を中心に発足。地域の活性化のためにワークショップ等を行っている。

¹⁰ 注7に同じ

¹¹ 注7に同じ

¹² いわゆる「まちづくり3法」の制定とは、旧大店法の廃止（中小小売業者との商業調整の廃止）に伴い、大店立地法・中心市街地活性化法・都市計画法の土地利用規制の改正などをいう。

第4章 政策提言

1 粕壁宿の地域活性化に向けての政策提言

第3章では、粕壁宿の歴史・現状や政策課題について述べた。それらを踏まえ、粕壁宿の地域活性化に向けて提言する。本提言の方針としては、問題解決型の提言のみではなく、すでに存在する歴史的資源を生かし、より良いもの・より良い関係にすることも念頭に置いた提言とした。第3章第4節考察 ～これでいいのか？粕壁宿～で述べた7つの課題にそれぞれ対応するよう本提言は16案あり、図表4-1-1のとおりである。

図表4-1-1

1. 宿場町としてのイメージの向上

① 蔵まるごと楽しもう！KURAフェスティバル

蔵を使った様々なイベントを実施し、蔵の魅力への認識を深めてもらう。

② 宿場劇場粕壁宿 回遊・会友・愉快的まちへ

巡って楽しいまちなみを形成するため、大通りと裏路地の道路整備を一体的に進める。

③ 来て・見て・さわって まるごと座・粕壁宿

粕壁宿全体を一つの博物館と捉え、古い写真・絵画の展示や見学・体験施設を設置する。

④ ツール・ド・日光道中

宿場町を有する自治体同士が連携して自転車レース大会を開催し、認知度を高める。

2. 歴史に対する市民ニーズの活用

⑤ 住民と作る「ぷらっと粕壁宿ガイドマップ」

粕壁宿のガイドマップを、住民との意見交換をもとに作成する。

3. 歴史的資源を活用した歴史的景観の整備

⑥ のびのび粕壁 宿場町づくり支援事業

粕壁宿評議会を設立し、粕壁宿らしさを生かして実施される事業の認定と支援を行う。

⑦ 巡る！学ぶ！楽しむ！蔵SHIP DE 粕壁宿

古利根川に粕壁宿のガイド機能を有し、蔵を模した舟を走らせる。

⑧ 粕壁の“壁なみ”“軒なみ”

“壁”を粕壁宿の一つの象徴とし、壁画や暖簾などにより、建築物外観の統一化を図る。

4. 歴史的資源の保護と発掘

⑨ 古利根川のあるまち“憩い・潤い”粕壁宿

新たなシンボルエリアとして古利根川沿いの景観を再生し、憩いと潤いの場を創出する。

⑩ 「オラのまち粕壁宿」クレヨンしんちゃんのおもてなし

あらゆるメディアを活用して、地元の人気キャラクターとの連携を認知度向上に生かす。

⑪ 歴史データバンク粕壁宿支店

粕壁宿の歴史を紐解き、その歴史データをまちづくりに活用する。

⑫ 蔵リノベーション

現存する蔵を改修し、美術館等様々な利用ができるよう生き返らせる。

5. まちづくりの担い手である個人商店の振興**⑬ しろく 寄ろ49！粕壁宿六斎市！**

毎月4・9日に開催されていた六斎市を再開し、交流・賑わいの機会をつくる。

⑭ 粕壁宿マネジメント&リサーチ

地域住民が主体となって現代のニーズを調査し、店づくりやまちづくりに反映させる。

6. 地域住民のまちづくりへの参画の促進**⑮ 粕壁宿に来て、見て、遊んで♪粕壁宿マスターがご案内！**

粕壁宿マスター認定制度を創設し、歴史の講話等を通じ子供たちと交流する。

7. 地域住民のまちづくりを支援する春日部市役所内の連携強化**⑯ 私たちがサポートします！「粕壁宿」活性化プロジェクト推進チームの設立**

「粕壁宿」の活性化策をワンストップでサポートする体制をとる。

16の政策提言は、まずそれぞれのコンセプトを明確にし、目的や意義を定めた。次に実施に当たっての可能性を考慮した上で、実施主体・役割と手段を具体的に検討した。そして、それぞれの政策提言によって期待される効果や予算項目、実施する上での課題を想定した。また、参考となる事例があるものは記載し、粕壁宿に合わせたかたちで実現する上で、判断の材料にできればと考えている。

16の政策提言は7つの課題にそれぞれ対応しているが、他の課題についても関連の深い提言もある。1つの提言によって複数の効果が期待されることは、提言として効果的であり、実施する上で考慮すべきと思われる。対応する各課題については、図表4-1-2のとおりである。

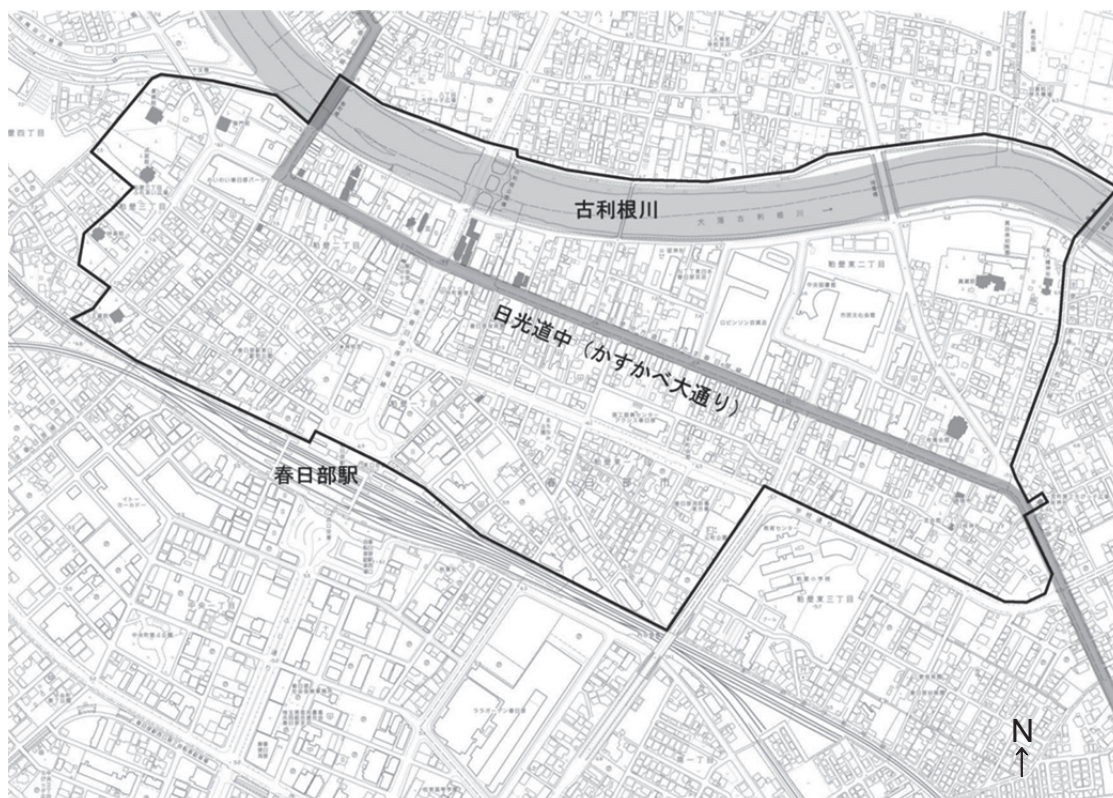
図表4-1-2

	宿場町のイメージ向上	歴史のニーズ活用	歴史的景観の整備	歴史的資源の保護と発掘	個人商店の振興	地域住民の参画の促進	春日部市役所内の連携強化
① 蔵まるごと楽しもう！ KURAフェスティバル	●			○		○	
② 宿場劇場粕壁宿 回遊・会友・愉快的まちへ	●				○	○	
③ 来て・見て・さわって まるごと座・粕壁宿	●	○		○			
④ ツール・ド・日光道中	●				○	○	
⑤ 住民と作る 「ぶらっと粕壁宿ガイドマップ」	○	●				○	
⑥ のびのび粕壁 宿場町づくり支援事業	○		●			○	
⑦ 巡る！学ぶ！楽しむ！ 蔵SHIP DE 粕壁宿	○		●				
⑧ 粕壁の“壁なみ”“軒なみ”	○		●			○	
⑨ 古利根川のあるまち “憩い・潤い” 粕壁宿			○	●			
⑩ 「オラのまち粕壁宿」 クレヨンしんちゃんのおもてなし				●	○	○	
⑪ 歴史データバンク粕壁宿支店		○		●			
⑫ 蔵リノベーション	○	○		●			
⑬ 寄ろ49！粕壁宿六斎市！	○				●		
⑭ 粕壁宿マネジメント&リサーチ	○				●	○	
⑮ 粕壁宿に来て、見て、遊んで♪ 粕壁宿マスターがご案内！	○	○				●	
⑯ 私たちがサポートします！「粕壁宿」 活性化プロジェクト推進チームの設立						○	●

●：対応する主な政策課題 ○：関連する政策課題

各政策提言の対象範囲は、図表4-1-3のような日光道中を中心とした地域を想定した。日光道中を中心に東は八坂神社などの社寺群まで、南は春日部駅周辺に残るまちなみや駅から日光道中への経路を含む東武スカイツリーラインまでを範囲とした。西は、最勝院などの寺町まで、北は古利根川までを範囲とした。

図表4-1-3



政策提言1 蔵まるごと楽しもう！KURAフェスティバル

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・歴史的資源の保護と発掘
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

粕壁宿のシンボルである蔵や周辺の空きスペースを使った様々なイベントを定期的を実施することで、賑わいを継続するとともに蔵を通じて「粕壁の蔵」「粕壁宿」の認識を深めてもらう。

実施主体・役割

- 【春日部市】事業PR、統括管理
- 【市民団体】事業の実質的運営

手段

実施事業をモデルごとに分け、蔵や周辺の空きスペースにおいて定期的を実施する。空きスペースは芝生敷きとし、コンサートや羽根突き大会の実施場所としても利用する。

- ① 蔵シックコンサート
 - ・定期的な演奏会を実施。演奏者は市内在住在勤の有志だが、年に数回ゲストミュージシャンを呼んで生ライブを実施。
- ② 蔵の街かど映画祭
 - ・数箇所の蔵をミニシアターとして活用、回遊型の映画祭を定期実施。
- ③ 写真・写生大会
 - ・「粕壁宿」をテーマに写真や絵画を蔵に展示。年に一度表彰式を行う。
- ④ 押絵羽子板体験工房
 - ・押絵羽子板の体験工房を蔵に開設。サイズやデザインなどを選び、体験作業を行う。また、毎年1月には自作の羽子板で羽根突き大会を実施。作成した羽子板はコンテストを実施。

取組 例
① 蔵シックコンサート

事前準備	演奏会スケジュールの決定、発表
〃	演奏者の募集及び決定（ゲスト含む）
〃	会場（蔵）の確保及び環境（防音設備等）整備
演奏会1か月前	告知
演奏会当日	会場設営、監修

② 蔵の街かど映画祭

事前準備	映像作品の決定及びスケジュール決定、発表
〃	上映会場（蔵）の確保、環境（防音設備等）整備
上映会1か月前	告知
上映会当日	会場設営、監修

③ 写真・写生大会

事前準備	小学生の部など、カテゴリ別に作品を募集し展示 カテゴリ別に表彰を実施、年に一度大賞を発表
------	---

④ 押絵羽子板体験工房

事前準備	作業レベル（初級、中級、上級）の決定 （職人は常駐とし、事前予約制とする。） 各カテゴリ別にコンテスト実施
------	---

期待される効果

- ・ 地域の価値の再認識、蔵の有効活用
- ・ 新たな憩いの場・手段の提供
- ・ 粕壁宿への訪問者の増加、賑わいの形成

予算項目

- ・ 蔵利用・整備費
- ・ イベント事業運営費

実施する上での課題

- ・ 蔵の所有者の了解、空きスペースの確保
 - ①について 有志の演奏者の選定
 - ②について 著作権、映画の内容の判断
 - ④について 指導者の確保
-

政策提言 2 宿場劇場粕壁宿 回遊・会友・愉快的まちへ

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・まちづくりの担い手である個人商店の振興
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

かすかべ大通りは、日光道中であり、「粕壁宿」の根幹ともいえる道路である。この道路のほか裏路地の景観を、一体的に歴史が感じられるように整備を施し、粕壁宿としてのまちなみの統一化を図る。

裏路地には憩いの場を形成し、大通りの魅力向上と裏路地の横丁としての魅力向上の相乗効果により、どこを巡っても楽しめる回遊性のあるまち、粕壁宿で繋がっている仲間と会える“会友”の集うまちを目指す。

実施主体・役割

- 【春日部市】道路整備部局、商業誘致部局による道路・店舗の整備
- 【県】道路整備に関する法手続きの調整
- 【商店主】統一された意匠の使用
- 【その他】鉄道会社による駅舎の標識設置、有志による保守活動参加

手段

江戸時代の宿場町を歩いているかのような道路に作り替える。また裏路地に店舗を誘致し統一感のある横丁を形成し、来訪者と商店主・住民との交流を生み出す。

- ①かすかべ大通りに車両通行止めの区間を設け、歩行者が自由に散策できる空間を形成する。
- ②道路に植栽するほか店舗は昔風の意匠で統一する。
- ③道路は土にするか土に似せた舗装とする。
- ④裏路地に粕壁宿をテーマとした店舗を誘致し、横丁を形成する。
- ⑤道路への植栽のほか、ベンチや花壇を木造とし、店舗事業者が管理する。
- ⑥整備方針は景観整備の専門家や有志等から広く意見を募る。
- ⑦まちなかの清掃活動は月1回程度有志等により継続して行う。

期待される効果

- ・旧宿場町を匂わせる雰囲気・景観の統一性が醸成され、旧宿場町であることの認知度が向上
- ・まちの魅力が向上し、来訪者の増加、交流の促進

予算項目

- ・道路整備費
- ・店舗誘致補助費
- ・意匠等作成費

実施する上での課題

- ・整備に係る期間、費用の確保
- ・車両通行止めにすることへの理解の取付け
- ・商店主の継続的な保守活動、自立的経営の継続

参考

【参考事例1】長野県海野宿 通りの景観

長野県東御市に位置する海野宿は、江戸時代の旅籠屋造りや、茅葺き屋根の建物、明治以降の堅牢な蚕室造りの建物が建ち並ぶ宿場町で、全体として伝統的な家なみを形成している。道の中央を用水が流れ、歩道は土が敷かれている。散策しながら両側に建ち並ぶ建造物群をゆっくりと鑑賞でき、歩いて楽しい空間が形成されている。

【参考事例2】長野県奈良井宿 駅舎標識

駅を降りるとすぐに広がる奈良井宿の入口に位置する奈良井駅には、昔風の標識が設置されており、宿場町の雰囲気を醸成している。

写真4-1-1



長野県海野宿（本研究会撮影）

写真4-1-2



長野県奈良井宿（本研究会撮影）

政策提言3 来て・見て・さわって まるごと座^ザ・粕壁宿

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・歴史に対する市民ニーズの活用
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

現状では、粕壁宿の古い姿を思わせる景観や施設は少数である。また、歴史的な建造物が十分に活用されておらず、認知度も低い。

宿場町の面影が感じられるアイテムを増やすとともに、歴史的な建造物や粕壁宿に残る伝統的産業を活用し、粕壁宿が来訪者にとって身近に感じられるようなまちにする。

実施主体・役割

- 【春日部市】意見交換会の開催、写真・絵画の募集、公共施設への展示
- 【商店】写真・絵画の展示、見学・体験の受け入れ
- 【商工団体】商店への事業参加の呼びかけ、情報の発信
- 【観光協会】写真・絵画の展示場所、見学・体験施設の案内、情報の発信
- 【市民団体】来訪者へのまちなか案内
- 【市民】写真及び絵画の提供

手段

春日部市が商店、商工団体、観光協会、市民団体などとの意見交換会を実施し、それぞれの役割分担に基づいて事業を実施する。

《来て》

- ① 商工団体、観光協会、市民団体が連携して、粕壁宿の古い写真・絵画が展示されている店舗、施設や、見所となる建造物や景観、見学・体験施設を掲載したガイドマップやウェブサイトを作成し、公開する。

《見て》

- ① 粕壁宿の古い写真や絵画などを募集する。
- ② 集められた写真や絵画を、それぞれ描かれた場所に展示する。

《さわって》

- ① 内部を見学できる古い建築物や、伝統的産業や郷土菓子などの製作体験

ができる店舗を募集し、見学・体験施設として開放する。

② 見学・体験の受け入れは各施設において行う。

期待される効果

- ・ 見所となる建造物や見学・体験施設の設置による来訪者数の増加
- ・ 粕壁宿の知名度の向上
- ・ 粕壁宿に対する市民の愛着の高まり

予算項目

- ・ 意見交換会運営費
- ・ 写真・絵画設置費、パンフレット、ウェブサイト作成費

実施する上での課題

- ・ 写真・絵画の展示に対する商店の理解
- ・ 見学・体験の受け入れに対する建築物所有者や職人の理解
- ・ 見学・体験施設における各種保険加入の必要性の検討
- ・ 全体を統括するコーディネータ役となる人材の確保

参考

【参考事例1】三重県まちかど博物館

各地域のまちかど博物館推進委員会が主体となり、郷土に愛着を持った人づくり、訪れたい地域づくりのために、歴史的資産を職人の工房や個人宅などで公開し、地域の文化に触れる機会を提供している。

【参考事例2】川越市の商店

各商店において、古い写真の展示やその店にちなむ資料の公開を行っており、来訪者がそのまちを知ることができる材料を提供している。

写真4-1-3



写真4-1-4



川越市 商店内の資料館 商店に展示された写真館

(本研究会撮影)

政策提言 4 ツール・ド・日光道中

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・まちづくりの担い手である個人商店の振興
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

宿場町としての魅力づくりに取り組む自治体同士が連携することによって、単独では乏しい知名度も、集団として高められるようにすることがねらい。

ここでは自転車レースをツールとして用い、日光道中の宿場町を組み入れた競技コースを用意し、大会を開催する。

さらに、大会運営を通じて各自治体（＝宿場）の「おもてなし」に対する参加者からの人気投票を行うことで、各自治体の独創性や郷土色を競い、地域の価値を再認識する仕組みを用意する。

実施主体・役割

- 【春日部市 ほか】参加自治体の募集、道路使用など許可関係手続き等
- 【商店、協賛企業】給水・給食など
- 【大会ボランティア】選手の案内、給水等の対応

手段

日光道中の関係自治体すべての協力のもと、自転車レースを開催する。
開催するレースの走行距離は日本橋（東京都）～日光（栃木県）までの約140 km。

また、参加者に対しては郷土色豊かな「おもてなし」を用意し、そのおもてなしに関する人気投票を行う。さらに、人気を博した宿場町・自治体に対する表彰を行う。

- ①大会の趣旨に賛同する自治体の関係者が集まり、「ツール・ド・日光道中実行委員会」を設立する。
- ②交通状況など情報収集、道路使用許可などの手続き関係を確認する。
- ③コースを選定し、レースの概要を決定する。
- ④協賛企業・団体を募る。

- ⑤参加者の給水対応などを行う商店・ボランティアを募る。
- ⑥参加者を募集する。
- ⑦大会の開催。

期待される効果

- ・自治体間の連携、郷土に対する認識を共有
- ・参加者や対応に加わった個人・団体による、それぞれの郷土の特色の再認識

予算項目

- ・会議費（会場使用費、郵送費 等）
- ・大会会場設営費（会場設営費、消耗品 等）
- ・交流費（ボランティア報償費 等）

実施する上での課題

- ・賛同自治体が集められるか（スタート・ゴール地点は日本橋～日光とすることが理想）
- ・道路使用、安全管理など関係部署（警察署など）との協議が必要
- ・運営の中核となる事務局の設置、連絡体制の確立

参考

【参考事例 1】ツール・ド・フランス

自転車のロードレースのひとつで、毎年7月に約3週間にわたってフランス全土とオランダ・ベルギーなどで行われる。計約3,500キロメートルを区間ごとに争う。1903年から開催されている。

写真4-1-5



出典：ツール・ド・フランス オフィシャルサイト

【参考事例 2】ツール・ド・千葉

2006年に始まった千葉県房総半島を中心に走行距離300～400キロメートルを3日間かけて走る自転車長距離イベント。スピードを競う競技ではなく、完走を目的とするイベントである。各地の「エイドステーション（休憩ポイント）」では、地元の趣向を凝らした「おもてなし」が参加者を迎え、地元ならではの食事を摂ることなどができる。

政策提言5 住民と作る「ぷらっと粕壁宿ガイドマップ」

政策課題

- ・宿場町としてのイメージ向上
- ・歴史に対する市民ニーズの活用
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

いつでも気軽にまち歩きを楽しめるよう、住民との意見交換をもとに粕壁宿のガイドマップを作成する。意見交換を行うことで粕壁宿の魅力の再発見や情報の充実を図り、利用者が活用しやすいガイドマップの作成を目指すとともに、地元への愛着と誇りを持つきっかけとする。そしてこのガイドマップを活用し来訪者を増やすことで、店舗やまちなかでの交流を創出する。

実施主体・役割

- 【春日部市】ガイドマップ作成主体、関係団体への協力依頼、意見交換会開催準備等、情報のとりまとめ、ガイドマップ設置依頼
- 【商工団体・春日部市観光協会】掲載内容の情報提供
- 【地元住民有志】意見交換会に参加

手段

市内の店舗情報等、各種内容を充実させるために、商工団体・観光協会と協力してガイドブックの作成にあたる。

①意見交換会の実施

掲載内容のニーズ把握と粕壁宿の魅力再発見の機会として、地元住民と見どころやおすすめのお店などについて意見交換を行う。これは、住民の声を反映することにより、単なる史跡めぐりのまち歩きマップではなく、粕壁宿ならではのマップとすることを目的とし、更には粕壁宿への来訪者の増加につなげる。

②ガイドマップ(案)作成

意見交換会での住民の声をもとに、商工団体・市観光協会等、関係団体に掲載内容の情報を提供してもらい、ガイドマップ(案)を作成する。

③意見交換会の実施

ガイドマップ(案)をもとに、ガイドマップの見やすさや内容について意

見交換会を行う。これは、利用者が活用しやすくまち歩きしたいと思えるガイドマップにすることを目的とし、実施する。

④ガイドマップの設置

公共施設以外に駅や商店など、数多くの場所に設置することで、まち歩きのきっかけを創出する。

期待される効果

- ・地元住民ならではの新たな発見
- ・粕壁宿への住民の愛着
- ・粕壁宿への来訪者の増加

予算項目

- ・印刷製本費

実施する上での課題

- ・エリア内店舗の選定方法

参考

【参考事例】平塚宿まちなみ景観協議会 平塚宿マップ

歴史ある平塚宿を紹介するため、東海大学建築学科の学生たちと協働で作成したガイドマップ。宿場内の史跡や寺院の歴史などをわかりやすくまとめている。

写真4-1-6



平塚宿マップの写真

出典：平塚市ホームページ

政策提言 6 のびのび粕壁 宿場町づくり支援事業

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・歴史的資源を活用した歴史的景観の整備
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

春日部市の附属機関として粕壁宿評議会を設立し、粕壁宿らしさを生かした事業の認定を行う。また、粕壁宿評議会の認定を受けた事業の実施に対する事業費の補助を行う。

このことにより、事業実施者が“のびのび”と積極的に事業に取り組むことができ、“延び延び”と継続的に事業に取り組める環境を整える。

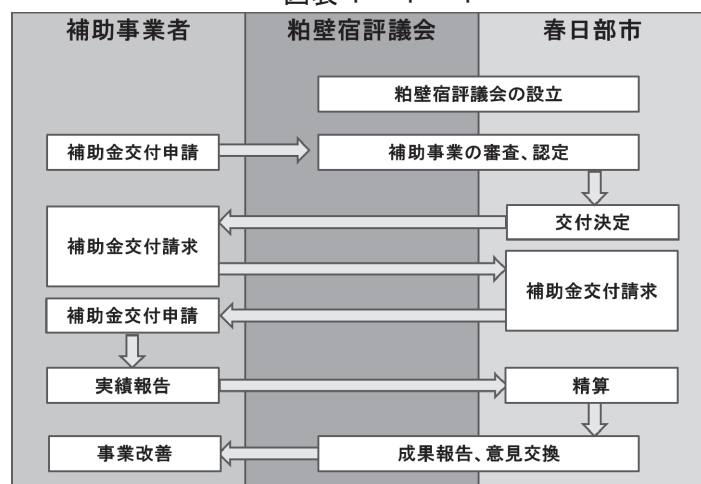
実施主体・役割

- 【春日部市】粕壁宿評議会の選出、運営事務局、補助金の交付
- 【粕壁宿評議会】補助対象事業の認定
- 【対象事業者】粕壁宿らしさを生かした事業の考案、実施

手段

- ① 粕壁宿評議員（春日部市、有志の市民、まちづくりや歴史的景観に関する有識者）を選出し、粕壁宿評議会を設立する。
- ② 補助対象とする事業を募集する。
- ③ 粕壁宿評議会において、応募のあった事業の認定審査を行う。
- ④ 補助金交付手続き
- ⑤ 事業の実施
- ⑥ 事業実施後、粕壁宿評議会において成果報告と事業者へ改善に向けた提言を行う。
- ⑦ 事業者は提言を受け事業の改善を検討する。

図表 4-1-4



期待される効果

- ・ 粕壁宿らしさを生かした積極的な事業の展開と安定的な継続

予算項目

- ・ 粕壁宿評議会運営費（評議員報酬、費用弁償）
- ・ 事業補助費

実施する上での課題

- ・ 粕壁宿評議会設置条例の制定
- ・ 補助対象事業の認定基準の設定方法
- ・ 事業成果の評価方法
- ・ 助成金頼みの事業にならないようにするための事業者への意識啓発

参考

【参考事例1】栃木市歴史的町並み景観形成補助金

栃木市歴史的町並み 写真4-1-7

写真4-1-8

み景観形成補助金
交付要綱に基づき、
対象地区内での建
築物の修景工事に
対して補助金を交
付する。



栃木市 蔵を観光館や美術館に改修し、活用している例
(本研究会撮影)

【参考事例2】越谷市こしがやブランド認定制度、販売促進費補助金

市内で製造や加工などされた優れた商
品を越谷市が、こしがやブランド品として
認定する。認定を受けた商品については、
販売促進活動に対して市が補助金を交付
する。

写真4-1-9



越谷市こしがやブランド認定品
出典：越谷市ホームページ

政策提言7 巡る！学ぶ！楽しむ！ 蔵SHIP DE 粕壁宿

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・歴史に対する市民ニーズの活用

コンセプト

粕壁宿において交通輸送の要であった古利根川に、観光舟を走らせることにより、地元住民・観光客への癒し・憩い・賑わいの場を提供する。

また、粕壁宿の認識を深めてもらうため、舟は蔵を模したつくりとすると同時に粕壁宿のガイド機能を持たせる。

将来的には近隣の自治体と連携し、コースの拡大をも視野に入れる（その場合は事業名の変更も検討する）。

実施主体・役割

- 【春日部市】事業のPR、運航形態についての計画、他市との連携作業
- 【民間会社】舟の運航業務等全般

手段

- ①運航形態の決定
 - ・運航コース、料金を設定。
- ②船会社との打合せ
 - ・舟は蔵を模したつくり（屋根を蔵風にするなど）とし、「蔵SHIP」と名づける。
 - ・夏限定の屋形船や釣り舟、クレヨンしんちゃんとタイアップした「しんちゃん号」など、時期・状況に応じて様々な形態での運航も実施する。
 - ・舟には、粕壁宿紹介のスライド上映などガイド機能を持たせる。
- ③船着場の整備
 - ・粕壁宿のグッズやPR機能を持たせた船着場を設置する。
- ④舟を利用した粕壁宿巡りモデルコースの設定
 - ・現行の粕壁宿巡りのコースに加える。

期待される効果

- ・ 粕壁宿への訪問者の増加、賑わいの形成
- ・ 地域の価値の再認識
- ・ 観光客への粕壁宿のPR
- ・ 新たな憩いの場・手段の提供
- ・ 他市町村との連携による事業の広域化
- ・ 古利根川の水辺再生

予算項目

- ・ 広告宣伝費
- ・ 船会社業務委託費

実施する上での課題

- ・ 広告宣伝やPRグッズについては、関係機関との調整

参考

【参考事例】利根川舟運・地域づくり協議会

周辺市町村で連携して舟運事業を実施。付随して各地の観光巡り等との提携も見られる。

写真4-1-10



舟運事業のコースの一部
小野川における風景（本研究会撮影）

政策提言 8 粕壁の“壁なみ”“軒なみ”

政策課題

- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・歴史的資源を活用した歴史的景観の整備
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

粕壁宿という名前にも使われている「壁」を粕壁宿の一つの象徴と捉え、シャッターアートやウォールアートの流れを汲みつつ、店舗や個人宅、駅舎、公共施設などの建築物の壁面や軒先などの外観を、統一感のある“壁なみ”“軒なみ”として整える。

実施主体・役割

- 【春日部市】意見交換会の開催、公共施設の整備、情報の発信
- 【商店】店舗の整備
- 【鉄道会社】駅舎の整備
- 【地域住民】個人宅の整備
- 【商工団体、市民団体】店舗、住民への事業参加の呼びかけ、情報の発信

手段

- ① 春日部市、商店、鉄道会社、地域住民、関係団体との意見交換会の開催。
- ② 公共施設、店舗、駅舎、個人宅などそれぞれの建築物において、どのような手法によって、外観を統一感のあるものにできるか検討を行う。
公共施設以外の場合では、例えば、以下のようなことが考えられる。
 - ・店舗の場合、壁面にはその店にちなんだウォールアート、軒先には屋号を記した暖簾、店の種別ごとに統一されたロゴマークを使用する。
 - ・駅舎の場合、駅名の看板に「春日部」だけでなく、「粕壁」の併記を行う。
 - ・個人宅の場合、戸建住宅では塀を土塀風の表面とし、玄関先に家紋を記した暖簾をかけ、集合住宅ではベランダに家紋を記した暖簾をかけるなど、住民の生活の邪魔や負担にならないような手法をとる。

③整備の実施

- ④それぞれの建築物の種類ごとに、どのような建築物が何件どのような整備を行ったか確認し、経過をおさえる。

期待される効果

- ・ 建築物の外観の統一感による、まちなみの景観の魅力向上
- ・ 来訪者数の増加
- ・ 粕壁宿の知名度向上
- ・ 粕壁宿に対する市民の愛着の高まり

予算項目

- ・ 意見交換会運営費
- ・ 設計費
- ・ 整備費

実施する上での課題

- ・ 商店や住民の事業への参加者数の確保
- ・ 全体を統括するコーディネータ役となる人材の確保
- ・ 参加することにメリットを感じられるような仕組みの構築

参考

【参考事例】川越市のまちなみ

川越市では、商店を中心として軒先には家紋が記された暖簾がかけられ、統一感のある雰囲気醸し出している。

写真4-1-11



川越市 個人店舗の例
(本研究会撮影)

写真4-1-12



川越市 まちなみの景観
(本研究会撮影)

政策提言 9 古利根川のあるまち “憩い・潤い” 粕壁宿

政策課題

- ・ 歴史的資源を活用した歴史的景観の整備
- ・ 歴史的資源の保護と発掘

コンセプト

日光街道に並行して流れる古利根川は、江戸時代には物流の輸送路であった。現在は、「水辺の再生 100 プラン」や「川のまると再生プロジェクト」により遊歩道の整備が進められているものの、車両の抜け道となっており、岸边には葦が茂るなど忘れられた景観となりつつある。

水のある景観は見る人に安らぎを与えるものであり、また、川沿いから見た旧家の家並みも歴史を感じさせる。そこで、古利根川沿いを“憩い”と“潤い”の場として整備し、粕壁宿の新たなシンボルエリア創出を図る。

実施主体・役割

- 【春日部市】意見交換会の開催、設計、河川整備に関する法手続き、整備
- 【県】河川整備に関する法手続きの調整

手段

整備方針の決定にあたっては、有志の市民や市民団体との意見交換会を実施し、訪れる人に愛される景観づくりを目指す。

- ① 参加者を募集し、意見交換会を開催する。
- ② 提出された意見を踏まえ、整備方針を決定する。

《古利根川》

- ③ 県と調整し、整備のために必要な法手続きを行う。
- ④ 整備の実施。護岸は石積や石張等の風情が感じられるものとし、水辺には親水テラスを設ける。橋梁は吹き付けにより石造り風に設える。

《周辺道路》

- ⑤ 柳や松、季節ごとに色とりどりの花が咲く花壇を設置し、人が歩き、風情と歴史のある川に親しめるよう整備を実施する。

期待される効果

- ・ 川沿いの景観という新たな魅力とシンボルエリアの創造
- ・ 景観の改善による川沿いを散策する地域住民の増加
- ・ 古利根川が流れるまちとしての粕壁宿の認知度向上
- ・ 粕壁宿に対する愛着の高まり

予算項目

- ・ 設計費
- ・ 整備費

実施する上での課題

- ・ 河川法などの法令に関する関係機関との十分な調整
- ・ 現在進行中の「水辺再生 100 プラン」や「川のまると再生プロジェクト」との連携
- ・ 川に面する店舗がないという現在の殺風景さを、安らぎを感じられる景観に変えるための工夫

参考

【参考事例】今様草加宿 地域再生ビジョン

写真 4-1-13



春日部市 現在の古利根川の景観
(本研究会撮影)

写真 4-1-14



草加市 綾瀬川の景観 (本研究会撮影)

実施主体は、草加市、今様草加宿実行委員会。市民に親しまれ草加市のシンボルとなっている綾瀬川や川沿いの松並木を、景観に配慮しながら市民の憩いの場として整備を進めている。

写真 4-1-15



栃木市 巴波川の景観 (本研究会撮影)

政策提言 10 「オラのまち粕壁宿」クレヨンしんちゃんのおもてなし

政策課題

- ・ 歴史的資源の保護と発掘
- ・ まちづくりの担い手である個人商店の振興
- ・ 地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

笑いあり涙ありと幅広い世代から人気を集めている「クレヨンしんちゃん」とのコラボ事業である。

粕壁宿の魅力を発信する上で、春日部市を舞台とした大人気作品「クレヨンしんちゃん」のキャラクター達を活用し、より効果的なアピール戦略を展開する。

身近な人気者によるまちなみや取組紹介により、地域住民の「粕壁宿」に対する親近感の向上を図るとともに、子どもたちの歴史的建造物に対する興味を引き付け、自分の住むまちに対する愛着を育むという狙いもある。

実施主体・役割

- 【春日部市】「クレヨンしんちゃん」著作権の調整
- 【商店主】事業への協力
- 【春日部市観光協会】事業の企画立案・実施

手段

- ① 粕壁宿×市民×クレヨンしんちゃん（イベント・グッズ開発）
市内の小中学生を対象に、粕壁宿をイメージしたキャラクター衣装やデザインを公募。優秀作品を「粕壁宿オリジナルしんのすけ」として認定。お土産などのオリジナルグッズを開発し、広報にも活用する。
- ② 粕壁宿×スマートフォン×クレヨンしんちゃん（観光案内）
スマートフォンアプリ機能を活用した名所案内の実施。市内の歴史的建造物にスマートフォンをかざすことで、画面上でキャラクターが観光案内をしてくれたり、名所を背景にキャラクターと一緒に写真を撮れるサービスを展開する。

期待される効果

- ・ 地域住民の粕壁宿に対する認知度の向上、価値を再認識、新たな創造
- ・ 粕壁宿への観光客の増加、新しい顧客の獲得
- ・ 児童に対する郷土教育の充実
- ・ オリジナルグッズ開発による商店会の活性化
- ・ 歴史に興味のない人の関心を引くことができる

予算項目

- ・ オリジナルデザイン公募イベント実施費
- ・ グッズ開発費、スマートフォンアプリ事業費

実施する上での課題

- ・ 「クレヨンしんちゃん」に係る著作権及び使用料の調整
- ・ 歴史的景観との調和

参考

【参考事例1】春日部市と「クレヨンしんちゃん」

2003年 「イメージキャラクター」に起用

2004年 春日部市市制 50 周年記念事業の一環で双葉社やクレヨンの語呂に由来する架空の「春日部市双葉町 904」を住所として野原家の特別住民登録を実施

2009年 「子育て応援キャラクター」に起用

2010年 「まちの案内人」に起用

- ・ 「クレヨンしんちゃん」を表紙に飾った「かすかべガイドマップ」の発行。
- ・ 春日部市HP内にクレヨンしんちゃんのキャラクターを活用したキッズページ及び春日部市公式地域ポータルサイト「かすかべオラナビ」を開設。

【参考事例2】埼玉県の実践「アニメとスマホを活用した観光誘客事業」

久喜市等が舞台のアニメ「らき☆すた」や川越市を舞台としたアニメ「神様はじめました」とスマホを活用した観光誘客事業を実施している。スマホ専用無料アプリ「きゃらナビ埼玉」をダウンロードして、アニメの舞台と訪れるとキャラクターの観光案内やキャラクターと写真撮影ができる。

政策提言 11 歴史データバンク粕壁宿支店

政策課題

- ・ 歴史に対する市民ニーズの活用
- ・ 歴史的資源の保護と発掘

コンセプト

市民と協働で、粕壁宿に眠る歴史的資源を発掘し、資源を相互に関連付けて群としてまとめあげ、粕壁宿らしさを顕在化する。それらをデータとして収集、管理し、また発信することで、個々の歴史的資源だけでなく粕壁宿全体の歴史的価値を市民に知ってもらい、歴史的資源の保護、まちづくりへの活用へとつなげる。

実施主体・役割

- 【春日部市】市民団体の設立、団体への助言、データの管理、公開
- 【粕壁宿に関心のある市民団体】調査、関連付け、情報発信

手段

- ①調査主体となる市民団体の設立
粕壁宿に関心のある市民を公募。
- ②既知の歴史的資源の詳細調査
歴史的資源の建築年代、建築工法、部材、機能などについて調査。
歴史的資源に関わる家業や生活様式、行事、慣習などについて調査。
- ③未知の歴史的資源の発掘
古写真や絵画の収集、複写。
昔の遊びや生活、行事などの聞き取り調査。
各商店の由来、屋号や扱う品物などの聞き取り調査。
- ④収集データの管理、保存
調査、収集したデータに番号を付け、カード化、デジタル化。
寄贈を受けた資料の収蔵庫への保管。
- ⑤データの公開
粕壁宿に興味、関心のある人の要望に応じて、データを公開。
- ⑥データの関連付け
市民が自らの感覚で、個々のデータを関連付け、粕壁宿らしさを描出。

⑦調査成果の報告

収集データと粕壁宿らしさを報告書として刊行。

⑧粕壁宿らしさの評価

収集したデータや描出された粕壁宿らしさの中で、市民が後世に残したいと思うものを粕壁宿遺産とし、その重要性や粕壁宿らしさを市民感覚で格付けをする。年に1回、粕壁宿らしさが向上しているか、逆に低下していないかチェックし、格付けを改める。

期待される効果

- ・ 点在する歴史的資源の空白を埋め、粕壁宿全体の歴史を顕在化する。
- ・ 市民が歴史的資源の価値を認識する。
- ・ 市民感覚で調査や関連付けを行うことで、市民と粕壁宿とが身近になる。
- ・ 意見交換会をとおして、粕壁宿に対する市民ニーズを詳細に把握できる。
- ・ 春日部市の各種都市整備計画、景観整備計画への応用ができる。
- ・ ボランティアガイドの資料として活用できる。
- ・ 収集したデータを各種まちづくり事業へ応用できる。

予算項目

- ・ 市民団体の運営費
- ・ データの管理、公開に係る諸経費
- ・ 報告書の印刷製本費

実施する上での課題

- ・ 収集した資料の保管場所の確保
- ・ データ管理のマニュアル作成
- ・ データ公開への同意

参考

【参考事例】太宰府市景観・市民遺産会議

市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府市の実現を目指し、太宰府市景観・市民遺産会議を設立した。調査は市民と専門家、太宰府市が協働で行い、調査対象は市民自らが未来の市民に継承したいものとしている。できるだけ市民感覚で文化遺産（歴史的資源）を関連させ、太宰府市らしさの抽出を行っている。そのなかでも特に市民が未来に継承したいと思うものを、「太宰府市民遺産」として選定している。

政策提言 12 蔵リノベーション

政策課題

- ・ 歴史的資源の保護と発掘
- ・ 歴史に対する市民ニーズの活用
- ・ 宿場町としてのイメージの向上

コンセプト

春日部市はかつて宿場町であった。その名残から、春日部市内には、現在でも蔵が点在している。そこでそういった蔵をリノベーション（＝改修）し、様々な用途（美術館、博物館、案内所など）で公的利用するほか、テナントの誘致を行い、蔵を活用することで春日部がかつて宿場町であった雰囲気醸し出す。

実施主体・役割

- 【春日部市】現存する蔵の情報収集・整理・管理、所有者との折衝、テナントの誘致、補助金制度の制定
- 【市民団体】蔵の運営

手段

整備の方法

- ①現存する粕壁宿の蔵を調査、把握。
- ②ギャラリー等として使用可能な物を選定し、所有者と使用について交渉。
- ③交渉がまとまった蔵を整備し、個人制作物、羽子板、クレヨンしんちゃんの原画等、粕壁宿に関わるものを展示するスペース、案内所、テナント等として活用する。
- ④利用に関しては、蔵利用、管理のための補助金制度を設け、利用者とのマッチングを行う。

期待される効果

- ・ 粕壁宿の宿場町としての知名度、認知度向上
- ・ 蔵のイメージの定着、新たな魅力の発見
- ・ 店舗への客数も増加、店舗経営支援
- ・ 趣味のものを発表できる場の創出
- ・ 観光客の誘引要素の創出

- ・内外の交流創出
- ・現存する蔵の保護

予算項目

- ・蔵改修費
- ・補助費
- ・蔵の借り入れ費

実施する上での課題

- ・蔵の使用についての調整
- ・整備費用が確保
- ・蔵の管理や維持にかかる経費の調整
- ・古建築の専門家の助言・指導

参考

【参考事例1】栃木県栃木市 蔵の街美術館

【参考事例2】高知県高知市 土佐バル

写真4-1-16



蔵の街美術館（本研究会撮影）

写真4-1-17



土佐バル（本研究会撮影）

蔵を改修、活用した各種イベントを定期的に開催している。

昔からあった蔵を改修し、お洒落なレストランとして活用している。

政策提言 13 寄ろ^{しく}49！粕壁宿六斎市！

政策課題

- ・まちづくりの担い手である個人商店の振興
- ・宿場町としてのイメージ向上

コンセプト

一宮交差点付近にある、古くから天王様の通称で親しまれた八坂神社では、毎月4と9の付く日に六斎市が開催されていたという。この六斎市にちなみ、商店会においてかつての粕壁宿の賑わいを彷彿とさせるように定期的に市を開催する。様々な年代・地域の人に来訪してもらうことで、多くの人に粕壁宿を知ってもらい、粕壁宿への愛着を感じてもらう。また、六斎市を通じて商店会を知ってもらうことで、日常生活における買い物をしてもらうきっかけとする。

実施主体・役割

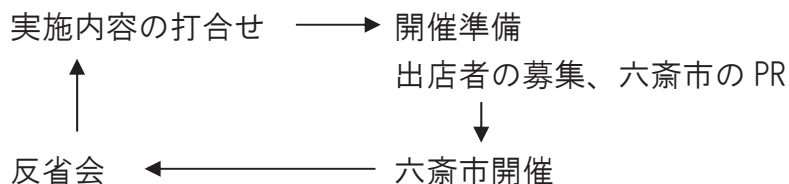
- 【商店会】六斎市事務局・運営
- 【春日部市】六斎市のPR

手段

軒先や空き地などの民地を利用することで、継続的に実施する際の手間を省く。また、得られた収益を次回開催の資金とするために、商店会が実施する事業とする。

本事業は、定期的に行き、地元のイベントとして定着することが重要であるので、「準備→開催→反省」を繰り返して実施して内容を充実させていく。

六斎市開催のサイクル



期待される効果

- ・ 六斎市の定期開催による、賑わいの創出
- ・ 交流機会の増加による、地域コミュニティの活性化
- ・ 各店舗の協力により、商店会に一体感が生まれる

予算項目

- ・ 会場設営費
- ・ 会議費
- ・ PR 費

実施する上での課題

- ・ 定期開催するためには、商店会が主体的に取り組み、利益を生みながら運営していくことができるか。
- ・ 六斎市だけを実施するのではなく、六斎市は「粕壁宿を知ってもらうための手段」として考え、次の来訪目的ができるような仕組みをつくることできるか。

参考

【参考事例】 蕨市（中山道蕨宿） 「日曜日の夕べ」

毎月1回決まった週の日曜日に軒先を使用したイベントを実施。周辺の4商店会で実施しているので、毎週日曜日には周辺商店会のどこかでイベントを開催している。

写真4-1-18



蕨市 蕨宿 日曜日の夕べ

出典：株式会社マキュアスホームページ

政策提言 14 粕壁宿マネジメント＆リサーチ

政策課題

- ・まちづくりの担い手である個人商店の振興
- ・宿場町としてのイメージの向上
- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進

コンセプト

粕壁宿が地元住民のみならず、多くの人に愛され続ける“まち”であり続けるため、粕壁宿周辺住民・来訪者等を対象としたアンケートを実施し、ニーズを把握する。その結果を踏まえて、今後の粕壁宿の方向性について共通認識を得て、自治会や商店会などが中心となって話し合いを行い、まちづくりを進める。

実施主体・役割

- 【地元自治会・商店会】アンケートの実施、協議、実施事業の決定
- 【春日部市】先進地事例の情報収集支援、事例紹介
- 【粕壁宿来街者】アンケート協力、粕壁宿のサポーターとして活動

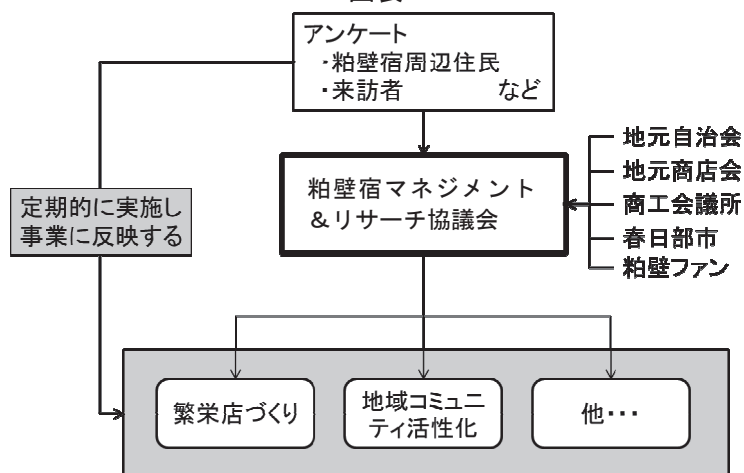
手段

効果的に検証することで、アンケート結果を反映したまちづくりを推進する。

- ①様々な関係者が集まり、協議する場「粕壁宿マネジメント＆リサーチ協議会」を設立する。
- ②粕壁宿周辺住民や来訪者のニーズを把握するためにアンケートを実施し、現状不足していること・ものを具体的にする。
- ③それぞれに対して、解決策を協議し、優先順位を付けて実行する。
- ④解決策の効果を把握し、事業継続又は改善を検討する。
- ⑤少なくとも毎年1回はアンケートを実施し、来訪者のニーズ把握を行う。
- ⑥地元商店会は、アンケート結果に応じた店づくりを実施する。
- ⑦地元自治会はアンケート結果に応じた、地域コミュニティの活性化に資するまちづくりを実施する。

<事業イメージ>

図表 4-1-5



期待される効果

- ・ 地元自治会や地元商店会の主体的な取組による、ノウハウの蓄積、継続の実施
- ・ ニーズの把握による、データに基づいた具体的なまちづくり

予算項目

- ・ アンケート実施費（調査票作成、情報発信、集計）
- ・ アドバイザー派遣費、会議費
- ・ 研修費、講師謝礼
- ・ 地域交流費（会議費、イベント費）

実施する上での課題

- ・ 的確にニーズ把握ができるようなアンケート項目の設定
- ・ 長期的な開催を見込んだ実施方法の検討
- ・ 事業を実施する際の費用負担の低減

参考

【参考事例】タウン・センター・マネジメント（TCM）イギリス

関係者がパートナーとなり、民間事業者や行政等が10年、20年先のビジョンを策定し、共通の戦略や事業計画をたてて実行する。定期的に事業評価を行い、事業の見直し等を行うことで持続可能なまちづくりを実施している。

政策提言 15 粕壁宿に来て、見て、遊んで♪粕壁宿マスターのご案内!

政策課題

- ・地域住民のまちづくりへの参画の促進
- ・宿場町としてのイメージ向上
- ・歴史に対する市民ニーズの活用

コンセプト

粕壁宿は、日光道中第4の宿場町として栄え、様々な歴史や文化が残るまちである。各種教室を開催することで、歴史・文化の伝承を行い、粕壁宿を身近に感じてもらうことを目的とする。また、教室を通じて子どもとお年寄りが交流できる場を提供する。その他、ボランティアガイドの育成及びPRを行い、来訪者に対して粕壁宿を知ってもらう機会を増やす。

実施主体・役割

- 【市民団体】会場手配、講師・ガイド育成
- 【観光協会】粕壁宿マスター認定制度創設、各市民団体との調整、情報提供・情報発信
- 【春日部市教育委員会】小中学校の授業との連携

手段

- 粕壁宿を多くの人に知ってもらうため、様々な取組を実施する。
- ①粕壁宿観光コースの設定（歴史調査やガイドマップ作成と協力する）
 - ②粕壁宿遊び体験教室の開設
 - ③粕壁宿認定制度の創設
粕壁宿の歴史や昔の遊びに関する試験を行い、合格者を粕壁宿マスターに認定する。認定された者が、ガイドや遊び体験教室の講師になることができる。認定制度を設けることで、一定以上の粕壁宿案内が可能となる。
 - ④市内小学生・中学生を案内する授業を教育委員会と連携して行う。
 - ⑤春日部駅東口駅前やぷらっとかすかべなどで観光案内のPRを行う。

期待される効果

- ・ 粕壁宿の歴史・文化を継承
- ・ 子どもと高齢者の交流
- ・ 高齢者のいきがい・楽しみを創出

予算項目

- ・ 会場準備費
- ・ 備品費
- ・ ボランティアガイド運営費

実施する上での課題

- ・ 体験教室、会場手配、ボランティアガイドの受付など様々な事務が発生するための専属の事務局を設置
- ・ 人材育成可能な講師の選定
- ・ 現状の市民団体と連携・調整

参考

【参考事例】春日部観光ボランティアの会

市内観光ガイド、観光ウォーキング、各種イベント参加、奉仕活動を通して春日部の活性化に役立つ活動を目的として設立。

粕壁宿定期ガイド，日光道中粕壁宿めぐりなどのガイド，ふるさと散策及び各種イベントへの参加などを行っている。

写真 4-1-19



春日部観光ボランティアの会

出典：春日部市観光協会ホームページ

政策提言 16 私たちがサポートします！「粕壁宿」活性化プロジェクト推進チームの設立

政策課題

- ・ 地域住民のまちづくりへの参画の促進
- ・ 地域住民のまちづくりを支援する行政内の連携強化

コンセプト

「粕壁宿」の活性化策を展開する上で地域住民の力は欠かせないものであり、それをサポートするのが行政の役割である。

その行政のサポート体制をさらに充実させるために、「粕壁宿」に関わる各課の情報を集約し、今後展開する各種政策のリーダーシップを担う専門チームを組織する。

専門チームは地域住民による「粕壁宿」に関する各種活性化事業が積極的に展開できるようにするためのワンストップ窓口の役割を担う。

また、春日部市各課の連携強化と地域住民に対し春日部市の本気度を示す狙いもある。

実施主体・役割

- 【春日部市】 地域住民活動の支援体制を強化
庁内横断的な専門チームを組織

手段

専門チームの組織のあり方として、次の2つの方法を提案する。

- ・ 「粕壁宿室」の創設

粕壁宿の活性化策を展開する上で、環境整備であれば都市計画課、道路整備であれば道路街路課、市民活動サポートであれば市民参加推進課というように関係する課は多い。これらの課の情報を取りまとめ、粕壁宿の活性化に取り組む室を新設する。

室は、短期集中的に課題解決に向けて取り組むことを前提とし、「粕壁宿」活性化のための起爆剤の役割を担う。

- ・ 「粕壁宿」活性化プロジェクト推進委員会の設置

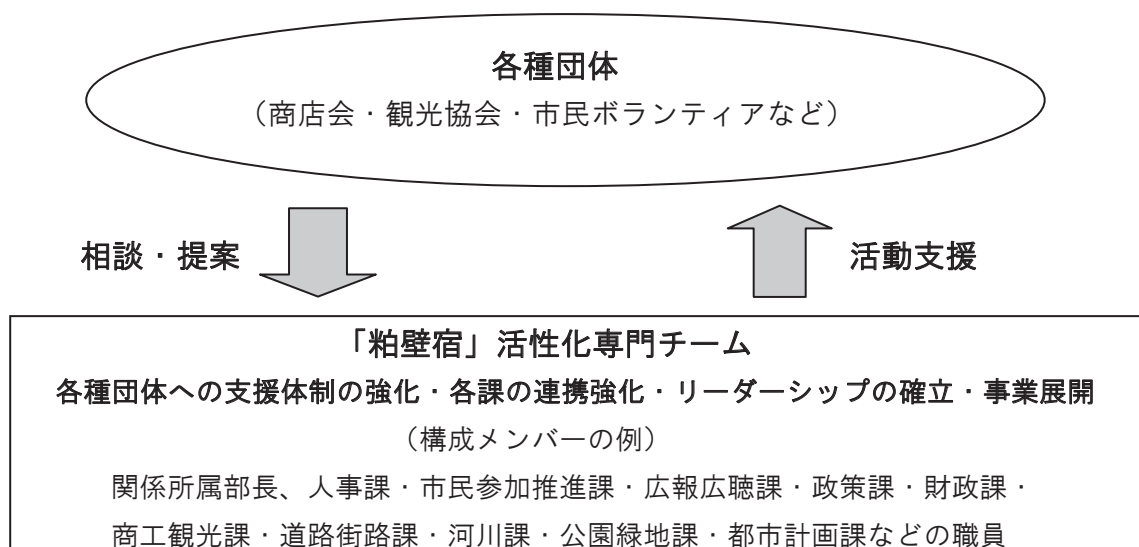
各課の所属長または職員で構成員される専門委員会を組織する。この委員会の場で、粕壁宿のビジョン等を検討し、各課に改善策を委託するとともに、情報の一元化を図る。また、この委員会により、春日部市における

「粕壁宿」に対する各種政策のリーダーシップを確立し、積極的な事業展開を図る。

基本的には、春日部市内部の粕壁宿に対する意思決定機関であるが、粕壁宿をより良くするために、将来的には委員として他市の職員や市民を参加させることも1つの方法と考える。

また、委員会は「各種政策を議論する場」というだけではなく、委員会が中心となって新規事業を展開していくことも視野に入れている。

図表4-1-6



期待される効果

- ・市民サービスの向上、市民活動サポート体制の充実
- ・「粕壁宿」政策に対する行政内部におけるリーダーシップの確立
- ・情報の一元化、各課の連携強化

予算項目

- ・専門委員会運営費、各種事業展開費
- ・委員謝金費

実施する上での課題

- ・メンバーの選出方法
- ・委員会に持たせる権限の調整

第5章 おわりに

本研究会では、粕壁宿における歴史的景観を生かした地域の活性化の課題として、「宿場町としてのイメージの向上」、「歴史に対する市民ニーズの活用」、「歴史的資源を活用した歴史的景観の整備」、「歴史的資源の保護と発掘」、「まちづくりの担い手である個人商店の振興」、「地域住民のまちづくりへの参画の促進」、「地域住民のまちづくりを支援する春日部市役所内の連携強化」の7つを取り上げた。

これらの課題を解決し、粕壁宿の理想像「地域の人々が愛着や誇りを持てる、住民主役で賑わいが継続できる 粕壁宿」を実現するため、16の具体的な手段を政策提言としてまとめた。

一つ目の課題、「宿場町としてのイメージの向上」に対する提案としては、粕壁宿を感じられるものを増加させることである。現在の粕壁宿は、当時の面影を残す景観や施設が少なくなっている。このため、既存の建造物などを活用することなど、当時の面影を取り戻し、地域住民の粕壁宿への愛着の向上と来訪者の増加による賑わいが図られる。

二つ目の課題、「歴史に対する市民ニーズの活用」に対する提案としては、粕壁宿での交流を増やすことである。人々の交流の少ないまちは、賑わいがなく商店街の衰退が進行してしまう。このため、地域内外者がいつでも気軽にまち歩きを楽しめるよう、住民との意見交換をもとにガイドマップを作成する。これにより、店舗やまちなかでの交流が創出される。

三つ目の課題、「歴史的資源を活用した歴史的景観の整備」に対する提案としては、積極的に歴史的景観を形成しているものなどに対し、支援策を図ることである。粕壁宿は、減少したとはいえ蔵や和風建築物が残っている。これらをまちの歴史的景観の核とし、その周辺についても調和した景観形成を進めることで地域が賑わう。景観資源を活用し、歴史的景観形成を積極的に図るためには、助成金などの制度充実も必要である。

四つ目の課題、「歴史的資源の保護と発掘」に対する提案としては、歴史的な建造物としての蔵などの再活用である。現存する蔵などは、主に倉庫などとして活用されているが、これを美術館など蔵としての目的とは全く違った活用を図ることで、知名度や認知度が向上する。

五つ目の課題、「まちづくりの担い手である個人商店の振興」に対する提案としては、個人商店を昔のように賑わせることである。かつて、粕壁宿では、様々なイベントが繰り広げられていた。そこで、4と9がつく日に開催されていた六斎市を現代風に復活させることで、来訪者の増加と賑わいが図

られ商店街全体が元気になる。

六つ目の課題、「地域住民のまちづくりへの参画の促進」に対する提案としては、地域として継続的に取り組むことである。地域の歴史の伝承や遊び体験など、地域の人々が指導者となって体験の場を提供することで、地域の人々の交流と活動への自主的参加が図られる。

七つ目の課題、「地域住民のまちづくりを支援する春日部市役所内の連携強化」に対する提案としては、粕壁宿の活性化策をワンストップでサポートする体制を図ることである。行政の窓口を一つにし、サポート体制を強化することで、地域活性化策を積極的に展開できるようになる。

これらの政策提言は、粕壁宿という限定された範囲で、地域の特性や状況を勘案し、社会的状況も踏まえた中で検討されたものである。

これまで、人々の意識や欲求は、物質的な豊かさや先進的なものに対するものであり、自治体の対応は画一的なものであった。しかし、物質的な豊かさが享受されてきた現在、人々の意識や欲求の多様化により、今までにない様々な対応が迫られてきている。さらに、その対応は自治体だけで完結できるものではなく、各種団体や地域住民などの参加なくしてはできないものとなってきている。歴史的景観を生かした地域の活性化は、人々が歴史ある地域への愛着や誇りを持ち育てることで交流や賑わいが生まれ、今後の魅力あるまちづくりにとって非常に重要である。

最後に、本報告書が各自治体で抱えている同様な地域の活性化に少しでも役立つことができれば幸いである。

資料編 目次

1. 景観を巡る訴訟

国立マンション訴訟問題	77
-------------	----

2. 既定政策

国、県、県内外市町村の既存政策	81
-----------------	----

春日部市の既存政策	91
-----------	----

3. 先進地視察報告書

栃木市・古河市	97
---------	----

4. 参考文献、ウェブサイト 108

資料編

1 景観を巡る訴訟

国立マンション訴訟問題

国立市は、関東大震災後、ドイツのゲッティンゲン大学などを参考にして造られた大学都市で、J R 国立駅からまっすぐに南に伸びた1.2kmの「大学通り」には、両側に桜と銀杏が植えられ、美しい並木を形作っている。昭和57年には、東京都の「新東京百景」に選ばれた。国立市民は、この景観を守る運動を過去に展開するとともに、大学通りの並木の高さを超えないように建築物の高さを20m以内に押さえる自己規制を続けてきた。

平成11年7月、明和地所株式会社が大学通りに面した約18,000㎡の敷地に、18階建て高さ53mの高層分譲マンションの建設計画を発表した。その直後から、市民による反対運動が起き、1か月で国立市民7万人のうちの5万人の署名が集まった。市は「国立市都市景観形成条例」(平成10年3月国立市条例第1号)により、20mの並木道と調和させるように指導、勧告を行ったが、明和地所はこれに従わなかった。

それに対して、市は、強制力を持った行政処分が行えるように、平成12年2月、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)及び「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に基づいて地区計画の変更を行い、高さ20mを超える建物の建設を規制した。しかし、明和地所は、これに先立つ平成11年12月に東京都に建築確認申請を行い、認可された。

近隣住民らは、平成12年1月、東京地裁に建築禁止の仮処分を申請したが、同年6月、東京地裁は、建築基準法に違反していないとして申し立てを却下した。近隣住民らはただちに抗告したが、同年12月、東京高裁は、建築基準法に違反しているが、受忍限度を超えていないとして抗告申立を棄却した。近隣住民と学校法人桐朋学園は、平成13年3月、建設中のマンションの高さ20mを超える部分の撤去を求めて東京地裁に提訴した。平成14年12月の一審判決で、東京地裁は、20mを超える部分の撤去を命じた。この判決は、景観利益を認める初めてのものとして各方面で話題となった。しかし、平成16年10月の控訴審判決で、東京高裁は、景観を地域住民の個別の権利と解釈することはできないとして、東京地裁判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。最終的に、平成18年3月の最高裁判決で、地域住民の景観利益は法律上も保護に値することを認めたものの、建設中のマンションは景観利益を侵害する行為には当たらないとし、住民側の訴えは棄却された。

国土交通省 HP を基に作成

図表 6-1-1 近年の景観訴訟の動向

年	判例	原告・被告の主張、裁判所の判断
1992	H4. 8. 6 京都地裁 京都ホテル事件	・原告は、歴史的文化環境権（景観権）を主張 ・内容、要件等の不明確から景観権を否認 ・総合設計制度等の手続きで景観等は審査済との観点から違法性を否定
1994	H6. 1. 31 京都地裁 京都ホテル事件 （行訴）	・原告は、憲法25 条を根拠に宗教的・歴史的文化環境権（景観権）を主張 ・高度地区に関する諸規定による具体的個別的利益の保護を否定 ・反射的利益論から、歴史的文化環境権（景観権）を否認
	H6. 11. 30 和歌山地裁 和歌浦景観訴訟事件	・原告は、歴史的景観権を主張 ・景観の主観性、不明確性から歴史的景観権の法律上の権利性を否認
2001	H13. 6. 7 東京高裁 鎌倉まちなみ訴訟	・原告は、景観権を主張 ・景観権に実定法上の根拠がなく、権利の内容等が不明確なことを理由に否認 ・景観を享受する利益＝×個別的利益○公共的利益
	H13. 12. 4 東京地裁 国立大学通り景観訴訟（行訴）市村判決	・原告は、環境権、景観権に加え、内在的制約の存在を主張 ・被告は、反射的利益論、景観の主観性、実定法上の根拠の不在を理由に否認 ・地域的な自己規制の相互遵守による景観形成、逸脱行為による景観の破壊可能性を背景とする景観利益の要保護性認定
2002	H14. 12. 18 東京地裁 国立大学通り景観訴訟（民事）宮岡判決	・原告は、内在的制約、暗黙のルールを主張 ・被告は、景観利益の主観性、法的拘束力の欠如から反論 ・景観利益侵害の認容
2003	H15. 3. 31 名古屋地裁 白壁マンション訴訟	・原告は、財産権に基づく景観利益（宮岡判決と同趣旨）を主張 ・被告は、修景基準違反が実在する、現計画は基準配慮済と反論 ・景観利益侵害の認容
2004	H16. 2. 20 東京地裁 大田区山王マンション事件	・原告は、人格権に基づく景観権、自主的な建物高さ制限を主張 ・被告は、原告の主張の抽象性、法的利益の不在を主張 ・文化的雰囲気を楽しむ利益＝×私的利益○公共的利益 ・当該地域は高度化不可避との認定、自主制限の事実の否定、当該合意の第三者遵守を求める法的利益の不在による否認
	H16. 10. 18 名古屋地裁 四観音道高架道路工事差止仮処分訴訟	・原告は、景観権を主張 ・景観の定義の広汎性、不明確性、個々人の主観性による統一的な利益・意見の観念し難さを理由に、景観権を否認

年	判例	原告・被告の主張、裁判所の判断
2004	H16.10.27 東京高裁 国立大学通り景観訴訟（民事）大藤判決	・原告の自己犠牲による努力、付加価値形成を否認 ・景観の主観性、多様性を強調 ・景観権の法的保護を否定、人格的利益であることを否認 ・行政制度による景観形成、住民の積極的参画を期待
2005	H17.10.19 横浜地裁 地下室マンション開発許可 取消請求訴訟	・原告は、住民の共通理解・相互努力の継続による住環境・景観（権）の形成を主張 ・被告は、景観権の法的保護、原告の主張する景観利益の保護性を否定 ・法令に景観権の法的保護の根拠がないことを理由に否認 ・景観権の主観性、抽象性を強調
	H17.11.21 東京地裁 府中東芝マンション事件	・原告は、環境権・景観権を主張 ・被告は、既に十分な環境・景観対策を実施済と反論 ・景観権に実定法上の根拠がないことを理由に否認 ・景観の主観性、抽象性を強調
	H17.11.28 東京地裁 都立大跡地マンション事件	・事実認定として、建築計画前における有効な高さ制限、制限値の不在に基づく請求棄却 ・景観法の活用による景観保護の推奨
	H17.11.30 横浜地裁 地下室マンション建築確認 取消請求訴訟	・被告は、景観権・環境権の法律上の保護を否認 ・景観権の主観性、抽象性、住民による自己規制の事実の否認、景観権の実定法上の根拠の不在を理由に否認
2006	H18.3.31 最高裁一小法廷 国立景観訴訟（民事）最高裁判決	・法律上保護に値する景観利益を、判例上、事実上ともに認定 ・景観権の権利性は否認 ・景観利益侵害の違法性を(a)刑罰行政法規規制違反、(b)公序良俗違反、(c)権利濫用など侵害行為の態様・程度の社会的相当性の欠如に求め、原告の訴えを棄却
	H18.9.29 東京地裁 町田マンション事件	・原告は、条例・環境アセス指針違反を根拠に景観利益侵害を主張 ・被告は、国立最高裁判決の判断基準に沿って反論 ・建築基準関係規定における個々人の景観利益の個別保護性を否認
2007	H19.10.23 東京地裁 町田玉川学園マンション事件	・原告は、地域ルールが存在と景観権・景観利益を主張 ・景観利益の存在は認容（国立最高裁判決を援用） ・地域的ルールの存在の否認による、景観利益侵害の否認
	H19.11.7 京都地裁 船岡山マンション訴訟事件	・原告は、景観権を主張 ・被告は、国立最高裁判決を根拠に違法な景観利益の侵害ではないと主張 ・景観利益の有無はともかく、建築関係規定は住民個々の景観権を保護していないと判断

年	判例	原告・被告の主張、裁判所の判断
2008	H20. 2. 29 広島地裁 鞆の浦仮処分訴訟	・原告は、国立最高裁判決をもとに、景観利益の要保護性を主張 ・被告は、行政法規による法的保護の否定、内容の抽象性から反論 ・公有水面埋立法、瀬戸内法等に基づき、法的保護に値する景観利益を認めたものの、差止の緊急性は認めず
	H20. 5. 12 東京地裁 二子玉川再開発事業差止請求訴訟	・原告は、人格権、環境権、まちづくり参画権を根拠に景観利益を主張 ・被告は、国立最高裁判決の示した判断基準に当たらないと主張 ・国立最高裁判決をもとに景観利益の要保護性は認定 ・原告らの意識的な活動による景観保護の事実を否定し景観利益を否認
	H20. 8. 7 大阪地裁 豊中とねやまマンション事件	・原告は、景観法、国立最高裁判決を根拠に、都市計画法は平穏な生活を営む利益（人格権）を個別に保護すると主張 ・国立最高裁判決は、景観利益が一般的公益を保護するにとどまると判断したもの、との被告の主張が認容 ・景観利益の法律上保護すべき範囲の不明確性、主観性の強調
2009	H21. 1. 28 東京地裁 赤白ストライプハウス事件	・原告は、景観権を主張。地域住民間の相互拘束を強調 ・閑静な住宅地だが、色彩の法的規制、取り決めがなく、現に色彩が統一されていないことを理由に、景観利益を否認、かつ受忍限度内と判断
	H21. 1. 30 名古屋地裁 名古屋四観音道高架道路工事差止請求訴訟（民事）	・原告は、長年の街並み等の維持整備による景観利益形成を主張 ・本件地域の歴史的・文化的環境・景観の構成、地域住民による自主規制を否定。ゆえに景観利益を否認
	H21. 2. 26 名古屋地裁 名古屋四観音道高架道路事業認可取消請求訴訟（行訴）	・原告は、都市計画法が景観権（景観利益）を保護することを根拠に原告適格を、景観保全への自主努力の経緯から景観利益の侵害を主張 ・原告適格は認容（背景に小田急訴訟最高裁判決） ・景観権（景観利益）の侵害は環境基本法2条の公害の定義に含まれず、都市計画法が保護する個人的法益に非該当との被告の主張を全面採用 ・景観保護のための行政制度の不存在を理由に景観利益を否認
	H21. 10. 1 広島地裁 鞆の浦世界遺産訴訟	・原告は、国立最高裁判決を根拠に景観利益を主張 ・被告は、長年の事業実施に向けた合意の成立、原告が互換的利害関係を有しないこと、景観利益の内容の不明確性を根拠に反論 ・景観の歴史的、文化的価値の認定と、その近接居住者の景観利益の認定

土地総合研究所2010年夏号を基に作成

2 既定政策

国、県、県内外市町村の既存政策

(1) 国

- ①景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
- ②歴史的環境形成総合支援事業
- ③景観形成総合支援事業
- ④民間まちづくり活動促進事業
- ⑤都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）

(2) 県

- ①埼玉県景観条例
- ②埼玉県景観アクションプラン
- ③埼玉県景観計画
- ④歴史のみち広域景観形成プロジェクト
- ⑤新河岸川広域景観プロジェクト
- ⑥川の国埼玉 川の再生基本方針
- ⑦川のまるごと再生プロジェクト
- ⑧埼玉県景観アドバイザー
- ⑨埼玉県景観資源データベース

(3) 県内各市町村

- ①川越市都市景観条例
- ②川越市歴史的風致維持向上計画
- ③蕨市 街なみ環境整備事業
- ④蕨市 中仙道蕨宿まちなみ協定
- ⑤草加市 今様・草加宿
- ⑥吉川市 オランジェ吉川美南地区景観協定

(4) 県外市町村

- ①栃木県栃木市 歴史的町並み景観形成地区
- ②茨城県古河市 蔵美のまちづくり
- ③三重県ましかど博物館

(1) 国

①景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」

実施主体	国（国土交通省）
実施期間	平成 17 年 3 月～
目的・内容	良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において、良好な景観形成を図ることを目的とし、都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、事業により良好な都市景観を如何にして具現化するかという道筋を指針として示している。 他にも河川景観や港湾景観など、各種の景観ごとにガイドラインが定められている。
効果	本ガイドラインの内容を参考として、地方公共団体が地域の特性を踏まえた独自の景観形成ガイドラインを策定することが期待されている。

②歴史的環境形成総合支援事業

実施主体	国（国土交通省）
実施期間	平成 19 年度～平成 23 年度
目的・内容	魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。
効果	城跡・古墳・歴史的建造物等の歴史的に重要な施設の復原や失われつつある歴史的な環境の保全・整備によるまちづくりが推進される。

③景観形成総合支援事業

実施主体	国（国土交通省）
実施期間	平成 19 年度～平成 23 年度
目的・内容	景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。
効果	景観重要建築物の修景、景観重要樹木の再生の促進と、これらを活用した取組の展開が期待される。

④民間まちづくり活動促進事業

実施主体	国（国土交通省）
実施期間	平成 24 年度～
目的・内容	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。
効果	平成 24 年度は、15 団体からの応募があり、以下の 4 団体が採択を受けた。 東垂水地区まちづくり推進会（神戸市）、南大浦地区まちづくり協議会（長崎市）、北梅田地区まちづくり協議会（大阪市）、新宿EAST推進協議会（新宿区）

⑤都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）

実施主体	国（国土交通省）
実施期間	平成 21 年度～平成 23 年度 ※平成 24 年度から民間まちづくり活動促進事業に移行
目的・内容	意欲ある民間の担い手が総合的、継続的に行う地区の価値・魅力の向上を目指した都市環境の維持・改善に資する事業を支援することにより、持続可能な都市づくりを推進する。
効果	まちづくりを担う民間の担い手の育成

（２）埼玉県

①埼玉県景観条例

実施主体	県
実施期間	平成 19 年 7 月 10 日公布（平成 20 年 4 月 1 日施行）
目的・内容	景観の形成に関して、住民参加の景観づくりや、建築物などの色彩と点滅する光源の誘導・規制、公共事業における景観配慮などを定めている。
効果	地域の特性を生かした景観形成を推進する。また、これによる魅力と風格のある郷土を形成する。

②埼玉県景観計画

実施主体	県
実施期間	平成 19 年 8 月 31 告示（平成 20 年 4 月 1 日施行）
目的・内容	景観法に基づき策定され、県全域を景観計画区域に指定。一般課題対応区域と特定課題対応区域に分け、それぞれの区域に応じた良好な景観の形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを規定する。
効果	広域的・地域的景観の保全、建築物の規制誘導

③埼玉県景観アクションプラン

実施主体	県
実施期間	平成 18 年 3 月策定
目的・内容	埼玉県全域の景観形成の基本方針と県の景観施策の行動計画を定め、その推進により個性と魅力のある県土の実現を図る。 中心となる三つの景観軸として、旧街道によって形成された街道筋の景観軸、河川を中心とした水辺の景観軸、緑の景観軸を設定している。
効果	景観法の施行に伴う埼玉県全域における目指すべき目標の策定、市町村が主体となった景観づくりの包括とこれらへの支援体制の構築

④歴史のみち広域景観形成プロジェクト

実施主体	県
実施期間	平成 22 年度～
目的・内容	県内の旧街道や旧宿場町、城下町などの歴史的な拠点や軸を明確にし、埋もれている歴史的資源を発掘し、保全・活用する。モデル地区において実施される景観まち歩きや景観まちづくり講演会を支援する。
効果	景観モデル地区の選定 ・平成 23 年度 吾野地区（飯能市）、深谷宿（深谷市）、妻沼地区（熊谷市） ・平成 24 年度 鴻巣宿地区（鴻巣市）、蕨宿地区（蕨市）

⑤新河岸川広域景観プロジェクト

実施主体	県
実施期間	平成 20 年度～
目的・内容	埼玉県景観アクションプランに基づき、「水と緑のつながり景観形成プロジェクト」をテーマに、舟運で栄えた歴史ある新河岸川をモデルとして、埼玉の美しい景観を先導することを目的に「新河岸川広域景観プロジェクト」を展開している。
効果	新河岸川流域でまちづくり活動などに取り組むNPO等が中心となって「新河岸川広域景観づくり連絡会」を組織し、川沿いの歴史資源調査や散策、カヤック体験などを実施している。

⑥川の国埼玉 川の再生基本方針

実施主体	川の再生推進委員会
実施期間	平成 19 年 11 月 30 日～
目的・内容	県土における河川面積が日本一（3.9%）であるという本県の特性を生かし、水辺空間を県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置付け、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国 埼玉」を名実ともに実現することを目的とする。 また、川が地域の共有資産として広く県民に認識され、地域による持続的・自立的な改善行動、維持管理が行われる姿を目標としている。 水辺再生 100 プランも、地域が主体となって活動することを基本に、本方針において実施が位置づけられている取組の一つである。
効果	水辺再生 100 プランでは、平成 22 年度までに河川 70 箇所、農業用水 30 箇所で川づくり計画の策定や工事、地域による維持管理が実施されている。

⑦川のまるごと再生プロジェクト

実施主体	県
実施期間	平成 24 年度～
目的・内容	水辺再生 100 プランのスポット的な水辺再生から、一つの川を上流から下流までまるごと再生へとステップアップすることを目的に、川や地域の特性に応じた再生テーマを定め、市町村のまちづくりと連携した広がりのある事業に取り組む。

効果	平成 24 年度は、以下の 10 の河川で事業が実施されている。 ・黒目川（新座市、朝霞市） ・入間川（狭山市、川越市） ・都幾川（ときがわ町、東松山市） ・元小山川（本庄市） ・大落古利根川（杉戸町、宮代町、春日部市、松伏町） ・笹目川（戸田市） ・古川排水路等（川越市） ・長楽用水路（川島町） ・松原落排水路、会の川（加須市） ・東京葛西用水（越谷市、草加市、八潮市）
----	---

⑧埼玉県景観アドバイザー

実施主体	県
実施期間	平成 17 年 9 月 1 日～
目的・内容	良好な景観の形成を図るとともに、地域住民の景観まちづくり活動を促進するため、景観まちづくりに関する講演会や勉強会、ワークショップ、視察等の講師として専門的な助言や指導などを行う「景観アドバイザー」を派遣する。
効果	平成 24 年 8 月 1 日現在、大学教員やデザイン業、NPO メンバーなど 34 名が登録している。

⑨埼玉県景観資源データベース

実施主体	県、埼玉県景観行政連絡会議（県内市町村で組織） （協力）特定非営利活動法人都市づくり NPO さいたま
実施期間	平成 20 年 3 月 27 日～
目的・内容	埼玉県景観計画に基づき、県内にある魅力的、歴史的な建物や美しいまちなみ等の良好な景観資源を県民との協働により発掘し、県内外にアピールするとともに、県民の景観に対する関心を高めることを目的としている。県内各市町村からの登録景観資源を収録し、ウェブサイト上で公開している。
効果	建築物、土木工作物、樹木、公園・広場、まちなみ、景観活動などに分類され、目的に応じて検索ができる。 平成 22 年 1 月 15 日現在、439 件が登録されている。

(3) 県内他市町村

①川越市都市景観条例

実施主体	川越市
実施期間	昭和 63 年 12 月 23 日公布（平成元年 4 月 1 日施行）
目的・内容	川越らしい良好な都市景観を創造するため、歴史的まちなみが残る旧城下町や駅周辺など、川越の特色をあらわす地域やこれからの川越を創出していく地域を都市景観形成地域として指定し、それぞれの地域にふさわしい計画、基準を定めている。 都市景観条例のほか、川越重要伝統的建造物群保存地区や川越市歴史的風致維持向上計画、都市景観形成地域、都市景観重要建築物などの各種手法を組み合わせ、重点的な地区を定めてメリハリのあるまちづくりを行っている。
効果	平成 23 年 3 月 4 日現在、70 件の都市景観重要建造物を指定している。

②川越市歴史的風致維持向上計画

実施主体	川越市
実施期間	平成 23 年度～平成 32 年度
目的・内容	歴史的建造物と人々の営みが一体となって重層的に形成されている川越の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史まちづくり法に基づき、平成 23 年 5 月 27 日に川越市歴史的風致維持向上計画を策定した。（平成 23 年 6 月 8 日 国による認定）
効果	重点地区として、川越市歴史的風致維持向上地区（約 207 ha）が指定されており、この地区内で実施される歴史的風致の維持向上に寄与する事業などに対して、国からの支援が得られる。

③蕨市 街なみ環境整備事業

実施主体	蕨市
実施期間	平成 7 年度～平成 17 年度
目的・内容	現存する風格のある歴史的建築物等のアメニティ資源を保存、活用し、歴史的雰囲気のあるまちなみを残しながら、ハードとソフトを両輪とする「ゆとり」ある良好な環境形成のまちづくりを目指している。 対象物を通路・小公園などの地区施設等と住宅、敷地などの住宅等に分け、それぞれの整備における基本方針を定めている。

効果	・ 中山道通り約 1 k m を歴史的景観道路として整備 ・ 路地の修景 ・ 個人住宅における「中仙道蔵宿まちなみ協定」に掲げる基準への誘導、建て替えに対する補助
----	---

④蔵市 中仙道蔵宿まちなみ協定

実施主体	中仙道蔵宿まちづくり協議会
実施期間	平成 6 年 10 月 1 日～
目的・内容	中仙道沿道蔵宿地域において、建築物等の整備に関する事項等を定め、当該地域の歴史文化軸にふさわしいまちなみとして、維持向上することを目的としている。 中仙道蔵宿まちづくり協議会が指定した景観建築物の修復や、まちづくり事業助成金交付要綱に基づき、「中仙道蔵宿まちなみ協定」の趣旨に沿って、基準にあった建築物の建築等に対して助成を行う。
効果	平成 22 年 2 月 18 日に、中仙道蔵宿まちづくり協議会により、景観建築物を指定され、平成 22 年 8 月現在、中仙道沿道に建つ江戸末期から昭和初期に建築された 12 件が指定されている。

⑤草加市 今様・草加宿

実施主体	草加市、今様・草加宿「市民推進会議」
実施期間	平成 15 年 9 月～ 今様・草加宿実行委員会発足 平成 21 年 5 月～ 今様・草加宿「市民推進会議」として再出発
目的・内容	草加固有の歴史と文化を活かしながら、この時代にふさわしい個性と活気あふれる草加市のシンボルゾーンとして再生することを目的に、「地域再生ビジョン」を策定し、平成 16 年 6 月に国から地域再生計画の認定を受けた。 旧町地区と綾瀬川左岸地区を「今様・草加宿」という一つの都市軸として捉え、それぞれの地区の特性にあわせたまちづくりを進め、新たな集客や賑わいを演出できるように整備・支援することにより、しっかりと根の張ったまちづくりへの発展を目指している。
効果	・ 「今様草加宿」の統一ロゴマークが、幟や横断幕として各商店や商店街で使用されている。 ・ 草加ふささら宿場祭りや「おもてなし」をキーワードにした各種イベントなどを実施している。

	・平成 23 年 7 月には、古民家を利用したお休み処「草加宿 神明庵」がオープンした。所有者から市が無償で借り受け、ボランティアにより運営している。
--	--

⑥吉川市 オランジェ吉川美南地区景観協定

実施主体	オランジェ吉川美南地区住民（申請者はハウスメーカー）
実施期間	平成 23 年 8 月 5 日から 15 年間
目的・内容	景観法に基づき、県に対してハウスメーカーから地区景観協定の申請があり、平成 23 年 2 月 1 日、県内で初めて認定を受けた。また、都道府県による景観協定の認可として全国初の事例となった。 協定区域の面積は約 1.39ha、区域内の戸数は 87 戸。
効果	建築や緑化、照明、屋外広告物等についてのきめ細かなルールを取り決め、住民が互いに守りあうことで、地域のより良い景観を維持・増進し、自主的な規制が可能となる。

（４）県外市町村

①栃木市 歴史的町並み景観形成地区

実施主体	栃木市
実施期間	平成 2 年度～
目的・内容	歴史的・文化的資産を良好な状態で次世代に受け継いでいくとともに、本市の個性あるまちづくりを行うため、平成 2 年度に歴史的町並み景観形成要綱を制定し、日光例幣使街道、巴波川周辺（約 30ha）を栃木市歴史的町並み景観形成地区に指定した。 地区内で建築物を新築、増築、改築、外観を変更、あるいは看板等の工作物の新設、改修する際は届出を求め、修景基準により指導、助言を行っている。 また、平成 12 年度には、景観形成地区を 48ha に拡大した。
効果	歴史的建造物や景観の保存に対する地域住民の関心の高まりにより、平成 22 年 3 月には栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。これに基づき、平成 24 年 7 月に、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区が国重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

②古河市 蔵美のまちづくり

実施主体	(主管) 古河市蔵活用市民協議会 (主催) まちづくり会社 雪華
実施期間	(不明)
目的・内容	古河市に点在する貴重な中心市街地活性化の素材である蔵を活用していくことで、蔵の保存を図りながら、蔵から広がるネットワーク（回遊空間）づくり、活用の仕組みづくりを行う。 蔵を活用した各種イベントのほか、蔵バンクデータの作成・公開や、蔵の所有者と利用したい人とのマッチングや蔵の活用方法に関する市民講座などを実施している。
効果	株式会社 雪華に加え、栃木市（株式会社 メロー）、足利市（いしだたみの会）、行田市（NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク）、桜川市（まちづくり真壁）、結城市（株式会社 TMO 結城）からなる「蔵のまちのネットワーク」が形成されている。

③三重県まちかど博物館

実施主体	三重県、各地域のまちかど博物館推進委員会等
実施期間	平成 5 年度～
目的・内容	平成 5 年度に市民団体「ザ・伊勢講」の「伊勢まちかど博物館」から始まった取組で、平成 11 年度からは、「三重まるごとミュージアム推進事業」により、三重県が県内各地に呼びかけてまちかど博物館を推進している。 地域の歴史的、文化的資産を誰もがみられるように公開することにより、地域の文化に触れる機会を提供し、郷土に愛着を持った人づくり、圏域を超えて多くの人々が訪れたいような地域づくりにつなげることを目的としている。 各地域のまちかど博物館推進委員が各々の「まちかど博物館」を認定しており、認定された「まちかど博物館」には目印の看板が設置されている。 平成 18 年度に策定された「三重の文化芸術振興方策」においても、支援すべき「地域の歴史的・文化的資産を活用した地域の主体的なまちづくり活動」として、まちかど博物館が挙げられている。
効果	三重県内のまちかど博物館は 10 地域に分けられ、各地域の情報やガイドブックをウェブサイトで一括して紹介している。各地域のまちかど博物館が連携している様子が見られ、相乗効果を生み出している。平成 25 年 1 月 23 日現在、全地域合計で 523 館のまちかど博物館が認定されている。

春日部市の既存政策

（１）都市・景観整備

- ①春日部市中心市街地活性化基本計画
- ②春日部市景観計画
- ③景観まちづくり事業
- ④春日部市のエコまちづくり
- ⑤春日部市地域まちづくりモデル支援事業
- ⑥粕壁宿景観再生事業

（２）地域・産業の振興

- ①春日部市地域力アップ提案事業
- ②春日部市商店街活性化推進事業費補助金
- ③春日部市中小企業人材育成事業費補助金
- ④ふじちゃんカード
- ⑤春日部 TMO の運営

（３）歴史、文化の保護

- ①指定文化財保護制度
- ②建造物調査

（４）イベント

- ①春日部夏まつり
- ②かすなび春コン・春呑み
- ③音楽による地域活性化

（５）情報発信

- ①チラシ、パンフレット
- ②公式サイト
- ③解説板
- ④情報発信施設数

(1) 都市・景観整備

①春日部市中心市街地活性化基本計画

実施主体	春日部市（鉄道高架整備課）
目的・内容	埼玉県を事業主体として春日部駅とその周辺の連続立体交差化（鉄道高架化）が計画されており、それに伴い市街地の整備と商業等の活性化を図るものである。
効果	連続立体交差化により春日部駅の東口、西口の一体化と回遊性の向上が期待される。

②春日部市景観計画

実施主体	春日部市（都市計画課）
目的・内容	市民、事業者、行政が協働して春日部市の魅力的な景観形成を目的・内容とするものである。景観的特徴ごとに市内を地区分けし、その特徴に合わせた景観形成を行う。粕壁宿に相当する範囲は景観重点地区である「かすかべ大通り沿道地区」、「古利根川地区」に指定されている。

③景観まちづくり事業

実施主体	春日部市（都市計画課）
目的・内容	春日部の歴史や文化、あるいは河川、田園風景など、地域に残る特性や資源を守り育てるとともに、良好な景観形成を図ることにより、市民が親しみと愛着、誇りを持てるまちづくりを行う。 春日部大通り沿道地区において、旧日光道中粕壁宿としての歴史的景観を再生し、魅力と賑わいのある景観形成を推進するための整備計画を策定する。

④春日部市のエコまちづくり

実施主体	春日部市（都市計画課）
目的・内容	春日部駅周辺を 6 ゾーンに分け低炭素都市づくりを行うものである。粕壁宿は再開発を中心とする「東北ゾーン」、日光道中の歴史的景観を活用する「東南ゾーン」、涼しい川風の供給源としての「古利根川ゾーン」に指定されている。

⑤春日部市地域まちづくりモデル支援事業

実施主体	春日部市（都市計画課）
目的・内容	地域住民主体の都市整備方法や改善策、保全方法などの構想・事業計画作成に対し補助金を交付する。
補助額	50 万円以内

⑥粕壁宿景観再生事業

実施主体	春日部駅東口商店会連合会
目的・内容	春日部駅東口地区の建物に「粕壁宿」をイメージした壁画やシャッターアートを制作し、ストーリー性のある歴史的な地域の魅力をアピールするとともに、まち歩きの楽しさを演出する。

(2) 地域・産業の振興

①春日部市地域力アップ提案事業

実施主体	春日部市（政策課）
目的・内容	地域振興、人材育成、産業経済の活性化などについて、市民からの提案を応募するもので、事業の実施に際し補助金を交付する。
補助額	・単年度事業…予算の範囲内で 50 万円を限度に補助。 ・複数年度事業…予算の範囲内で 3 年間で 200 万円を限度に補助。
提案事業例	・粕壁宿景観再生事業（シャッターアート） ・ふれあい・イーストタウン事業（ベンチの設置） ・桐の街春日部発信事業（羽根つき大会） ・春日部桐たんす伝承士・PR 大使養成講座事業 ・かすかべ・まちかどコンサート事業 ・春日部やきそば普及事業

②春日部市商店街活性化推進事業費補助金

実施主体	春日部市（商工観光課）
目的・内容	商店街の発展と振興及び活性化を促進するため、各商店街が実施する事業に対し、その一部を毎年度予算の範囲内において補助する。
補助額	各種事業、要綱において定める方法により算出し決定する。

③春日部市中小企業人材育成事業費補助金

実施主体	春日部市（商工観光課）
目的・内容	中小企業を担う人材育成を支援するため、研修会、講習会及び学習会を実施または研修会等に参加する市内の中小企業商工業団体に対し、補助金を交付する。
補助額	2～10 万円以内

④ふじちゃんカード

実施主体	春日部市商業協同組合
目的・内容	春日部市商業協同組合に加盟する商店で買い物をした際に、買い物客にポイントを付与する。

⑤春日部 TMO の運営

実施主体	春日部市商工会議所
目的・内容	中心市街地活性化基本計画に基づきながら、事業の推進及び中心市街地の運営・管理（タウンマネジメント）を総合的に行う。 商業等の活性化に関する事業を事業テーマごとに設定し、事業者や市民・市民団体等と連携する。

（3）歴史、文化の保護

①指定文化財保護制度

実施主体	春日部市（文化財保護課）
目的・内容	市内の文化財についてその価値を調査し、市の歴史、文化、風土を語るうえで欠くことのできないものについては市の文化財に指定し、保護する。必要に応じて、修繕費を補助する。
補助額	経費の 1/2。上限は予算の範囲内。

②建造物調査

実施主体	春日部市（文化財保護課）
目的・内容	市内の歴史的建造物について、建築史の専門家による調査を行う。

(4) イベント

①春日部夏まつり

実施主体	春日部夏まつり実行委員会 (粕壁地区自治会連合会・春日部商工会議所・春日部市観光協会)
目的・内容	かすかべ大通りや駅前で流し踊りや御輿パレードを行う。

②かすなび春コン・春呑み

実施主体	かすなび
目的・内容	地域活性化と出会いの場の創出を目的とした合コン。既婚者、子連れも参加可能というユニークな街コン。

③音楽による地域活性化

実施主体	春日部 TMO
目的・内容	春日部駅周辺の商店の販売促進効果と賑わいの創出を目的として、各種の音楽イベントを行う。 ・かすかべまちかどコンサート ・Jazzday かすかべ ・粕壁エイサー ・かすかべストリートライブ

(5) 情報発信

①チラシ、パンフレット

名称	発行	部数	配布先
『粕壁宿歴史探訪』	かすかべ元気印の会	1 万	商工会議所 ふらっとかすかべ 東武伊勢崎線の駅 春日部市商工観光課
『日光道中粕壁宿絵地図』	かすかべ元気印の会		
『粕壁宿と日光道中』	春日部市郷土資料館	3000	春日部市郷土資料館
『春日部庄和 町の歴史』	春日部市郷土資料館	3000	春日部市郷土資料館
『粕壁宿と日光道中Ⅱ』	春日部市郷土資料館	3000	春日部市郷土資料館

②公式サイト

名称	URL	内容
春日部市公式ホームページ 「歴史に触れる」	http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/tanoshimu/rekishi.html	春日部市（広報広聴室）が作成。粕壁宿内の名所を紹介する。
かすかべオラナビ	http://data.wagmap.jp/kasukabe/	春日部市（IT推進課）が作成。市内の施設、名所・旧跡などをマップで紹介する。春日部商工会議所なども情報のアップが可能であり、個人商店の新着情報も掲載される。
春日部市観光協会ホームページ 「観光スポット」	http://www.kasukabe-cci.or.jp/sightseeing/kasukabejyuku.html	粕壁宿や宝珠花大風揚げなど、観光スポットを紹介する。

③解説板

名称	内容	設置者
問屋場跡	宿駅機能を担った問屋場があった場所に設置。	春日部市
加藤楸邨旧居跡	俳人として有名な加藤楸邨が、旧制春日部中学の教員時代に住んでいた場所に設置。	有志

④情報発信施設数

名称	施設概要
ぷらっとかすかべ	春日部市の観光・イベント情報を紹介する施設。 ガイドボランティアの受付窓口でもある。
春日部市郷土資料館	春日部市の歴史の解説のほか、郷土資料の収集、保管、展示を行う施設。 江戸時代の粕壁宿推定模型は来館者に人気がある。

3 先進地視察報告書

(1) 視察の目的

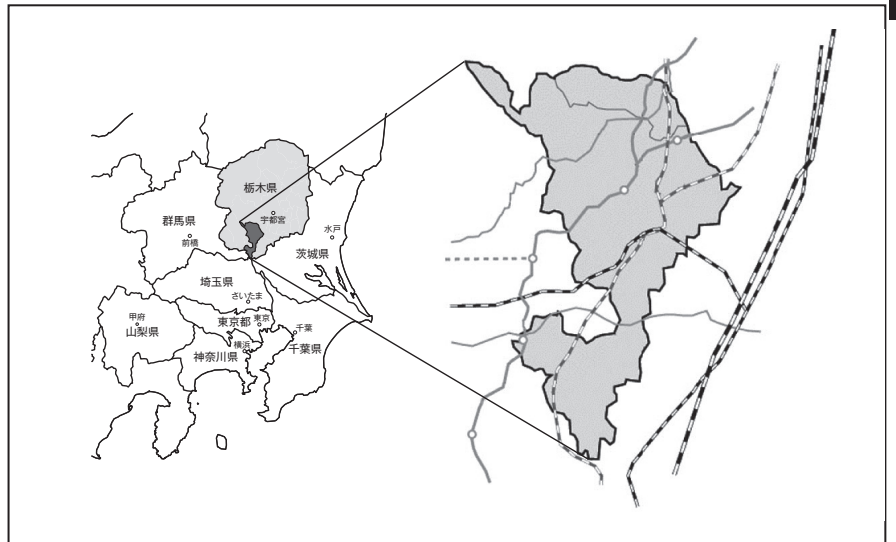
研究テーマについての政策提言を行うにあたり、歴史的景観を生かした地域の活性化の先進事例（栃木市・古河市）について現地視察・ヒアリングを行い、今後の研究を進めるための参考とする。

(2) 視察の内容

- ・ 栃木市： 観光ボランティアを伴った現地視察、商工観光課・都市計画課・観光協会へのインタビュー
- ・ 古河市： 現地視察

(3) 栃木市の概要

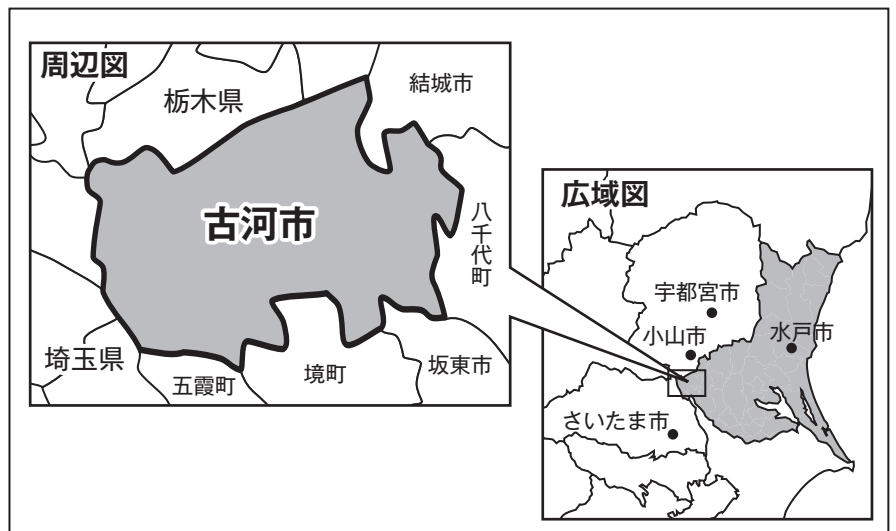
- ・ 位置： 関東平野の北部
- ・ 面積： 284.83k m²
- ・ 人口： 147,149 人
(平成 24 年 10 月現在)



出典：栃木市ホームページを基に作成

(4) 古河市の概要

- ・ 位置： 関東平野の中央
- ・ 面積： 123.58k m²
- ・ 人口： 146,425 人
(平成 24 年 10 月現在)



出典：古河市ホームページを基に作成

（５）視察スケジュール

視察日：10月17日（水）

- 8：00 久喜駅西口集合。バス出発。久喜ICから東北道。栃木IC出口
- 9：00 蔵の街第一駐車場→蔵の街観光館
栃木市商工観光課、栃木市観光協会との意見交換
担当者による説明、意見交換（60分）
 - ・蔵造りの町並み、景観の保全の取り組みについて
 - ・蔵造りの町並みの観光の動向
- 10：00 蔵の街第一駐車場
ボランティアガイドによる案内（山車会館、蔵の街美術館入館。）
- 13：00 自由行動（昼食含む。）
～14：00
- 14：00 蔵の街第一駐車場より栃木市出発。栃木ICから館林IC出口
- 15：00 古河歴史博物館駐車場。古河市内散策（山田先生案内）
- 16：00 帰路
- 17：00 久喜駅西口にて解散

（６）調査ヒアリング

栃木市視察において栃木市役所職員、観光協会へのヒアリングを行った。

【Q1】 どの地区を歴史的町並み景観形成地区として指定しているか。

【A1-1】

平成2年に「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定し、栃木大通り、巴波川、嘉右衛門町地区の一带を歴史的町並み景観形成地区に指定した。（商工観光課）

【A1-2】

歴史的町並み景観形成地区内である嘉右衛門町地区を平成24年3月23日に伝統的建造物群保存地区に決定し、同年7月9日に文化庁により、嘉右衛門町地区は重要伝統的建造物群保存地区に選定された。栃木大通り一带についても重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指す。（都市計画課）

【Q2】歴史的町並み景観形成地区の指定はどのようになされたのか。

【A2】

昭和 59 年度、「巴波川を中心とする街づくり計画書」策定。
昭和 61 年度、「栃木の町並み・蔵造りに関する調査報告書」刊行。
昭和 62 年度、「栃木市誇れるまちづくり委員会」発足。
栃木県により「栃木市と巴波川周辺景観づくりモデル事業調査」が行われる。
昭和 63 年度、栃木県から「誇れるまちづくり事業」に指定。
平成 2 年度、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定。
平成 12 年度、嘉右衛門町地区を歴史的町並み景観形成地区に追加指定。
(都市計画課)

【Q3】何故蔵をテーマにしたのか。

【A3】

栃木市は日光例幣使街道の宿駅、巴波川の舟運で栄えたため。(商工観光課)

【Q4】歴史的なまちづくりを始めた契機は何か。

【A4-1】

栃木県と国鉄による観光キャンペーン「やすらぎの栃木路」で、旧家を公開した。(商工観光課)

【A4-2】

昭和 55 年(1980 年)開催の栃の葉国体。国体準備に伴い景観を重視するようになった。(観光ボランティア)

【Q5】地元から意見や要望はあったか。

【A5】

古くから市民団体(栃木市商店会連合会、社団法人栃木県建築士会栃木支部、栃木蔵街暖簾会など)によるまちづくりの活動が盛んで、まちづくりも地元からの要望である。(商工観光課)

【Q6】歴史的まちづくりの対象地区に住む住民の意識はどうか。反発等があったか。

【A6-1】

市外（特に東京都内）に住む蔵の所有者は、金銭的に余裕があるためか、蔵の活用に非協力的である。（商工観光課）

【A6-2】

アーケードの撤去には反対の意見が多かった。（観光ボランティア）

【Q7】景観資源の保全等について、どのような助成や規制を行っているか。

【A7】

平成 2 年度に「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」（以下、要綱）を制定して、地区内の建築物の景観を規制している。規制項目は基調色、高さ、軒線、セットバックなどであるが、特に一階部分の軒線の連続性を重視している。要綱は開発指導要綱のように運用しており、条例化はしていない。

要綱と同時に「栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要領」を制定し、要綱に合致する建造物の改修（修景）を行う場合は、市費補助金を交付している。例として、外観全体の修景については費用の 3 分の 2 を補助（限度額 300 万円）。

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている嘉右衛門町地区については、国の重要文化財であるため、修理の際は文化庁より国庫補助金が交付される。例として、外観を修理する場合は費用の 4 分の 3 を補助（限度額 1200 万円）。額は大きいですが、歴史的なものに変えていくためである市の景観形成補助金とは異なり、すでに歴史的な状態であるものを保存するための修理であり、修理の許可（現状変更許可）を文化庁から得なければならない。（都市計画課）

【Q8】歴史的資源をどのように保存、管理、活用をしているのか。

【A8】

所有者の承諾を得て、空いている蔵をとちぎ蔵の街観光館、とちぎ蔵の街美術館、山本有三ふるさと記念館、横山郷土館として活用している。また、栃木大通り、巴波川、嘉右衛門町地区の一帯に点在する歴史的建造物を国の登録有形文化財に登録し、保護している。現時点で 56 件が登録されている。（観光ボランティア）

【Q9】歴史的なまちづくりの実施前と実施後の変化について。（観光客数、人口、商店の売り上げ等）

【A9】

観光客が平成元年度の14万人から、平成22年度は33万人に増加した。空き店舗には新しい業種が入ってきてはいるが、既存の店舗に業種の変化がない。特に観光客向けに業種を転換した店舗はない。郊外に大型商業施設があり、一般の客は減少している。（商工観光課）

【Q10】情報発信はどのようなツールを利用しているか。

【A10】

平成23年度にJTBと提携し、フリーペーパーで『るるぶ栃木市』を刊行した。見やすい、行ってみたくないと評判がよい。平成24年度は、パンフレット、ホームページの多言語化をしている。（商工観光課）

【Q11】イメージ戦略をどのように行っているのか。

【A11】

平成24年度に「とちぎ小江戸ブランド」を創設した。

平成23年度に若者の誘客として「るるぶ栃木市」を6万部作成し既に3万部配布した。制作費用は全額市の負担である。（商工観光課）

【Q12】市民団体の数、活動はどのようなになっているのか。

【A12】

行政が把握している団体で35以上ある。特に昭和63年度の「誇れるまちづくり事業」に指定されてから、観光ボランティア協会などの多くのまちづくり団体が発足した。（商工観光課）

【Q13】市は市民団体や民間企業とどのように提携しているのか。また、どういった役割分担をしているのか。

【A13】

各課個別に関係する団体と連絡をとりあっている。市民団体などを一括する担当課はない。栃木市ではイベントやまちづくりは実行委員会制で行っている。各実行委員会の中に様々な団体や個人が加わる形であり、特定の団体に限って提携をしているわけではない。市民側から様々な実行委員会が立ちあげられており、それらが総体として現在のまちづくりが推進されている。それが栃木市の長所であると考えている。行政はそれを援助する立場である。（観光協会）

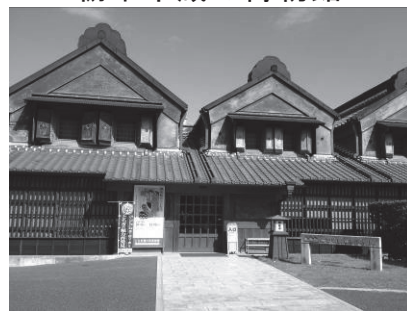
（7）現地視察後の感想

【栃木市を歩いた感想】

ア 歴史的資源について

- ・ 歴史的な建造物を活かした商店や美術館など、多くの事例を知ることができた。
 - ・ 資源が多いことだけでなく、その多くが整備されている。
 - ・ 蔵の数が春日部と比べかなり多かった。点在している。
 - ・ 蔵だけでなく洋館なども多い。
- 商工観光課担当者の話によると、戦災を受けなかったこと、県庁が宇都宮市に移ったため開発が遅れたこと、市民の蔵に対する意識が高いことを要因としているが、なぜ、市民の意識が高いのか。その理由として、宿場町、河岸として栄えていたこと、県庁所在地であったことなどを誇りとし、県庁舎をはじめ当時の建造物をその象徴と考えているためと思われる。
- ・ もともとの通りの幅が広い。粕壁は幅5間（約9m）であったのに対し、栃木は11間（約20m）であった。モータリゼーションにより、道路拡幅が行われなかったことも歴史的建造物が多く残った要因と思われる。粕壁はセットバックしたため、多くの歴史的建造物が壊されている。
 - ・ 山車会館、美術館などの立ち寄り施設が多くあった。
 - ・ 建物の中を見せてくれるところが多く、所有者の協力的な姿勢が感じられた。

栃木市蔵の博物館

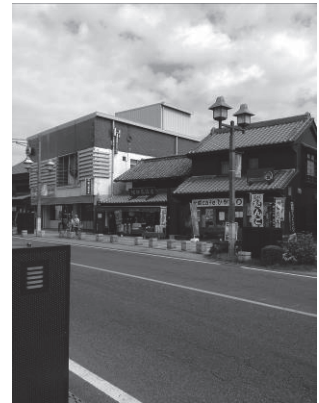


（本研究会撮影）

イ 景観について

- ・ 川を整備し、散歩道や景観に生かしている。
- ・ 伝統的な建築物に関しては、下屋の形状、屋根の材料、看板などに統一感があった。
- ・ 通りに伝統的な建築物以外のものも多いにもかかわらず特に気にならなかった。
- ・ 以前は、伝統的な建物を覆い隠すようにしていたことが想像できない。
- ・ 黒と白との色調の統一が通りをすっきりさせている。
- ・ 歩くと疲れるぐらいまちが大きい。

栃木市街の景観



(本研究会撮影)

ウ まちづくりについて

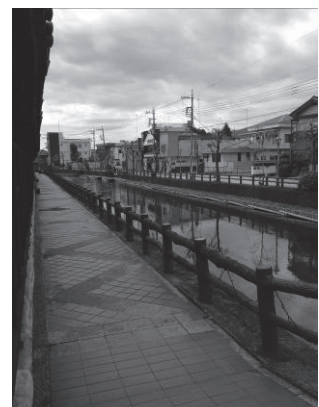
- ・ トイレが多くあり、外来者にやさしい。
- ・ 所有者の建物に対する考え方、街並み、川を整備等、今の状態にするまでかなりの時間がかかっており、粕壁宿も長いスパンで提案していくことが重要だと感じた。
- ・ 水路・川を使ったまちおこしは面白いと感じた。鯉を10万匹放流している。
- ・ 実行委員会制がうまくいっていることに驚いた。春日部市と合併する前の旧庄和町では昭和60年代以降、各種イベントに実行委員会制を導入していたが、イベントだけにとどまり、まちづくりにはなかなか発展しなかった。

また、実行委員会といっても実質的な事務、雑務は町職員がやっており、市民の自主的な活動とは言い難い部分もある。

栃木市の自主性には脱帽した。

- ・ 最低限のハード整備は、必要である。
- ・ 地域資源を上手く活用している（粕壁もクレヨンしんちゃん等を生かすべき）。
- ・ 最初は、蔵の利用について住民から反対があっても、それを説得した結果、実行出来たという話もあったとおり、主体的に動く組織、人が必要。
- ・ 蔵の街大通りに並行している巴波川が、過去全国ワースト2であったが、市や住民の努力により、浄化された。

巴波川沿いの景観



(本研究会撮影)

エ 店舗、人通りについて

- ・ 住民はどこにいるのかと思えるほど人通りは少ない(車通りは激しい)。
- ・ 駐車場は大型バス対応のものもあり、キャパシティはある。だが 10 時ごろには満車だったのに、その割には人がいないのは何故なのか。
- ・ 八百屋が 2 軒あるほかは生鮮品を売る店は見受けられない。市内百貨店が閉店し、空き店舗状態であるのを見ると大型郊外店の存在が大きいのか。
→ 栃木県は車社会であり(一人一台状態)、住民はまちなかよりも郊外の方が買い物しやすい傾向と思われる。実際に宇都宮市ではロビンソン百貨店が駅前にあったが、郊外店舗の福田屋百貨店に客を取られて撤退している。
- ・ ファミレスやコンビニといったチェーン店がまちなかに無かった。
- ・ 一つの企業が複数の店舗を経営している。「蔵出したまご」のマロニエと「あずきソフト」の富士屋は同じ会社だった。マロニエは地元の洋菓子店、富士屋は観光客相手の店といった雰囲気であった。商工観光課の担当者によるとまちづくりの前後で業種の変化は見られないとのことだが、地元企業は観光客対応している。
- ・ 観光地にありがちなお土産屋が少なかった。

オ グルメについて

- ・ 休憩できる場所や飲食店が多くあった。
- ・ そば・焼きそば・ラーメンの飲食店が多いほか、土産物屋も点在している。やはり飲食店はあったほうが良い。ただし地元民の姿は見られなかった。
- ・ 土産物屋の下にオシャレなお店が！テラス席でなかなか賑わっていた。地元の人もこのような店なら食べに行くと思う。
- ・ 銘菓「蔵出したまご」と「あずきソフト」がおいしかった！

ご当地グルメの焼きそば

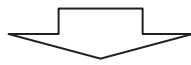


(本研究会撮影)

- ・ 13時過ぎに店内に入ったのに客が多い。
視察日が水曜日で定休日の店が多いことが理由ではなさそう。13時を過ぎても飲食をしている人＝観光客もしくは主婦層が多いようであった。
- ・ 地元グルメは地元の食文化とイコールである。焼きそばになぜじゃがいもを入れるのか、理由やルーツをもっと知りたい。

カ 情報発信について

- ・ 施設などの解説板があり、分かりやすい。
- ・ 栃木市のるるぶはスゴイと思った。見たら行きたくなる。東武線の各駅（スカイツリー駅等）に置いてあったら呼び込めるだろう。フリーペーパーというの大きい。経費の問題が懸念される。置くとあつという間になくなってしまいうくらい人気なのだから、部数を刷ることができれば強力な情報発信手段となるだろう。
- ・ 駅構内に案内所がある。どのような情報発信をしているか見ておけばよかった（後悔）。
- ・ ガイドマップの種類が多い。



【栃木市総括】

歴史的資源の活用方法については、元々の資源の数に違いがあるものの、活用の進め方に参考とすべきケースを多く見ることができた。景観整備やまちづくりには長期的視野に基づいた取組が必要であり、それには地域住民の理解・協力も必要となってくる。観光客向けの飲食店は多くあるものの、地域住民の姿があまり見られないのは車社会が要因として大きく、逆に観光客に対する情報発信は非常に多面的にあり、参考とすべきである。

【古河市を歩いた感想】

ア 歴史的資源について

- ・ 残っている歴史的建築物の数はかなりあるが点在しておりうまく生かされていないイメージを抱いた。城跡等単体の印象はとても良い。
- ・ ウォーキングマップはあるものの、行程に見どころが少ないと感じた。
- ・ 大通り沿いに歴史的建造物が1軒もない。蔵は宅地の裏側に多い。道路拡幅で全部壊してしまったのか。

杉並通りの白壁



出典：古河市ホームページ

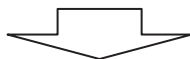
歴史博物館



出典：古河市ホームページ

イ 景観について

- ・ 通りは広いが歴史的な建築物がほとんど無く、現在の粕壁宿のような印象を受けた。
- ・ 通りから入ったところに建築物が残っている。道幅も狭く、ヒューマンスケールでまとまっているように感じた。
- ・ 少しアップダウンがある。また、城下町からか、複雑な街路の配置になっている。
- ・ 通りを歩くだけではなかなか城下町、宿場町としてのイメージが喚起されない。
- ・ 大通りと利根川との関連性がよく分からない。川がまちの形成にどのような影響を与えたのか不明である。
- ・ 道路の舗装に統一感がない。色調は灰、赤茶、緑、黒など様々。インターロッキングブロックの模様も場所ごとにバラバラであった。
- ・ 地域としての特徴が見えず、閑散としていた。



【古河市総括】

歴史的資源については主要通り沿いから1本入ったところに多く見受けられ、一見しては歴史的なまちなみの印象を受けない。現在の粕壁宿と近似している部分も多く、参考としやすい。景観面については整備はされているが歴史的なまちなみの印象が薄いようである。

(8) 粕壁宿に生かせること

- ・ 理想の内容に近いかもしれないが、長いスパンでの提案があるとよい。
- ・ 建物所有者や住民の意識に働きかけるような提案はできないだろうか。
- ・ 川を生かして、遊歩道や景観についての提案はできないか。
- ・ 「川」というのは一つのポイントであり、古利根川の景観を生かす。
- ・ 栃木市は春日部よりは先進地ではあるもののまだまだ発展途上という印象を受けた。
- ・ 歴史的景観を活かして＝蔵のみだと、やはり粕壁宿は小規模すぎる。景観だけでなく資源を生かしたまちづくりという方向かと感じた。
- ・ クレヨンしんちゃんやはりキラーコンテンツである。全国的な知名度なのだから生かさない手は無い！

- ・ 栃木市では地元住民をほとんど見ないのは何故なのか。商店街？が観光客向けの店だからか。逆に地元住民に出歩いてもらう仕掛け作りを吟味したい。
- ・ グルメは、おいしいことより、プッシュすることが重要だと思う。
- ・ 地元グルメは、地元の人が食べないと成り立たない。新しい名物をつくるよりは既存の名物を発掘すべきか。郷土菓子を生かしていきたい。
- ・ 観光館、美術館、郷土資料館など、蔵の活用方法は見習いたい。その場合の運営主体は行政以外で担うようにしたい。
- ・ 滞在性のある施設・スペースを設けると良い。
- ・ 既存ベンチを活用（塗り替え・植栽）する。
- ・ 重点地区と調和ブロック等の設置を進める。
- ・ 1つの充実したマップを用意する。
- ・ 市営駐車場の活用や駅近の利点を生かす。

4. 参考文献、ウェブサイト

春日部市(2011)『春日部市景観計画』

春日部市(2012)『春日部市統計書（平成24年）』

春日部市教育委員会(1998)『図録 春日部歴史－春日部市史普及版－』

春日部市郷土資料館(2005)『春日部・庄和 町の歴史 粕壁宿と西宝珠花河岸』

春日部市郷土資料館(2008)『粕壁宿と日光道中Ⅱ』

経済産業省(2006)『平成14年商業統計表』

経済産業省(2009)『平成19年商業統計表』

「今様草加宿」市民推進会議ホームページ

<http://www.imayo-sokasyuku.com/>

春日部市ホームページ

<http://www.city.kasukabe.lg.jp/>

春日部市商業協同組合

<http://www1a.biglobe.ne.jp/fujichan/card.html>

春日部 TMO

<http://www.tmo-kasukabe.com/>

春日部市観光協会

<http://www.kasukabe-cci.or.jp/sightseeing/index.html>

かすなび 春コン&春呑み

<http://www.kasunavi.com/harucom/>

株式会社黒壁

<http://www.kurokabe.co.jp/shop/dmshop/post.html>

株式会社ブランド総合研究所

<http://tiiki.jp/>

株式会社マキュアス

<http://www.macuass.co.jp/warabishi.html>

川越市ホームページ

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/toppage/0000000000000/APM03000.html>

経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

古河市ホームページ

<http://www.city.tochigi.lg.jp/>

国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/>

埼玉県ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

全国町村会ホームページ

<http://www.zck.or.jp/>

草加市ホームページ

<http://www.city.soka.saitama.jp/>

太宰府市ホームページ

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

東御市ホームページ

<http://www.city.tomi.nagano.jp/>

とちぎ蔵の町美術館ホームページ

<http://www.kuranomachi.jp/spot/kuranomachi/museum/>

栃木市ホームページ

<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

土地総合研究所ホームページ

<http://www.lij.jp/>

利根川舟運・地域づくり協議会ホームページ

<http://www.tonegawa-ship.jp/>

平塚市ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/index.htm>

三重県ましかど博物館ホームページ

<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/matikado/>

蕨市ホームページ

<http://www.city.warabi.saitama.jp/>

Tour de France 2012 Tour de France 2013 - Official site

<http://www.letour.fr/le-tour/2012/us/>

歴史的景観を生かした地域の活性化～粕壁宿を事例として～

研究員名簿

研究員

役割	所 属		職 名	氏 名
	杉戸町	商業活性化推進室	主査	池澤 恵一
	越谷市	産業支援課	技師	小船 佳亮
	越谷市	農業振興課	主事	風間 崇志
	久喜市	資産税課	担当主査	金澤 剛史
	埼玉県	越谷建築安全センター	技師	檀上 伸吾
リーダー	春日部市	都市計画課	主査	塚田 明
サブリーダー	埼玉県	浦和東高等学校	主事	中島 直輝
	埼玉県	狭山工業高等学校	主事	松岡 雄太
	春日部市	都市計画課	主任	松田 忠紀
サブリーダー	春日部市	文化財保護課	主任	森山 高
	行田市	地域づくり支援課	主事	吉田 哲也
	春日部市	商工観光課	主事	渡辺 早紀

(50 音順)

コーディネーター

帝京大学 経済学部地域経済学科	専任講師	山田 耕生
彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局 政策管理部 政策研究担当	主査	高橋 敏彦

